

令和6年度 第1回豊中市介護保険事業運営委員会 会議次第

日時：令和6年(2024年)8月5日(月)

午後2時～

場所：第一庁舎2階 大会議室及びZoom

< 議 題 >

1. 委員長・副委員長の選出
2. 部会長・部会員の指名
3. 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実績及び第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進行管理について
4. 令和5年度介護保険事業等実績報告/令和6年度介護保険事業特別会計予算
5. 各部会の報告について
6. その他

各審議会等委員の皆さま

市民協働部理事（人権文化担当）

審議会等における人権に対する配慮について

各審議会等委員の皆さまにおかれましては、市政に対するご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本市では過去に、執行機関の附属機関（いわゆる審議会）において、同和問題に関して委員による不適切ともとれる発言がありました。また、事務局である市職員も十分な対応をとることができなかったことが、大きな課題となりました。

本市は、人権尊重の視点をあらゆる施策に生かし、人権に対する意識の高揚に努めておりますが、今後このような事のないよう、審議会等の開催にあたっては、人権尊重の視点を十分に大切にしながら議論していただくことを、改めてお願い申し上げます。

この機会に、豊中市ホームページの人権に関する啓発のページをご覧くださいませようをお願いいたします。



パネル：身近なことから
人権を考える

市ホームページ URL：
https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/jinken/panel/2019panel/index.html



動画「部落差別ってなに？」

市ホームページ URL：
https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/jinken/douwa_keihatsudouga.html

○豊中市介護保険事業運営委員会規則

平成12年6月30日規則第62号

改正 平成15年4月1日規則第11号

平成15年11月5日規則第78号

平成18年3月31日規則第7号

平成19年3月23日規則第1号

平成19年3月26日規則第2号

平成23年3月25日規則第5号

平成24年2月15日規則第4号

平成24年6月19日規則第92号

平成26年4月28日規則第46号

平成27年3月25日規則第20号

平成30年10月25日規則第63号

平成31年3月22日規則第33号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市介護保険条例（平成12年豊中市条例第30号）第14条第3項の規定に基づき、豊中市介護保険事業運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療又は福祉の関係団体の代表
- (3) 介護サービス事業者の代表
- (4) 被用者保険の保険者の代表
- (5) 被保険者

2 前項第5号に規定する者は、公募により選考するものとする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別の事情があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、市長は委員を解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 委員会に専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項についての調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員及び専門委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会における審議状況及び結果を委員会に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第8条 委員長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部長寿社会政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に招集される委員会並びに委員長及び副委員長に事故がある場合その他の委員長の職務を行う者がいない場合における委員会の招集及び委員長が決定されるまでの委員会の議長は、市長が行う。
- 3 平成30年11月1日に委嘱される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成33年6月30日までとする。

附 則（平成15年4月1日規則第11号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年11月5日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第7号抄）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月26日規則第2号抄）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第5号抄）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月15日規則第4号抄）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月19日規則第92号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成26年4月28日規則第46号）

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規則第20号抄）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月25日規則第63号）

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日規則第33号抄）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

豊中市介護保険事業運営委員会委員名簿

令和6年7月1日時点

委員定数……15名（敬称略）

区 分	職業・役職等	氏 名
学 識 経 験 者	桃山学院大学 教授	お 小 の 野 たつ や 達 也
	大阪人間科学大学 教授	おお の 野 ま ど か
	大阪大谷大学 教授	はた 秦 やす 康 ひろ 宏
保健医療又は 福祉の関係団体	(一社)豊中市医師会 会長	つじ 辻 つよ 毅 し 嗣
	(一社)豊中市歯科医師会 会長	こん 近 どう 藤 あつし 篤
	(一社)豊中市薬剤師会 会長	あし 芦 だ 田 やす 康 ひろ 宏
	豊中市社会福祉協議会 常務理事	いま 今 い 井 まこと 誠
	豊中市民生・児童委員協議会連合会 評議員	ひがし 東 き 紀 よ 代 こ 子
サービス事業者の代表	(一社)豊中市介護保険事業者連絡会 代表理事	むら 村 かみ 上 いさお 功
	(一社)豊中市介護保険事業者連絡会 副代表理事	かめ 亀 い 井 こ 公 お 央
	(一社)豊中市介護保険事業者連絡会 副代表理事	こ 小 ばやし 林 え 恵 み 美 こ 子
医療保険者の代表	健康保険組合連合会大阪連合会 事務局長	にし 西 もと 本 だい 大 すけ 輔
被 保 険 者	第1号被保険者(市民公募)	なか 中 ね 根 しん 愼 じ 治
	第1号被保険者(市民公募)	か 加 しま 島 き 喜 よ 代 み 美
	第2号被保険者(市民公募)	とう 當 ない 内 かず 和 こ 子

豊中市介護保険事業運営委員会の体制について

■ 介護保険事業計画について

介護保険事業計画は、3ヵ年計画となっており、サービスの基盤整備や、第1号被保険者の保険料を3年ごとに見直すことになっています。

令和6～8年度の3ヵ年は第9期介護保険事業計画の計画期間にあたります。この計画は、保険料算定の根拠となる実施計画であることから、本計画の進捗管理、評価・分析などが必要です。さらに、介護保険事業にかかる特別会計の運営状況を管理していくことは保険者としての市の責務ですが、これらを円滑に実施していくため、介護保険事業運営委員会を設置していくことを豊中市介護保険条例に規定しています。

また、介護保険と関わりの深い「高齢者保健福祉計画」についても一体的に策定し、運営委員会とともに進捗管理を行なっていくこととしています。

■ 介護保険事業運営委員会について（委員定数 15 名）

本委員会では介護保険事業計画の策定・変更及び進捗管理、介護保険事業にかかる運営状況、その他の介護保険に関する重要事項の調査審議を行うこととなっています。

■ 部会について

運営委員会では、委員会が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができ、部会長及び部会委員は、委員長が指名することになっています。各部会は、部会における審議状況及び結果を委員会に報告します。

○ 地域密着型サービス運営検討部会（委員定数 8 名）

本部会では、地域密着型サービスの指定を行なうとき、あるいは指定しないこととするとき、また設備や運営に関する基準を定めるときは、あらかじめ部会及び運営委員会の意見を聴くこととなっています。

《担当事務局 長寿社会政策課 事業所指定係》

○ 地域包括支援センター運営協議会（委員定数 5 名）

本協議会は、委員の意見を踏まえて、地域包括支援センターの設置、運営等に係る必要な事項を審議し、地域包括支援センターの公正・中立な運営を確保し、適正な運営を図ることを目的とします。

《担当事務局 長寿安心課 相談支援係》

○ 介護保険施設等事業者候補選定委員会（委員定数 5 名）

介護保険事業計画に基づき整備する介護保険施設等について公募による公正公平な事業者候補を選定します。

《担当事務局 長寿社会政策課 事業所指定係》

○ 生活支援サービス部会（委員定数 5 名）

総合事業実施の中で、生活支援サービスに関係することについて評価・検討します。

《担当事務局 長寿社会政策課 計画推進係》

○ 介護人材対策部会（委員定数 4 名）

市が補助金を交付する介護人材確保事業に関する提案審査、実施事業の進捗確認を行います。

《担当事務局 長寿社会政策課 計画推進係》

第8期計画の進捗管理

令和6年度 第1回介護保険事業運営委員会 資料3-2

基本目標1 人生100年時代を見据えた生涯現役社会の実現

1) 健康づくり・介護予防の展開		令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
健康づくり・介護予防に取り組む高齢者が増加し、高齢者一人ひとりが活動的な生活習慣を表現するとともに、心身機能の維持・向上を図ることができるよう、健康づくりと介護予防を一体的に展開します。		●地域に根差した健康づくり活動とともに、たばこ対策・血圧対策などの具体的なテーマに絞った全市的な取組み、健康無関心層へのアプローチなどを展開し、全世代型の健康づくりを推進しました。 ●「とよなかパワーアップ体操」を中心に、介護予防センターの取組みや地域ささ愛ポイント事業、通いの場づくりなどを通じて、身近な地域における住民主体の多様な介護予防を展開しました。また、全地域で「通所訪問型短期集中サービスを活用した自立支援型ケアマネジメント促進事業」開始し、短期集中サービスを中心としたケアマネジメントの作成や、サービス終了後も自立した生活を継続できるよう支援しました。	○	●引き続き、地域に根差した健康づくり活動を展開するとともに、「身体活動」をテーマに加え、若年層及び健康無関心層への積極的なアプローチに取り組みます。 ●引き続き、介護予防の必要性を周知し、推進していきます。また、「通所訪問型短期集中サービスを活用した自立支援型ケアマネジメント促進事業」の効果検証を行い、令和7年度以降の短期集中サービスの実施箇所数や内容を検討していきます。
(1) 健康づくりの推進【重点的な取組み】				
健康寿命の延伸に向け、「豊中市健康医療戦略方針」及び「豊中市健康づくり計画」の推進を通じて、健康への関心の有無などに関わらずあらゆる世代が健康につながる環境づくりや生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組みます。				
No	取組み事項及びその内容	令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
1	生活習慣病等の予防	●市内医療機関で豊中市が実施するすべてのけんしんを無料とし、受診しやすい環境整備に取り組みました。 ●オンラインや休日・夜間の特定保健指導を実施し、特定保健指導が利用しやすい環境を整備しました。また、豊中市医師会、市内医療機関へ特定保健指導実施を協力依頼し、さらに多くの市内医療機関において特定保健指導を利用できるよう取り組みました。	○	●けんしんは無料であること、個別医療機関でけんしんを受けられること等、受診しやすい環境になったことをSNSなどを活用して周知するとともに、豊中市医師会、市内医療機関と連携し、受診率向上をめざします。 ●特定保健指導利用しやすい環境整備とともに、未利用者勧奨を強化して、実施率向上をめざします。
	生活習慣病予防、疾病予防に関する普及啓発に向けた取組みの拡充を図ります。また、特定健診や各種がん検診等、事後指導に関する周知啓発及び受診しやすい体制づくりに取り組むとともに、受診率の向上を図ります。（けんしんの無料化・個別化）			
2	地域での健康づくりの展開	●健康づくり推進員会では、各校区において健康教室を実施しました。運動・栄養など健康づくりに関するテーマで取り組みました。 【実績】R5年度：開催回数29回 延べ参加人数499人（R4年度：開催回数18回 延べ参加人数332人） ●全市事業として健康づくりの講演会を4回実施し（参加人数244人）、また、市が実施する保健事業にも協力し、行政と連携しながら健康づくり推進に取り組みました。	○	●各校区における取組みにおいては、顔の見える活動を幅広く展開し、正しい健康づくり情報の発信、地域とつながる健康づくり運動の推進、魅力あふれる楽しい健康づくりの実践など、地域に根差した活動を行っています。 ●全市事業にも合わせて取り組むことで、広く市民に健康づくりに参加してもらえる機会を今後も創出していきます。
	行政、家庭、学校、地域、職場、関係団体・機関など社会全体で、市民一人ひとりの健康づくりを支援する体制の構築・充実を進めるとともに、健康づくり推進員会などのボランティアの活動を支援し、地域での健康づくり運動を推進します。			
3	いきいき血管プロジェクトの推進	●たばこ：令和3年4月1日に施行された「豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例（愛称：スマイルグリーン条例）」の周知啓発及び、受動喫煙防止のための指導を実施しました。 ●減塩：自然と減塩につながる環境づくりをすすめるため減塩協力店の周知啓発や、減塩動画を作成しSNS等を活用し発信しました。 ●身体活動：若年層、働き世代・育児世代にも楽しみながら運動することで自身の健康に目をつけるきっかけとなるよう、イベントを実施する等、幅広い世代への健康増進に取り組みました。	○	●引き続き、「豊中市健康づくり・食育推進計画」の分野別計画に沿って取組みを進めます。
	「いきいき血管プロジェクト」を推進し、若年層や健康無関心層にも働きかける取組みを推進します。関係主体と連携しつつ、減塩、禁煙、高血圧などの各テーマに沿った取組みを進め、得られた成果を拡充します。			
4	健康無関心層へのアプローチ	●市内87薬局に設置されたデジタルサイネージを活用し、健康・医療・福祉等をはじめとする市民の健康維持増進に寄与する市政情報を発信しました。 ●小生親子を対象としたイベントを実施し、健康無関心層である働き世代・育児世代への健康への意識づけを行いました。 ●市内の図書館や飲食店などに血圧計を設置し、健康無関心層への日常生活における健康意識向上に取り組みました。	○	●イベント実施などを通じて、健康情報に接する機会を持てるよう、健康無関心層への健康意識の普及啓発に努めます。
	デジタルサイネージ（電子掲示板）など多様な媒体・機会を活用した効果的な健康情報の発信、生活習慣病予防・疾病予防などの普及啓発を行い、健康無関心層へのアプローチを行います。			
5	保健事業と介護予防の一体的実施	●後期高齢者健診受診時に記入する15項目の質問票においてフレイルに該当する場合、医師より「フレイル処方箋」を発行し、地域包括支援センターが適切な地域資源や介護サービス等につなぎ、栄養・食事に関して、地域包括支援センターの専門職のアセスメントの結果、必要な高齢者に対し、栄養個別訪問指導を行いました。また、医療・介護データから市内高齢者の健康状態について分析しました。 ●歯科健康診査結果及び通いの場における質問票の結果から対象となった方へ「歯や口の健康づくり教室」を案内し、歯科衛生士による口腔機能検査や個別保健指導等を実施しました。 ●市内の通いの場において、栄養士による健康教育、健康運動指導士による運動指導、体力測定を実施しました。 ●とよなかパワーアップ体操を実施する自主グループの参加者に対して、医療専門職が質問票を用いて心身の健康状態等を把握し、状態に応じて必要な支援につなげる取組みを実施しました。	○	●引き続きオーラルフレイル対策に取り組みます。 ●通いの場に参加している高齢者でオーラルフレイルに該当する方へ、「歯や口の健康づくり教室」を案内していきます。 ●フレイル処方箋事業については、実施医療機関数を増やし、より多くの圏域・対象者へ介入支援をしていきます。また、嚥下機能に課題のある人への個別支援を充実していきます。 ●通いの場における質問票を活用し、必要な地域資源につなげていきます。 ●また、筋力アップのための運動指導や体力測定、栄養士による健康教育も継続します。
	高齢者一人ひとりが年齢・性別、健康状態、興味・関心などに応じて参加できる通いの場等において、医療専門職の積極的な介入・関与や医療・介護のデータ活用などを通じて、保健医療の視点から、フレイル対策（口腔・運動・栄養を含む）を一体的に実施します。			

(2) 介護予防の推進【重点的な取り組み】				
地域の状況・特徴などを踏まえ、「とよなかパワーアップ体操」などを中心に、通いの場づくりや元気な高齢者が高齢者を支えるための仕組みづくりなどを通じて、身近な地域における住民主体の多様な介護予防活動を展開します。 また、住民主体の介護予防をより効果的・継続的に展開していくため、関係者間での自立支援に関する意識共有や具体的な取り組みの充実を図ります。				
No	取組み事項及びその内容	令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
6	とよなかパワーアップ体操の自主グループの育成・支援 介護予防体操「とよなかパワーアップ体操」の普及啓発の実施と、体操の自主グループの立ち上げ支援を行うとともに、自主グループのモチベーション維持のため、専門職による体力測定や体操指導等の支援を行います。	●とよなかパワーアップ体操の普及啓発の実施と自主グループの立ち上げ支援を行いました。自主グループのモチベーション維持のため、専門職による体力測定や体操指導等を保健事業と介護予防の一体的事業として実施しました。また、各圏域で自主グループ交流会を実施し、グループの垣根を超えた交流の促進を行いました。	◎	●地域課題分析に基づき、自主グループがない地域に重点的に普及啓発、立ち上げ支援に取り組み、住民主体の介護予防を効果的・継続的に展開していく必要があります。 ●とよなかパワーアップ体操を認知症予防、口腔機能の向上など、総合的な介護予防の推進を図る媒体として活用を推進します。 ●自主グループの発展、定着をめざし財政的な支援等様々な方法で支援を実施します。
7	介護予防センターの運営 市内6か所の介護予防センターにおいて、介護予防の普及啓発や高齢者の健康・生きがいづくりに関する事業を実施します。 また、事業参加者の地域での活躍を支援するとともに、子どもをはじめ地域住民との交流の機会づくりなどを展開し、地域に開かれた介護予防の拠点づくりを進めます。	●とよなか健康大学で健康や介護予防に関する講座内容の充実を図るとともに、健康大学卒業生に対して、地域等にて活躍できるようサポートを行いました。また、コロナ禍で減少した利用者についても徐々に回復してきました。	◎	●介護予防センターにおいて、従来のアプローチだけでなく専門職が関わって個別の課題を支援する仕組みを構築する必要があります。また、事業参加者の地域での活躍を支援するとともに、子どもをはじめ地域住民との交流の機会づくりなどを展開します。
8	介護予防に関する普及啓発の実施 講演会や介護予防教室において、運動機能向上・低栄養予防・認知症予防等、介護予防に関する周知啓発や介護予防プログラムを実施します。	●認知症予防教室を市内3会場、介護予防に関する測定イベントを市内1会場で実施しました。	○	●認知症予防が必要な方に教室参加していただけるように周知方法などの検討をする必要があります。 ●興味のある人が参加しやすいよう、1回コースの認知症予防教室を創設し参加者増加を図るとともに行動変容を促進します。 ●介護予防に関する普及啓発として、イベントを実施します。
9	通いの場の拡充 高齢者一人ひとりが年齢・性別、健康状態、興味・関心などに応じて参加できる通いの場について、専門職や民間企業・団体など多様な主体と連携を図りつつ、地域づくりの視点で多様な通いの場を拡充し、介護予防につなげます。	●既存の市民団体の情報を活用し、介護予防の必要性について周知しました。	○	●引き続き、民間企業・団体等多様な主体と連携し、通いの場の拡充を図ります。薬局のデジタルサイネージを利用し、改訂版とよなかパワーアップ体操の案内を周知します。
10	とよなか地域ささえ愛ポイント事業の推進 「とよなか地域ささえ愛ポイント事業」の推進を通じて、社会参加・地域貢献への動機付けを行い、生きがいや介護予防につなげます。 また、活動対象を、子育て支援活動などにも拡充し、高齢者が地域を支える仕組みを強化します。	●登録者が活動に参加することで、地域貢献に対する動機付けになるとともに、社会参加や介護予防につながりました。また、活動支援金の受取方法にデジタルポイントを導入しました。	◎	●引き続き、社会貢献活動に参加していない高齢者の活動登録が増えるよう、活動内容の充実や拡大、周知・啓発の工夫を図っていきます。
11	通所訪問型短期集中サービスの推進 通所訪問型短期集中サービスを実施し、低下した生活機能を改善するための支援を行い、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。 また、サービス終了後は、とよなかパワーアップ体操の自主グループなどの地域資源につなぐことで、生きがいづくりや社会参加を促進します。 さらに、「通所訪問型短期集中サービスを活用した自立支援型ケアマネジメント促進モデル事業」を少路圏域で実施し、得られた成果を全市展開するために課題の整理を行います。	●モデル事業の実績を踏まえ、令和4.5年度は市全域で通所訪問型短期集中サービス『はつらつ教室』を展開しました。要支援1・2、事業対象者を対象に、3カ月間短期集中的に専門職が介入・支援を行い、生活課題の改善、介護予防に取り組みしました。令和4年は509名、令和5年は535名が参加し、9割の方にフレイルの改善が認められました。教室卒業後も通いの場や体力測定会などの地域資源に繋ぎ、可能な限り自立した生活を継続できるよう支援しました。	◎	●引き続き参加者数の増加、フレイル改善率及び給付サービスからの卒業率の向上をめざします。また、今後は保健事業との連動により早期からの介護予防の取組みとして、実績から得られたデータ分析、効果検証、課題抽出を通して事業内容の見直しを進めます。

2) 社会参加の促進		令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
高齢者が生涯を通じて、地域社会とつながり、活躍できるよう、高齢者一人ひとりの生活機能レベルやニーズ等に応じた多様で切れ目のない社会参加を支援します。		●老人クラブの活動への支援、生涯スポーツや生涯学習などの場・機会の提供に取り組み、ボランティア活動や市民活動等の促進に向けて、市民活動情報サロン等での情報提供及び相談支援、「とよなか地域創生塾」などの興味・関心を実践につなげる取組みを推進することで、高齢者の生きがいづくりや社会参加などを促進しました。また、令和5年2月より庄内コラボセンター「ショコラ」を開設しました。	◎	●引き続き庄内コラボセンター「ショコラ」や市内6か所の地域福祉活動支援センターなどで、市民相互及び世代間の交流に向けた事業を展開し、高齢者の社会参加を支援します。
(1) 地域活動等への参加促進				
高齢者の社会参加が介護予防・自立支援につながるという視点を踏まえ、「支える人」と「支えられる人」といった画一的な考え方の転換をめざし、高齢者の地域での多様な生きがいづくりとともに、地域の担い手として活躍できるよう、ボランティア・社会貢献活動を支援します。				
No	取組み事項及びその内容	令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
12	老人クラブへの支援			
	老人クラブの会員拡大や事業の活性化、高齢者による相互支援活動や地域福祉活動、世代間交流等の促進に向けて、各地域の老人クラブの主体的な活動を支援します。	●市老人クラブ連合会の事務局を担う市社会福祉協議会と単位老人クラブ・市老人クラブ連合会へ補助金を支出し、活動の支援を行うことで、老人クラブの活動の活性化が図られ、生きがいづくりにもつながりました。	◎	●老人クラブの会員の増加を図るとともに、高齢者相互支援活動や地域福祉活動のさらなる促進を支援する必要があります。
13	生涯スポーツの推進			
	体育館や温水プール等の施設において、年齢や体力、スポーツ経験、興味・目標に応じた、多様なスポーツ機会の提供を行い、健康の保持・増進に向けた取組みを行います。 また、高齢者のスポーツに対する意識向上を図るとともに、スポーツ活動を通じて高齢者の交流が生まれるよう、各種教室や事業の普及促進に努めます。	●「トライウォーキング」を開催し、市民の健康づくりや運動・スポーツに気軽に参加できるきっかけづくりに取り組みました。 ●「とよなかチャレンジスポーツフェスタ」を開催し、ポッチャや囲碁ボールなど年齢、性別を問わず楽しめるニュースポーツ体験会を実施し、ニュースポーツの普及促進に取り組みしました。	◎	●引き続き、高齢者も参加できるスポーツ教室や事業を実施し、スポーツの普及促進に努め、社会参加につながる場の提供に取り組みします。
14	生涯学習活動の推進			
	千里文化センター「コラボ」において、生涯学習活動や介護予防活動等、社会参加につながる事業を展開します。 また、南部地域の課題解決と魅力創造を行うために、「（仮称）南部コラボセンター」を開設します。 さらに、開設にあたり、就労支援、市民活動、介護予防、生涯学習活動の活動拠点機能や、市民、市民団体、民間事業者同士の交流拠点として展開することで、人や事業者との交流促進や連携するための場づくりを行います。	●さまざまな主体との協働により「落語会」や「ミュージック・ケアで心と体をリフレッシュ」「独居高齢者向けの備えセミナー」「千里まちあるき」などの開催、高齢者の地域での多様な生きがいづくるとともに、地域の担い手として活躍できるよう取り組みました。 ●庄内コラボセンター内の各施設・民間事業者・市民が連携して「ショコラフェスタ」を実施したほか、ショコラ内の庄内介護予防センターの利用者が庄内さくら学園の児童に囲碁将棋を教える場を設けるなど、地域連携・交流促進に取り組みしました。	◎	●庄内コラボセンター「ショコラ」を拠点に、市民相互及び世代間の交流に向けた事業を進めます。 ●千里文化センター「コラボ」を拠点にさまざまな主体との協働による取組みを行い、引き続き地域住民の交流の場と機会の創出に努めます。
15	介護予防センターの運営【再掲】			
	市内6か所の介護予防センターにおいて、介護予防の普及啓発や高齢者の健康・生きがいづくりに関する事業を実施します。 また、事業参加者の地域での活躍を支援するとともに、子どもをはじめ地域住民との交流の機会づくりなどを展開し、地域に開かれた介護予防の拠点づくりを進めます。	【再掲】	【再掲】	【再掲】
16	とよなか地域ささえ愛ポイント事業の推進【再掲】			
	「とよなか地域ささえ愛ポイント事業」の推進を通じて、社会参加・地域貢献への動機付けを行い、生きがいや介護予防につなげます。 また、活動対象を、子育て支援活動などにも拡充し、高齢者が地域を支える仕組みを強化します。	【再掲】	【再掲】	【再掲】
17	ボランティア活動や市民活動等への支援の充実			
	ボランティア活動や地域貢献活動などを支援するため、地域福祉活動支援センターやボランティアセンター、市民活動情報サロンでの情報発信や相談支援機能の充実を図るとともに、「とよなか夢基金（市民公益活動基金）」などによる運営支援に取り組みます。 また、「とよなか地域創生塾」の取組みを通じて、一人ひとりの興味・関心を社会参加や社会貢献活動などの実践につなげる機会・仕組みの充実を図ります。	●市内全域の各公共施設において「ボランティア入門講座」を12回、「おでかけ相談会」を11回開催しました。 ●個人や団体がゆるやかにつながり、日ごろの疑問や課題解決について語り合う「ちゃぶたい集会」を11回開催し、170名が参加していただきました。 ●市民公益活動推進助成金として、初動支援コース5事業、自主事業コース8事業の合計13事業、1,995,000円を交付しました。 ●令和5年度「第7期とよなか地域創生塾」を開講、受講生40名に対し「イベント・メディアコース」「空間活用コース」の2コースを各10回実施し、地域活動実践の具体的な手法や取組み例を学びました。	◎	●市民公益活動支援センターにおいて、これまでの情報発信や相談対応に加え、団体同士や団体と地域のつながり作りを強化します。また、「とよなか夢基金（市民公益活動基金）」による活動支援についても、引き続き取り組みます。 ●令和6年度「とよなか地域創生塾」では、社会課題解決をテーマとするコースとイベント・空間活用を通じたつながりづくりをテーマとするコースの2コースを設定し、引き続き地域人材の育成と地域活動の実践支援に取り組みます。

(2) 就労支援の充実				
高齢者の介護予防・自立支援、今後の介護人材の確保や社会の活力の維持につなげていくため、高齢者の多様な就労の促進に向けた支援に取り組みます。				
No	取組み事項及びその内容	令和５年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和６年度以降の課題・方向性
18	高齢者の就労機会の創出 地域就労支援事業や無料職業紹介事業、高齢者活用を検討している事業者への専門家派遣などにより、就労を希望する高齢者と高齢者を活用する事業所のマッチング等を推進します。 また、就労促進講座や企業を対象とした高齢者雇用を促進する取組み等を通じて、高齢者の就労機会の創出を図り、高齢者が希望する就労や社会参加等への橋渡しを進めます。	●市内事業所を中心に企業を訪問し求人の開拓を行うとともに、シニアのための就職意欲向上セミナーを開催（令和5年11月に2回）し、高齢者の就労支援を行いました。また、地域就労支援センターで受け付けた相談について、相談者の希望に合わせた形での社会参加のサポートを行いました。	○	●引き続き企業と求職者とのマッチングを積極的に進めることで、高齢者の就労機会の創出を図っていきます。 また、高齢者の雇用に当たり、社内制度を見直す必要がある事業所には、働き方アドバイザーを派遣して支援していきます。
19	シルバー人材センターの事業の支援 高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを進めるため、高齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業や軽易な業務への就業の機会確保に取り組むシルバー人材センターの事業を支援します。	●シルバー人材センター事業への補助や支援を通じて、高齢者の就労支援に取り組みました。また、シルバー人材センター庄内サテライトオフィスを活用し、就労を希望している高齢者を支援しました。	○	●引き続き、シルバー人材センターと連携し、高齢者の就労を支援していきます。

基本目標2
一人ひとりの状況・状態に対応した支援の実現

1) 認知症施策の充実	令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
認知症が多くの人にとって身近なものとなっています。認知症により生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解・協力のもと、認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域の中で自分らしく日常生活を過ごしていけるような地域づくりが必要です。国の認知症施策推進大綱を踏まえ、「共生」と「予防」を両輪とした認知症の支援に取り組めます。	●認知症サポーターの養成や認知症カフェの立ち上げ・運営支援、チームオレンジの体制づくりに取り組み、地域で見守る環境づくりを進めました。 ●認知症初期集中支援チームに専従者を1人配置し相談支援を行いました。認知症地域支援員と初期集中支援チームとの連携を図り、初期段階にける支援体制の強化を図りました。	○	●継続的に認知症サポーターの養成を図るとともに、ステップアップ講座の開催や認知症カフェの立ち上げ支援などを通じて、地域で見守り支える体制づくりを進めます。 ●「認知症医療・福祉連携おたすけマップ」の改訂および普及・活用の促進や、医療介護連携による専門職の認知症対応力の向上などを通じて、認知症の早期発見・早期対応や認知症の人などへの支援の充実を図ります。また、若年性認知症の支援窓口リーフレットを市民及び支援者に配布し、市ホームページに掲載することにより、若年性認知症に関する情報を発信していきます。

(1) 認知症の理解促進と地域で見守り支える環境づくり【重点的な取組み】

認知症についての正しい理解が地域全体に広まるよう、認知症に関する正しい知識の普及・理解の促進を図るとともに、認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成及び活動支援の充実、認知症の人を地域で見守り支える環境づくりを進めます。		令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
No	取組み事項及びその内容			
20	認知症サポーターの養成	●図書館と連携した認知症サポーター養成講座を定期的に開催しました。民間事業者に向け開催案内のチラシの送付等を行い、希望者に対して講座を実施しました。	◎	●引き続き、図書館等の公共施設での講座を開催するとともに、民間事業者等に向け、チラシの配布等を行い開催を促進していきます。
	図書館や公民館における認知症サポーター養成講座を継続して実施するとともに、認知症の人と地域で関わる人が多いと想定される郵便局や民間事業者向けの認知症サポーター養成講座の開催を促進します。			
21	認知症キャラバン・メイトの活動支援の充実	●認知症キャラバン・メイト連絡会企画部会を定例で開催し、キャラバン・メイトが活躍できる環境づくりを検討しました。フォローアップ研修を行い、キャラバン・メイトの活動支援、交流を実施しました。	○	●引き続き、研修や情報発信によりキャラバン・メイトの活動支援を実施します。
	認知症サポーター養成講座の講師を行うキャラバン・メイトを支援するため、豊中市キャラバン・メイト連絡会と連携のもと、メイト間の情報共有や交流促進、研修等を通じたスキルアップに向けた支援を行います。			
22	認知症カフェの立ち上げ支援と普及啓発	●認知症地域支援推進員がカフェの立ち上げ及び運営の支援を行いました。「認知症カフェマップ」を作成し、関係機関等で配布しました。	◎	●引き続き、認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェの立ち上げ・運営支援を実施します。また、認知症カフェが認知症サポーターの活動の場として機能するよう体制を整えていきます。「認知症カフェマップ」の配布等を行い、カフェの普及を図ります。
	「認知症カフェ」を認知症の人及びその家族介護者等が気軽に集える場、認知症に関する正しい知識や情報を得られる場、認知症サポーターの活動の場として、新規に立ち上げを支援し、市全域への展開を推進します。 また、「認知症カフェマップ」を作成し、「認知症医療・福祉連携おたすけマップ」と合わせて活用し、普及を図ります。			
23	認知症サポーター等が活躍できる環境づくり	●「チームオレンジ」の体制づくりに取り組むため、認知症地域支援推進員を中心に認知症カフェの立ち上げを支援するとともに、ステップアップ講座としてフォローアップ研修、ステップアップ研修を2段階で開催し、認知症カフェを活動の場として「オレンジジャー」の名称で活躍する人材を育成しました。	○	●引き続き、認知症サポーター養成講座受講者を対象にステップアップ講座を開催します。また、育成されたオレンジジャーの活動を支援します。
	「チームオレンジ」の体制づくりを「認知症カフェ」の展開と合わせて一体的に進めます。 また、虹ねつと連絡会認知症支援部会の参画団体等との連携を図り、「認知症カフェ」各所に専門職を派遣するとともに、「認知症サポーター」（ステップアップ研修を受講した認知症サポーター）が「認知症カフェ」を活動の場として活躍できるような仕組みをつくります。			
24	認知症の本人からの発信の支援	●認知症カフェが、認知症の本人や家族、地域住民、関係者が交流できる場として開催されています。	○	●関係機関と連携しながら、認知症カフェも含め、本人発信の場づくりについて検討を進めます。
	「認知症カフェ」の取組みを通じて、認知症の本人が自身の希望や必要としていること等を本人同士、地域住民と語り合う場の普及を図ります。			
25	認知症に関する正しい知識の普及及び理解の促進	●世界アルツハイマー月間である9月に、認知症啓発イベントとして「とよなかオレンジフェア」を文化芸術センターで開催し、認知症についての正しい知識の普及啓発を行いました。9月の1か月間、市公用車26台に啓発マグネットを貼付し情報発信しました。また、キャラバン・メイトが中心となり千里中央駅周辺で駅頭啓発を実施しました。	○	●より多くの人、また多世代に向けた認知症啓発イベントを検討し実施します。
	関係機関・団体等との連携による講演会・研修会、認知症啓発イベント「とよなかオレンジフェア」の開催等を通じて、認知症に関する正しい知識の普及及び理解を促進します。			
26	地域での認知症の方の見守り体制の強化	●徘徊（ひとり歩き）する認知症高齢者の居場所を早期に発見するため、GPS端末の貸与やみまもりステッカーを配付し、家族が安心して介護できるよう支援しました。 ●認知症の方やその家族が安心して住み慣れた地域で生活できるよう認知症個人賠償責任保険事業を開始しました。 ●「徘徊SOSメール」で配信した件数は長寿安心課・地域共生課・障害福祉課・社会福祉協議会合わせて、9件でした。 ●「徘徊SOSメール」のシステム終了に伴い、スマートフォンアプリ「オレンジセーフティネット」を導入しました。 ●行方不明になった際、捜索依頼を早期に発信するために、捜索依頼者、捜索協力者の登録をイベントでの周知で促しました。 ●「認知症高齢者・障害者等行方不明捜索システム障害者に関する徘徊SOSメール」の配信件数は、令和5年度は0件でした。	◎	●本事業の利用促進を図るため、引き続き必要な家族介護者に事業の周知をすると共に、協力してくれる市民・事業者への周知が必要です。 ●徘徊者の早期発見ができるよう、引き続き市民への周知・啓発に努めます。
	地域での認知症の方の見守り体制を強化するために、認知症の方が徘徊した場合に早期の発見・安全確保を目的とした徘徊高齢者家族支援サービス（豊中市徘徊高齢者位置情報サービス・みまもりあいステッカー）及び認知症高齢者・障害者徘徊SOSメールの周知啓発、利用促進を図ります。			

(2) 認知症の予防・早期発見とスムーズに支援につなげる体制の充実【重点的な取組み】

認知症については、早期の発見と対応が重要となるため、認知症ケアパス等の充実や普及・活用の促進をはじめ、認知症支援や認知症予防に関する知識・情報の周知・啓発を図ります。また、認知症初期集中支援チームをはじめとする支援機関の活動を通じて、早期発見からスムーズに支援につなげます。				
No	取組み事項及びその内容	令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
27	認知症ケアパスの普及及び活用促進 認知症の早期発見や必要な支援にスムーズにつながるよう、「認知症医療・福祉連携おたすけマップ（認知症ケアパス）」の内容を充実させ、普及・活用の促進を図ります。 また、ポータルサイト「医療・介護・地域資源情報ナビ」や啓発冊子「やさしい介護と予防」などを通じて、認知症に関する相談ができる医療機関・相談窓口をはじめ、認知症支援に関する事業・活動の内容等の情報発信の充実を図ります。	●「認知症医療・福祉連携おたすけマップ」を改訂し、関係機関に配布しました。また、市民向けに周知しました。	○	●「認知症医療・福祉連携おたすけマップ（認知症ケアパス）」を引き続き関係機関、市民向けに周知啓発媒体として配布するとともに、内容の見直しや改訂を進めます。認知症の早期発見や必要な支援にスムーズにつながるよう、配布先での普及・活用の促進を図ります。
28	認知症予防に関する知識・情報の周知・啓発 認知症に対する正しい知識や予防の取組みの啓発を行うため認知症予防教室を開催します。	●認知症予防教室(週1回、3か月)を市内3会場で事業者へ委託し実施しました。教室の効果検証とともに、次年度委託に向けた検討、業者選考を行いました。	○	●教室の効果検証や事業評価の指標を整理する必要があります。行動変容や地域活動への参加などを指標に評価していきます。 ●1回コースの教室を創設しより幅広い対象の方に認知症予防の普及啓発を図ります。
29	認知症の初期段階における支援体制の強化 認知症初期集中支援チームと地域包括支援センターや医療機関・介護事業所等との連携により、初期段階における支援体制を強化します。	●認知症初期集中支援チームに専従者を1人配置し相談支援を実施しました。 ●認知症初期集中支援チームと地域包括支援センター（認知症地域支援推進員）が初期段階における支援体制について、意見交換や情報共有をするため、推進員会議にチーム員が出席しました。	◎	●初期集中支援チームと地域包括支援センターが互いに連携して認知症の初期段階における支援を行います。個別事例を積み重ねながら、嘱託医を含め各機関の役割分担を整理していく必要があります。
30	認知症支援に関する情報発信の充実 認知症予防に関する知識や情報、認知症を疑うサイン、相談窓口、イベント情報や介護体験などの情報発信を虹ねっと連絡会認知症支援部会の参画団体と連携して行います。	●市ホームページ「虹ねっと連絡会からのお知らせ」を通じて、認知症支援部会からの情報を発信しました。 ●若年性認知症の支援窓口のリーフレットや認知症カフェマップを発行しました。	◎	●関係機関と連携して、各種チラシ、ホームページなどの媒体を活用して、情報発信の充実を図ります。

(3) 認知症の人と介護者に対する支援の充実【重点的な取り組み】

No		取組事項及びその内容	令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
31		相談支援に関する機関等の連携の強化	●認知症支援部会を3回開催し、支援活動の情報共有をしました。7圏域に設置した囁託医会議を実施し、囁託医の地域との役割などの情報共有を行いました。	◎	●認知症支援部会の活動を継続し、各機関・団体等が行う活動や事業について情報共有を行い、地域全体の認知症ケアの向上に向けた連携・協力体制の構築・強化などに取り組みます。 ●7圏域に配置している認知症地域支援推進員同士で会議等を通じて情報共有を行いながら、囁託医との連携強化を図ります。
		虹ねっと連絡会認知症支援部会の活動を通じて、認知症地域支援推進員による認知症の相談支援に関する機関・団体等の取組みの情報共有、地域全体の認知症ケアの向上に向けた連携・協力体制の構築・強化などに取り組みます。			
32		専門職の認知症対応力の向上	●認知症支援部会において、認知症対応力向上のため、専門職向け研修を開催しました。	○	●医介連携の取組みのなかで三師会（医歯薬）等の協力を得ながら専門職の認知症対応力向上に取り組みます。
		介護や看護など在宅生活を支援する専門職、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局、病院の一般病棟における認知症対応力の向上に取り組みます。			
33		認知症の人の家族への支援	●認知症の方の介護に関する身体的・精神的な悩みや不安を家族介護者同士が共有する場として「認知症高齢者家族交流会」を提供するとともに、孤立しがちな介護者の精神的支援を継続的に行いました。 ●精神科医や薬剤師など専門職等を招いての「認知症高齢者家族教室」を開催し、知識や介護技術の向上に努めました。	◎	●今後、認知症高齢者がますます増加する中、家族介護者の精神的負担の軽減に本事業が果たす役割は大きいいため、交流会・教室を気軽に立ち寄れる場所として、より多くの人に周知していく必要があります。
		認知症の人を介護する家族のニーズを踏まえ、介護者の精神的負担の軽減に向けた相互交流の促進や、介護技術の向上に向けた取組みなどを推進します。			
34		認知症カフェの立ち上げ支援と普及啓発【再掲】	【再掲】	【再掲】	【再掲】
		「認知症カフェ」を認知症の人及びその家族介護者等が気軽に集える場、認知症に関する正しい知識や情報を得られる場、認知症サポーターの活動の場として、新規に立ち上げを支援し、市全域への展開を推進します。 また、「認知症カフェマップ」を作成し、「認知症医療・福祉連携おたすけマップ」と合わせて活用し、普及を図ります。			
35		認知症支援に関する情報発信の充実【再掲】	【再掲】	【再掲】	【再掲】
		認知症予防に関する知識や情報、認知症を疑うサイン、相談窓口、イベント情報や介護体験などの情報発信を虹ねっと連絡会認知症支援部会の参画団体と連携して行います。			
36		認知症の人の社会参加の促進	●図書館や高齢者施設内で認知症カフェを開催しました。	○	●認知症の日本人が希望する形での社会参加ができるよう、必要な支援の検討を進めます。
		公民館や図書館をはじめとする、高齢者の利用が多い施設等と連携した支援方策の充実を図り、認知症の方の社会参加を促進します。			
37		若年性認知症の人への支援	●若年性認知症に関する相談窓口案内リーフレットを関係団体と共に作成し発行しました。	○	●若年性認知症の人の支援については、高齢だけでなく障害・福祉の部署との連携が不可欠です。既存の資源について、関係部署と協力しながら作成したリーフレットを活用し相談窓口の周知を行います。
		若年性認知症の人を、就労や社会参加・居場所づくりなど様々な分野から総合的に支援するため、資源を充実するとともに、既存の資源についての周知を図ります。			

2) 関係機関・専門職の支援スキルの向上と多職種連携の強化		令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、医療と介護の多職種連携や支援スキルの向上、ケアマネジメント力の向上に取り組みます。		●在宅医療・介護連携支援センター事業を推進するとともに、虹ねつと連絡会の取組みとの連携を図り、医療・介護関係者の支援スキルの向上や在宅医療・介護に関する市民への啓発を進めました。 ●地域ケア個別会議を通じた自立支援・重度化防止の普及とともに、全市域で、「通所訪問型短期集中サービスを活用した自立支援型ケアマネジメント促進事業」を開始し、短期集中サービスの拡大、サービス修了後も介護予防手帳や体力測定会、介護予防ケアマネジメントBなどを活用して、高齢者の介護予防・自立支援を促進しました。	◎	●引き続き、在宅医療・介護連携支援センター事業を推進し、多職種の連携強化や医療・介護従事者の支援スキルの向上、市民に対する啓発活動などに取り組みます。 ●「通所訪問型短期集中サービスを活用した自立支援型ケアマネジメント促進事業」の効果検証を行い、短期集中サービスの実施箇所数や内容を検討します。修了後も継続的に自立した生活を意欲的に営む仕組みである介護予防手帳や体力測定会、介護予防ケアマネジメントBなどを活用して、高齢者の介護予防・自立支援を推進します。
(1) 在宅医療と介護の連携強化【重点的な取組み】				
医療と介護の両方のニーズを持つ高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療・介護連携支援センターにおいて、在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築・強化などに取り組みます。 また、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護保険事業者連絡会、訪問看護ステーション連絡会、地域包括支援センター、病院連絡協議会、豊中市（関係課、市立豊中病院）で構成する医療と介護、保健分野の連携ネットワークである「虹ねつと連絡会」の取組みとの連携を強化しながら、在宅医療・介護連携のさらなる充実を図ります。				
No	取組み事項及びその内容	令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
38	在宅医療・介護連携支援センター事業の実施 在宅医療・介護連携の強化を図るため、「豊中市在宅医療・介護連携支援センター事業」を実施します。 また、実施にあたっては、医療・介護の関係者の代表から構成される「虹ねつと連絡会」や既存のネットワークとの連携のもと、地域に根差した在宅医療・介護連携を推進します。	●「豊中市在宅医療・介護連携支援センター運営事業」では、「日常の療養支援時」に関わる医療・介護関係者のスキル向上をめざし、研修会を開催しました。令和5年度は、実施回数4回、延べ256人の参加がありました。 ●「病院・施設・在宅の切れめのない連携体制」の構築等めざし、それぞれの場で従事する多職種との意見交換会を1回開催し、66人の参加がありました。また、各施設で従事する看護職間の意見交換会「看-看護の会」を1回開催し、48人の参加がありました。 ●「虹ねつとcom」を活用したネットワークの連携強化に取り組みました。 ●2月に虹ねつと全体会を「豊中市在宅医療・介護連携支援センター運営事業」の全体会と合同で開催しました。関係機関向けに在宅医療と介護におけるICTの推進について情報発信しました。	◎	●「豊中市在宅医療・介護連携支援センター運営事業」において、「日常の療養支援時」の研修会や意見交換会等を引き続き開催します。 ●「病院・施設・在宅の切れめのない連携体制」の構築等めざした意見交換会を引き続き開催します。 ●ICTを活用した連携強化を進めていきます。 ●「豊中市在宅医療・介護連携支援センター事業」の成果報告を、虹ねつと全体会の場を活用して行うことで、多くの市内の医療・介護従事者に対して事業の普及啓発を図ります。
39	在宅医療・介護連携による認知症支援の推進 「虹ねつと連絡会」に設置されている「認知症支援部会」と連携して、市民向け啓発や医療・介護従事者向けの研修会等を行うことにより、在宅医療・介護連携においても認知症支援を推進します。	●認知症支援部会において、9月「とよなかオレンジフェア」の中で市民向け講演会を開催しました。また、医療・介護従事者向けの研修会を12月に開催しました。	◎	●今後、後期高齢者が増えていくため、医介連携の取組みのなかでも認知症支援を推進していく必要があります。
40	アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発 人生の最終段階における過ごし方や看取りの意思決定ができるように、地域包括支援センターと協力して市民向け出前講座等を開催するなど、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の普及啓発に取り組みます。 また、医療・介護従事者向けの研修会、課題抽出のための意見交換会を実施し、人生の最終段階における過ごし方や看取りの意思決定支援に取り組みます。	●「豊中市在宅医療・介護連携支援センター運営事業」では、「看取りの時」の医療・介護者のスキル向上をめざし、豊中市全域を3地区に分けてそれぞれの地区で研修会を企画しました。令和5年度は、実施回数2回、延べ114人の参加がありました。 ●地域包括支援センターが開催する地域教室において、ACPに関する出前講座を実施しました。令和5年度は、開催回数8か所、延べ117人の参加がありました。	○	●「豊中市在宅医療・介護連携支援センター運営事業」において、「看取りの時」に携わる医療・介護者のACPに関するスキル向上を目的とした研修会を開催します。 ●市民に対する啓発活動として、引き続き出前講座を実施します。
41	医療・介護資源に関する情報発信の充実 医療機関の情報や介護サービス事業者等の基本情報や空き状況などを検索できるポータルサイト「医療・介護・地域資源情報ナビ」や啓発冊子「やさしい介護と予防」により、医療・介護資源の把握と情報発信を行います。	●「医療・介護・地域資源情報ナビ」については、豊中市のホームページ上に公開し、「やさしい介護と予防」については公共施設等に配布し、介護保険サービス等に関する広報活動を進めました。	◎	●引き続き医療・介護・地域資源情報をホームページや冊子などでの広報活動に努めます。

(2) ケアマネジメントの質の向上				
高齢者一人ひとりが自立支援・重度化防止、在宅生活継続に有効な支援やサービスなどを個々の状態に応じて利用できるよう、ケアマネジャーをはじめとする専門職のアセスメント力の向上や、地域ケア個別会議などを活用した多職種連携などを通じて、ケアマネジメントの質の向上に取り組みます。				
No	取組み事項及びその内容	令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
42	自立支援型ケアマネジメント力の向上	●地域ケア会議の開催を包括のニーズに応じて実施することとし、包括職員、介護支援専門員を対象とした自立支援型ケアマネジメント推進研修会を開催（参加者約100名程度）しました。また、包括職員や介護支援専門員が専門職による助言等の支援を受けることができる仕組みとして、アセスメント支援訪問（リハビリテーション専門職による自立支援型ケアプランの作成支援）を実施し、対象者像に合わせた個別課題の解決に向けた取組を行いました。	○	●地域ケア会議は包括のニーズに応じた随時開催とし、アセスメント支援訪問を中心に自立支援型ケアマネジメント推進に努めます。また、引き続き自立支援型ケアマネジメントの普及啓発の為、包括職員、介護支援専門員に向けた自立支援型ケアマネジメント推進研修会を開催します。
43	短期集中サービスを活用した自立支援型ケアマネジメントの促進	●通所訪問型短期集中サービスにおいて各事業所で自立支援に向けた指導を行い、サービス利用終了後約5割の方が介護保険サービスを利用することなく自立した生活を継続しています。また、通いの場や体力測定会への参加など地域資源活用も積極的に紹介し、社会参加を促しています。	○	●包括職員だけではなく、介護支援専門員においても介護保険サービスを利用することなく自立した生活を継続できるような支援の実施に向け、さらなる普及啓発が必要です。また、そのためには通いの場などの地域資源の積極的な活用が重要であり、引き続き周知を図っていきます。
44	インフォーマルサービスの提供方策の検討	●ポータルサイト「医療・介護・地域資源情報ナビ」に市域における地域資源情報を掲載し、市民やケアマネジャー等に対して情報の提供を行いました。	○	●今後も「医療・介護・地域資源情報ナビ」を通じて地域資源情報の発信をしていきます。
45	ケアプランの点検・初心者研修の実施	●各事業所が作成したケアプランを大阪府介護支援専門員協会が点検することで、実例に基づいた気づきの機会を事業所に提供できました。また、同協会から報告された地域レビューにより豊中市域におけるケアプラン作成の傾向を把握することができ、それをもとにした振り返り研修（動画配信）を2月に実施しました。	◎	●これまでに培ってきた経験や事業者のニーズに基づき、提出いただくケアプランのテーマ選定を行うとともに、ケアマネジャーのレベル底上げを目的とした研修を実施するための事務整理及び情報収集を段階的に実施します。アンケートから得た結果を反映させて、テーマを2段階で設定するなどの工夫を行います。

3) 住生活環境の充実	令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであり、保健、医療、介護等のサービスが提供される前提となることから、高齢者の生活のニーズにあった住まいの確保を図ります。また、住み慣れた地域で、安心して、安全に暮らし続けられるよう、生活環境の充実に取り組みます。	●サービス付き高齢者向け住宅の登録申請等に関する指導を進めるとともに、資料の提供や問い合わせなどに対応しました。また、居住支援協議会の相談窓口を常設するとともに、複雑化する相談に対応するため連携強化を図りました。 ●市内においてデマンド型乗合タクシーの運行改善や、乗り方教室を開催しました。	◎	●引き続きサービス付き高齢者向け住宅の適正推進に取り組むとともに、居住支援協議会での相談対応や関係機関・不動産業者等との連携強化を図ります。 ●デマンド型乗合タクシーについて、アンケート調査や意見交換会を実施し、ダイヤや運行ルートの見直し及び車両の大型化を検討します。現状・課題などを把握し、ダイヤ・運行ルートの見直しに取り組みます。

(1) 自立生活が継続できる住まいの支援

住宅施策と福祉施策の連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で、安心、安全、自立した生活を送るための基盤となる住まいに関する情報提供を進めます。また、サービス付き高齢者向け住宅などの活用や市営住宅の住環境の改善、重層的な住宅セーフティネットの構築などを通じて、高齢者の安定した居住の確保に努めます。				
No	取組み事項及びその内容	令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
46	サービス付き高齢者住宅の適正推進			
	サービス付き高齢者住宅等の家賃やサービス内容などの様々な情報を市民に提供します。また、本市内において、サービス付き高齢者住宅等が整備され、介護保険サービスが提供される場合は、ケアプランやサービス内容について、必要に応じて事業者に対する指導・助言を行い、サービス提供の適正化を図ります。	●サービス付き高齢者向け住宅について、資料を窓口配架し、市民からの問合せ等に対応しました。 ●サービス付き高齢者向け住宅の登録申請には、住宅提供サービスと介護保険事業者提供サービスの区別を明確にするよう指摘している。また、登録済の住宅情報は市ホームページの専用コンテンツ上に住宅毎の重要事項説明書等（年1回内容を更新）を掲載しています。	◎	●引き続き、サービス付き高齢者向け住宅について、インターネット等で情報提供を行い、市民からの問合せ等に対応します。
47	市営住宅等の充実			
	市営住宅等の効率的な管理・運営に取り組むとともに、入居者募集の際には、60歳以上の方には当選する確率を2倍に優遇します。また、空き家改修時において手すりの設置や段差解消を行うなど、高齢者の居住の安定の確保に努めます。	●5月、9月、1月に入居者募集を実施し、60歳以上の世帯の当選確率を2倍に優遇しました。 ●また、手すりが未設置であった住戸については、空き家改修時に手すりを設置しました。	◎	●引き続き、空家となった住宅について入居者募集を実施し、60歳以上の世帯の当選確率を2倍に優遇します。 ●また、空き家改修時において手すりの設置や段差解消を行う等バリアフリー化に努めます。
48	シルバーハウジングの供給			
	高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮したシルバーハウジング（高齢者世話付住宅）の供給を継続するとともに、居住する高齢者に対し、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事支援等を行う生活援助員を派遣します。	●シルバーハウジングでの提供サービスは市が提供する在宅支援サービスで代替可能なため、シルバーハウジングの新規入居者募集を終了し、既存の住戸のみを運用しています。 ●シルバーハウジングの居住者に対して、継続的な安否確認や生活相談に応じることで、高齢者の閉じこもりや孤独死（孤立死）の防止に努めました。 ●生活援助員派遣事業について利用者アンケートを行い、ニーズの把握を行いました。 ●利用者の多様なニーズに合わせたサービスを提供するため、ICTを活用した見守り機器の導入に向けた準備を進めました。	◎	●既存入居者の退去後、シルバーハウジングを廃止していきます。 ●引き続き利用者のニーズや利用状況を鑑み、サービスの見直しを行っていきます。
49	住宅確保要配慮者への居住支援の推進			
	「豊中市居住支援協議会」相談窓口において、低所得者や高齢者などの住宅確保要配慮者の入居支援を行うとともに、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録を促進し、庁内関係課、不動産業者、福祉事業者、居住支援法人等と連携し、民間賃貸住宅等の円滑な入居に向けた啓発活動などに取り組みます。	●居住支援協議会の事務局を担う豊中市住宅協会に相談窓口を常設し、相談者と物件のマッチングを行い、相談者の円滑な入居を支援しました。 ●豊中市居住支援協議会において居住支援団体等との意見交換会（各機関における取組み、居住支援の現状や相談事例の共有等）を開催しました。	○	●常設の相談窓口による相談を継続するとともに、関係機関との連携強化を図るために、必要に応じて庁内関係各課、不動産事業者、福祉事業者、居住支援法人等による意見交換会の開催や相談・対応事例の共有を行います。
50	三世代同居・近居支援の推進			
	市外在住の子育て世帯と、市内に居住する親世帯の同居・近居を支援する「三世代同居・近居支援制度」により、世代間で助け合いながら安心して暮らせる環境づくりを推進します。	●市外在住の子育て世帯が市内在住の親世帯と同居・近居するための住宅の取得費用や、同居するための住宅リフォーム費用への補助として、最大25万円の補助金を交付しました。	○	●福祉や子育て支援等の施策のより一層の充実、既存住宅の流通等の推進も視野に入れ、事業効果の検証と見直し事業は終了しました。

(2) 生活環境の充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の状況に応じた移動支援や買物支援、公共施設等のバリアフリー化や道路環境の整備などに取り組みます。				
No	取組み事項及びその内容	令和５年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和６年度以降の課題・方向性
51	地域特性に応じた移動・買い物支援等の確保 公共交通網の維持に向け、デマンド型乗合タクシー等の取組みを行うとともに、地域特性を踏まえ、介護サービス、交通事業者、福祉有償運送などと調和を図りつつ、日常生活を支える生活交通の確保を進めます。 また、高齢者の心身機能の変容や地域特性等を踏まえ、介護や交通等の様々なデータを活用し、高齢者を取り巻く移動や買い物困難度等をはじめとした日常生活環境の分析を行い、必要なサービス・制度の検討を行います。	●西部地域乗合タクシーについて意見交換会を実施し、令和6年4月の運行改善に向けて検討を行いました。 ●南部地域乗合タクシーについて、令和5年12月に乗り方教室を開催し、令和6年4月の運行改善に向けて検討を行いました。 ●令和5年4月に豊中東西線バスの土日、休日便の増便を行いました。	◎	●西部地域乗合タクシー及び南部地域乗合タクシーについて意見交換会や乗り方教室を行い、ダイヤや運行ルート見直しを検討します。 ●豊中東西線バスの大型化に向けて関係者協議を行います。
52	運転免許証の返納促進 大阪府・警察機関と連携を図りながら、交通事故防止に向けて、判断・認知に疑いがある高齢者の自主的な運転免許の返納を促進します。 また、運転免許返納後の移動手段の確保など、地域での生活を支える施策の充実を図ります。	●大阪府が実施している「高齢者運転免許自主返納サポート制度」の案内及び運転免許返納後の移動手段の確保などを行いました。	○	●「高齢者運転免許自主返納サポート制度」について、周知の場を増やしサポート企業の申込促進を進める必要があります。また、運転免許返納後の移動手段の確保などの地域での生活を支える施策の充実を図ります。
53	バリアフリー化の推進 だれもが安全で便利に移動できるようにハード・ソフト一体となった市全域のバリアフリー化を推進するとともに、歩道等において、安全で快適な歩行空間を形成します。 また、市のバリアフリー化全般について市民の意見を聞き、また交通などの事業者の事業について状況把握と協議を行うため、「豊中市バリアフリー推進協議会」を運営します。	●だれもが安全で便利に移動できるようにハード・ソフト一体となった市全域のバリアフリー化を推進するとともに、歩道等において、安全で快適な歩行空間を形成します。 ●また、市のバリアフリー化全般について市民の意見を聞き、また交通などの事業者の事業について状況把握と協議を行うため、「豊中市バリアフリー推進協議会」を運営します。 ●官民問わず、各施設のバリアフリー状況を調査し、情報発信を行います。	◎	●だれもが安全で便利に移動できるようにハード・ソフト一体となった市全域のバリアフリー化を推進するとともに、歩道等において、安全で快適な歩行空間を形成します。 ●また、市のバリアフリー化全般について市民の意見を聞き、また交通などの事業者の事業について状況把握と協議を行うため、「豊中市バリアフリー推進協議会」を運営します。 ●官民問わず、各施設のバリアフリー状況を調査し、情報発信を行います。
54	外出支援サービスの推進 在宅の高齢者をリフト付き車両で居宅から医療機関等に送迎し、外出支援を行います。	●在宅の高齢者をリフト付き車両で居宅から医療機関や公的機関に送迎を行うことにより、要介護高齢者の在宅生活を支援することが出来ました。実績値は微増で推移しており、今後も一定の需要が見込まれます。 ●市ホームページや広報誌、介護と予防の冊子等で制度利用に結びつけるための普及啓発に努めました。	◎	●引き続き様々な広報媒体を活用し制度の普及啓発に努めます。 ●利用状況を把握し、より利用しやすい制度の提供をめざします。

基本目標 3 安心して暮らし続けるための生活基盤づくり

1) 生活支援体制の充実		令和 5 年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和 6 年度以降の課題・方向性
日常生活での不安・困りごとなどに対応する多様なサービス・支援などが提供されるよう、地域での支え合い・助け合いの機能の強化とともに、生活支援に関するサービス・制度の充実を図ります。 また、近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害時や感染症発生時に備えた支援体制の充実を図ります。		●コロナ禍での新しい生活様式などを踏まえ、生活支援体制整備事業や高齢者見守りネットワークの充実などを通じて、地域で多様な主体が多様な生活支援サービスを提供できる体制づくりを進めました。	◎	●生活支援体制整備事業については、令和 6 年度生活支援コーディネーター活動計画を策定し、関係者間で目的や具体的な進め方を共有しつつ、事業を推進します。 また、住民主体ささえあい活動について、すでに実施している校区では、活動継続のための支援を引き続き行い、全校区での実施に向けて、担い手の育成や開催場所等の確保を図る必要があります。
(1) 地域での支え合い・助け合い機能の強化【重点的な取組み】				
地域での支え合い、助け合い機能の強化に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体ささえあい活動をはじめ、地域課題の解決に向けた取組み、既存の地域活動・福祉活動等などの充実を図ります。 また、本市におけるライフセーフティネットの拡充とともに、既存の活動・取組みなどを踏まえて、生活支援コーディネーターや地域ささえあい推進協議体の活動などを通じて、生活支援体制づくりに取り組みます。 なお、本項における生活支援体制づくりの取組みを「豊中市生活支援体制整備事業実施計画」とします。				
No	取組み事項及びその内容	令和 5 年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和 6 年度以降の課題・方向性
55	生活支援体制整備事業の推進			
	生活支援コーディネーターを中心に、地域住民をはじめ多様な事業主体と連携を図り、住民主体ささえあい活動の充実（下記参照）などを通じて、地域における支え合いの体制づくりを推進します。また、第 1 層（市全体）及び第 2 層（日常生活圏域）等に設置した地域ささえあい推進協議体において、地域における支え合いの体制づくりに関する課題抽出や情報共有、各主体との連携強化に取り組みます。 ※事業の方向性及び具体的な内容等については、以降の「豊中市生活支援体制整備事業実施計画」を参照ください。	●生活支援コーディネーターを圏域ごとに 1 名配置し、高齢者の生活支援体制整備を推進していくための資源開発やネットワーク構築、協議体（第 1 層・第 2 層）の開催等を行いました。また、コロナが 5 類感染症に移行されたことにより、地域福祉活動支援センター等で地域の担い手を養成する講座も参加人数が多くなってきました。新たな取組みとして、「うたごえ広場」を開催し、楽器も各自演奏し、社会参加の場につながりました。また福祉便利屋事業が 3 校区増の実施につながりました。 ●令和 6 年度生活支援コーディネーター活動計画の策定を行いました。	○	●生活支援コーディネーターによる生活支援体制づくりに向けては、引き続き、関係者間で目的、方向性、具体的な進め方などの共有を図り、より効果的・効率的な取組みの展開を進めます。
	住民主体ささえあい活動の充実	●住民主体ささえあい活動について、全市 39 校区のうち福祉便利屋事業は 21 校区、ぐんぐん元気塾は 26 校区で実施しました。	○	●住民主体ささえあい活動を全校区での実施に向けて、サービス調整員の担い手の発掘・育成支援及び開催場所の確保が課題となっています。すでに取組みを実施している校区では、活動継続のための支援をしていきます。
56	交流・支え合いの場づくり推進事業の実施 「交流・支え合いの場づくり推進事業」を実施し、住民や地域で活動する団体・機関など多様な主体が、分野や世代を超えて集い・交流することで、地域でともに支え合う環境づくりに取り組みます。	●「交流・支え合いの場づくり推進事業」を実施し、住民や地域で活動する団体・機関など多様な主体が、分野や世代を超えて集い・交流することで、地域でともに支え合う環境づくりに取り組みました。 （委託事業） ●区内拠点及び北緑丘拠点において、それぞれ平日 2 日、土・日曜日を月 1 回以上の頻度でイベントを実施しました。 ※令和 4 年度（2022 年度）をもって委託契約満了により終了。	○	●モデル事業として実施していた「交流・支え合いの場づくり推進事業」は令和 4 年度（2022 年度）で終了しました。 この間、地域活動団体との連携が図られました。
57	地域共生センターの開設 地域共生センターを開設（令和 3 年（2021 年）4 月）し、地域団体に活動の場を提供することで地域福祉活動の充実を支援し、地域の交流やつながりづくりを進めます。	●西館については、引き続き地域の福祉活動団体等に活動場所を提供することで地域交流やまちの活性化につながっており、地域共生の推進に寄与しています。 東館については、令和 6 年 2 月に竣工し 3 月から滞りなく入居団体の活動を開始することができました。	◎	●地域の福祉活動団体等への活動場所の提供と共に、入居団体との連携を深め、地域交流やまちの活性化の拠点として、地域に開かれた施設運営を行います。
58	高齢者見守りネットワークの充実 ひとり暮らし高齢者などを地域全体で支える体制づくりに向けて、「安心生活創造事業」「安否確認ホットライン」「安心キット配布事業」などの事業を実施します。 また、小地域福祉ネットワーク活動によるグループ援助活動や民生委員によるひとり暮らし高齢者などへの個別訪問活動、地域の民間事業者のネットワークによる見守り活動などと連携を図り、重層的な見守り体制の整備・強化をめざします。	●「安心生活創造事業」では 75 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象にアンケートを配布し、対象者の現状把握に取り組みしました。また、「安否確認ホットライン」の実施により高齢者を地域全体で見守る体制づくりに取り組みました。 ●小地域福祉ネットワーク活動によるグループ援助活動や電話や手紙を活用した民生委員によるひとり暮らし高齢者などへの個別見守り活動、地域の民間事業者のネットワークによる見守り活動などと連携を図り、重層的な見守り体制の整備・強化をめざします。 ●「ひとり暮らし高齢者登録」をした人が自宅で安心安全に生活できるよう、民生委員を通じ、安心キットを配布しました。緊急時の対応を円滑にし、平常時における地域での見守り体制の構築にもつながりました。 ●85 歳以上の介護認定を受けていないひとり暮らしの高齢者を対象に「ひとり暮らしの高齢者などへのリーフレット」を配布し、在宅サービス等の周知に取り組みしました。	◎	●引き続き、ひとり暮らし高齢者などを地域全体で支える体制づくりに向けて、「安心生活創造事業」「安否確認ホットライン」などの事業を実施します。 ●また、地域の民間事業者のネットワークによる見守り活動などと連携を図り、重層的な見守り体制の整備・強化をめざします。 ●安心安全な暮らしを支えるために、民生委員を通じてより多くの方に「ひとり暮らし高齢者登録」を周知し、安心キットを配布します。
59	社会福祉法人への地域貢献活動の促進 良好な運営が確保され、積極的な情報公開並びに地域貢献活動を行っている社会福祉法人を「豊中市地域貢献活動推進社会福祉法人」として登録・公表し、社会福祉法人の信頼性と透明性を高めるとともに、社会福祉法人の強みを生かした地域貢献活動を促進します。	●社会福祉法人に対し制度の周知を行うとともに、登録証の交付及び市ホームページで公表しました。	○	●引き続き、社会福祉法人が、地域における公益的な取組みその他地域福祉の向上に資する取組みを進めていたため、指導監査等の機会を通じて制度を周知していきます。

(2) 生活支援に関するサービス・制度の充実

住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、支援が必要な高齢者の自立生活や健康を支えるとともに、安否確認や見守りを兼ねた高齢者福祉サービスや介護予防・生活支援サービス事業などの充実を図ります。					
No	取組み事項及びその内容	令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性	
60	自立した在宅生活の支援				
	高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、介護サービスとは別に、生活や外出支援等の高齢者福祉サービス事業を実施します。 あわせて、必要な方がサービスを受けることができるよう事業周知を行うとともに、社会情勢の変化等、必要に応じて事業の見直しを在り方を検討します。	●高齢者が安心して在宅生活ができるよう「ICT見守りサービス」「緊急通報システム」等の高齢者福祉サービス事業を実施しました。 ●社会情勢の変化に応じて事業の見直しを行い、令和5年度末で軽度生活援助事業の新規受付を終了しました。 ●広報とよなかや民生委員、自治会等を通して事業周知を行いました。	◎	●事業周知を行うとともに、社会情勢の変化に応じて、新たなサービスや事業の在り方について検討を行っていきます。	
61	基準緩和サービスと従前相当サービスの実施				
	介護予防・生活支援サービス事業として、指定事業所による基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）と従前相当サービス（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）を実施します。 また、介護予防・生活支援サービスの趣旨や内容などについて、広く周知・啓発を進めます。	●介護予防・生活支援サービス事業として、指定事業所による基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）と従前相当サービス（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）を実施しました。 ●また、介護予防・生活支援サービス事業を含む介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨や内容について、「やさしい介護と予防」、「事業者ガイドブック」を発行し、普及啓発を行いました。	◎	●引き続き、介護予防・生活支援サービス事業として、指定事業所による基準緩和サービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）と従前相当サービス（訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス）を実施します。 ●また、介護予防・生活支援サービスの趣旨や内容などについて、広く周知・啓発を進めます。	
62	住民主体ささえあい活動の充実【再掲】				
	介護予防・生活支援サービス事業の住民主体ささえあい活動として、福祉便利屋事業（訪問型）及びぐんぐん元気塾（通所型）の全小学校区での実施をめざします。 また、既に実施している校区においては、多様なサービスを充実するとともに、地域拠点としての機能を強化し、地域のささえあいに取り組みます。	【再掲】	【再掲】	【再掲】	

(3) 災害時や感染症発生時に備えた支援体制の充実

災害にも強い福祉のまちづくりを実現するために、地震や風水害発生時における支援・応援体制の整備を図るとともに、発生後にも適切な支援等が受けられる仕組みづくり等に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた今後の危機管理対策に取り組みます。				
No	取組み事項及びその内容	令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
63	防災・福祉ささえあいづくり推進事業の展開	●避難行動要支援者名簿システムの保守管理を行いました。 また、年2回、避難行動要支援者名簿の差し替えを行うと共に、図上・実地訓練等の支援を行いました。さらに、避難支援等関係者とともに本市初の全市一斉防災訓練を実施し、安否確認の実効性向上に努めました。 ●危機管理課と連携し、年2回の避難行動要支援者名簿の差し替えを行いました。 ●「ひとり暮らしの高齢者などへの福祉サービス」リーフレット、広報とよなかに当該事業を掲載し、事業の普及啓発に努めました。個人情報の外部提供に関する意思確認を行いました。 ●「避難行動要支援者名簿」について、関係課とともに名簿作成を行いました。未回答者数の増加が課題となっていたため、過去に未回答の対象者にも改めて避難行動要支援者名簿申請書兼同意書を送付し、回答の促進を図りました。	○	●避難行動要支援者名簿システムの運用を行いつつ、同システムを用いた安否確認訓練を実施し、災害対応力の強化に努めます。 ●危機管理課と連携し、年2回の避難行動要支援者名簿の差し替え及び研修会を行います。 ●引き続き様々な媒体を利用し、防災・福祉ささえあいづくり事業の普及啓発を行います。 ●「避難行動要支援者名簿」について、関係課とともに名簿作成を行います。また、本事業の周知とともに分かりやすい案内に取り組みます。
	「防災・福祉ささえあいづくり推進事業」を推進するとともに、民生委員・児童委員と校区福祉委員会などの地域ボランティアが平常時から活用するために、避難行動要支援者へ行う意思確認への回答率の向上を図ります。 また、地域と連携して図上・実地訓練等を実施し、地域における避難支援体制の構築を支援します。			
64	避難所における良好な生活環境の整備	●大阪府の備蓄方針を踏まえ、市の備蓄計画に基づき必要な備蓄物資の整備しました。また、備蓄物資の必要数量・必要品目の拡充により、さらなる備蓄スペースの確保が必要になったことから、教育委員会との調整を図るほか、消防指令センター跡地に防災倉庫を設置して物資の確保を行います。 ●災害時個別避難計画推進部会において、要支援者の避難計画を策定するにあたって、福祉避難所について必要数、あり方等の議論を行いました。	○	●引き続き、市の備蓄計画に基づき必要な備蓄物資を整備します。また、備蓄倉庫については、小学校の余裕教室等を活用できるよう、教育委員会と連携し、新たな防災備蓄倉庫の確保に努めます。 ●発災時の避難所への避難について、現状では多くの市内事業所がボランティアで車等での移送を行うことが予想されることから、災害時協定を締結した連絡会と移送についての協議を引き続き行い、必要な支援量の確保に努めます。 ●災害時個別避難計画と関連して避難所への介護サービスの提供及び緊急入所施設の確保について議論を進める。
	食料品や生活物資の備蓄などをはじめとした避難所の良好な生活環境の整備を進めます。 また、「介護等サービス提供事業者との協定」等を踏まえ、地域の福祉団体、サービス提供事業者、関係機関と連携して、介護保険サービスや福祉サービスが避難所において継続的に提供される体制の構築に取り組みます。			

65	避難行動要支援者個別支援プラン策定の推進	●地域共生課と連携し、モデル事業に取り組みました。 ●災害時個別避難計画推進部会を開催し、庁内外の関係機関と連携しながら計画作成の方針について議論を重ねました。 ●モデル事業を7件実施し、風水害に対応した計画書の項目や作成手順の検証を行いました。	◎	●引き続き、地域共生課と連携し、今年度の夏から対象者への調査書の送付、作成支援者への協力依頼等計画書作成までの手順を進めてまいります。 ●令和5年度までの検証結果を経て、全市展開を進めていきます。
	災害時に避難行動要支援者一人ひとりに応じた避難支援策を確立するため、「避難行動要支援者個別支援プラン」の策定を進めます。			
66	(仮称) 福祉避難所に関する基本方針の策定	●社会福祉施設等アンケート調査の実施結果を踏まえ、要配慮者支援対策会議を開催し、福祉避難所確保に向けた検討を行いました。	○	●関係各課と連携を行いながら、豊中市福祉避難所基本方針に基づく取組みを行います。
	「福祉避難所に関する基本方針」をもとに、災害時の福祉避難所の確保や運営、移送手段等の確保を進めます。			
67	介護保険事業所等との連携による災害・感染症対策の体制整備	●新型コロナウイルス感染症対策として、感染予防に加えて、感染時や感染拡大への対応を学ぶことを目的として、感染管理認定看護師による研修会を実施し、必要な情報提供を行った。	○	●要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう公民連携による要配慮者への支援に関する取組みを段階的に進める。感染症対策については、適切な対応を実施すべく、感染状況やその環境を踏まえ、事業所等と連携した取組みを行う。
	介護保険事業所等と連携し、防災や感染症対策等についての周知啓発、研修、訓練等を実施するとともに、介護保険事業所等における災害・感染症発生時に必要な物資の備蓄・調達状況等や具体的計画などの確認を促進します。			
68	防災訓練等への支援と意識啓発	●校区単位自主防災活動に関して、新規・継続団体に支援を行いました。また、地域団体とともに本市初の全市一斉防災訓練を実施しました。 ●その他、出前講座、防災市民講座、防災アドバイザー派遣などを実施するほか、自衛隊の災害救助活動等を紹介する防災市民講座を開催し、市民への防災啓発に積極的に取り組みました。	◎	●引き続き、災害時における被害を最小限にするため、防災に関する講座や広報などの啓発事業を通じて、市民の防災意識を向上させ、活動を活発にし、地域での連携力や結束力を高めることができるよう、積極的に支援を行います。
	自主防災組織等の地域団体と連携して、ハザードマップや避難所運営マニュアル等を基に地域で行う防災訓練等を支援します。 また、出前講座やよなか防災アドバイザー制度を活用し、引き続き市民や関係機関・団体等を対象とした災害時の情報収集や避難行動等に関する普及啓発を進めます。			
69	介護保険事業における災害時対応マニュアル作成等の促進	●地震や風水害などの自然災害に対する備えについては、厚生労働省や国土交通省からの通知等に基づき、災害時対応マニュアル、業務継続計画(BCP)、避難確保計画などの整備促進のため、周知啓発を継続的に実施しました。 ●介護保険サービス事業者等に対し、集団指導を行いました。 ●運営指導時には災害対応マニュアルを適切に策定するよう指導・助言を行いました。	◎	●業務継続計画(BCP)については未作成の場合減算が適用されるなど、介護保険制度としても作成が当然のものになり、取組みが進んでいます。その上で、現場レベルでの災害対応力向上に向けた取組みが必要であるため、マニュアル等を活用した訓練の必要性も周知していきます。 ●引き続き、要配慮者への介護保険施設等における安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底のため、集団指導や運営指導を通じて非常災害の具体的計画を策定するよう指導・助言を行います。
	災害時に社会福祉施設等で避難行動等が迅速に行えるよう、施設等に災害対応マニュアルの作成を促進します。 また、水害・土砂災害が想定される区域内の要配慮者利用施設に避難確保計画の作成と避難訓練の実施等を促進します。 さらに、介護保険施設等の集団指導や実地指導時に非常災害の具体的計画を策定するよう指導・助言を行います。			
70	救急タグの普及啓発	救命講習や各種イベント時に広報を実施し、救急タグ配布数は493個、7,676個(累計)、配付しました。	○	●現在、総務省消防庁でマイナンバーカードを活用した病歴・服薬などを取得する実証実験が行われており、こちらの動向を継続して注視していきます。
	急病などの緊急時に、現病歴、アレルギーの有無、服薬状況、緊急連絡先等を専用カードに書き込み、救急隊や医師にすみやかに本人の情報を提供する「救急タグ」の普及啓発を進めます。			

2) 相談及び支援基盤の構築・強化	令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
高齢者やその家族などが抱える多様な課題・不安に対応できるよう、地域包括支援センターの総合相談窓口をはじめとする多様な相談窓口・相談機能等の充実を図るとともに、権利擁護・虐待防止に向けた取組みを推進します。	●地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、「誰一人取り残さない包括的な支援」の実現に向けて、重層的支援体制整備事業による複合的課題に対応する多分野連携の仕組みづくりを進めました。 ●成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見サポートセンターを中心に制度の普及と利用促進に取り組みました。また、地域連携ネットワークの強化に向けた協議会を開催しました。 ●要護者虐待や養介護施設従事者等による虐待をテーマにした研修の実施や、地域包括ケアシステム推進総合会議を通じ、虐待の実態について情報共有を行い、高齢者虐待の未然防止、早期発見に努めました。	◎	●引き続き、地域包括支援センターの機能強化や重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制の整備を進めます。また、成年後見サポートセンターを中心に、制度の普及啓発と利用促進に取り組みます。また、同センターの相談支援・後見人支援に関する機能強化にも取り組みます。 ●引き続き高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速な相談支援など取り組みます。

(1) 地域における総合相談機能の強化

No	取組み事項及びその内容	令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
71	地域包括支援センター職員の相談支援スキル等の向上 地域包括支援センターの総合相談窓口の機能強化に向けて、職員の相談支援スキルや要援護者を適切かつ継続的な支援につなぐコーディネート力などの向上を図ります。	●地域包括支援センター職員向けの全体研修会を実施しました。 <研修内容> ●総合相談業務及び地域づくりについて意見交換会を行いました。	◎	●引き続き、地域包括支援センター向けの研修会を実施し、職員の資質向上に取り組みます。
72	地域包括支援センターの組織力の強化とサービスの質の向上 地域包括支援センター連絡協議会の活動を通じて、地域包括支援センター間の連携・情報共有や各職種の専門性の向上等に取り組み、地域包括支援センターの組織力の強化を図ります。 また、業務内容の改善・サービスの質の向上につなげるため、自己評価・外部評価を実施するとともに、結果を市民に公表します。	●地域包括支援センター連絡協議会として、管理者会議を2カ月に1回実施し、地域包括支援センター間の情報共有と連携の向上を図りました。また、市管理職と地域包括支援センターの管理者の意見交換会を実施し、現場の意見課題を吸い上げました。 ●地域包括支援センターの業務内容の改善やサービスの質の向上につなげるため、自己評価・外部評価を実施しました。	◎	●引き続き、地域包括支援センター連絡協議会を通じて、組織力向上の取組みを推進します。また、圏域を越えた職種ごとの意見交換会等、専門性の向上にも取り組みます。 ●今般の介護保険制度改正を踏まえた地域包括支援センターの機能強化に向けて検討を進めます。
73	地域包括支援センターの周知と情報提供 市広報誌やホームページなどの多様な媒体、地域団体の会合や通いの場などを活用し、地域住民や地域団体などを対象に、地域包括支援センターの周知とその役割や取組みについての情報提供を行います。	●市広報誌やホームページなどの媒体で地域包括支援センターの周知に取り組むとともに、団体の会合や通いの場なども活用しセンターの役割や取り組みについても情報提供を行いました。 ●介護予防センターが実施する健康大学において、地域包括支援センター職員がセンター機能について講義をしました。	◎	●引き続きあらゆる機会や媒体を活用して周知活動を行います。
74	地域における相談支援体制の強化 「福祉なんでも相談窓口」や民生委員・児童委員など身近な相談窓口の周知啓発を行い、気軽に相談できる環境づくりを進めます。 また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や各種専門支援機関との連携強化を図ることで、課題や不安を抱える人のSOSや周囲の気づきを漏れなく必要な支援につなげる体制づくりに取り組みます。	●「福祉なんでも相談窓口」や民生委員・児童委員など身近な相談窓口の周知啓発を行い、気軽に相談できる環境づくりを進めました。 ●コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や各種専門支援機関との連携強化を図ることで、課題や不安を抱える人のSOSや周囲の気づきを漏れなく必要な支援につなげる体制づくりに取り組みました。	◎	●コロナ禍では対面による相談対応が難しくデジタル技術の活用など新たな相談手法も検討していく必要があります。
75	苦情調整委員会窓口におけるサービスの質の確保 「健康福祉サービス苦情調整委員会（愛称「話して安心、困りごと相談」）」による健康福祉サービス全般についての苦情調整を行い、介護保険サービス等に関する苦情・相談体制の充実を図ります。 また、窓口の周知・啓発を進め、市民が相談しやすい環境づくりや質の確保に努めます。	●令和5年度健康福祉サービス苦情受付件数は28件、うち委員面談2件、申立0件であった。その他、苦情調整委員会の対象外であるが、問い合わせがあった場合には関係部署へ繋ぎ、適切な相談窓口を案内するよう努めた。	◎	●引き続き、適切な周知啓発を進めます。
76	くらし再建パーソナルサポートセンターでの支援 「くらし再建パーソナルサポートセンター」において、関係機関との連携や地域の社会資源の活用し、高齢者の就労や家計などに関する相談支援に取り組みます。	高齢者の就労その他のニーズに対して、庁内外の関係機関と連携しながら、就職やその他福祉サービス等につなげる支援を行いました。また、シルバー人材センターとの連携により、高齢者の就労機会を提供しました。	○	●引き続き、総合相談窓口としての「くらし再建パーソナルサポートセンター」を活用し、関係機関との連携やこれまでに開拓した地域の社会資源の活用をしながら、高齢者が置かれている状況やニーズに対応した就労その他の必要な支援についていきます。
77	地域共生社会の実現にむけた包括的な支援体制の構築 地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業を推進し、子ども、高齢、障害、ひきこもりなど年齢や状態像に限定されない包括的な支援の仕組みを構築します。	●「誰一人取り残さない包括的な支援」の実現に向け、各分野間の連携を一層強化し包括的な支援体制を構築するため、「多機関協働推進事業」を再構築し、地域共生課に多機関連携のコーディネーターとしてエリア担当者を配置し、課題解決を実現するための体制を強化した。	◎	●第5期地域福祉計画に基づき、分野・対象を超えた包括的な支援体制の強化を図ります。

(2)権利擁護・虐待防止の推進

認知症の人や精神障害のある人等、判断能力が低下した人をはじめ、すべての人の権利・尊厳が守られ、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護や虐待防止に関する取組みを推進します。				
No	取組み事項及びその内容	令和５年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和６年度以降の課題・方向性
78	成年後見制度の普及啓発と利用促進 成年後見利用促進計画に基づき、成年後見サポートセンターを中心として制度の普及啓発や利用促進、相談窓口の周知啓発や相談支援機能の強化、報酬助成をはじめとする後見人等支援の充実、市民後見人養成などに取り組みとともに、相談支援機関や専門職団体等による成年後見制度利用支援の地域連携ネットワーク構築に取り組みます。	●成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見サポートセンターを中心として制度の普及啓発や利用促進、相談窓口の周知啓発や相談支援機能の強化、後見人等支援の充実、市民後見人養成などに取り組みました。また、相談支援機関や専門職団体等による成年後見制度利用支援の地域連携ネットワークの強化に向けた協議会を開催しました。 ●成年後見制度の利用促進に向けて、成年後見利用促進部会で報酬助成制度の対象拡大について周知しました。	◎	●成年後見制度を適切に利用していただけるよう、今後も成年後見サポートセンターを中心に制度の普及啓発・利用促進に努めます。また、制度利用開始後も必要な支援を行えるよう、協議会にて検討を進めるとともに、成年後見サポートセンターの相談支援・後見人等支援のさらなる機能強化に努めます。 ●引き続き、成年後見制度が必要な高齢者への支援を実施し、必要に応じて市長村長申立を行うとともに、成年後見制度の利用促進の検討を進めます。
79	消費者被害の未然防止 消費者被害に関する啓発活動を行うとともに、消費者安全確保地域協議会（地域包括ケアシステム推進総合会議・地域福祉ネットワーク会議）の場において、関係者と情報共有・啓発を進め、地域での見守り活動を行う市民活動団体等と連携を深めます。 また、高齢者への直接支援を行う窓口へ頻発するトラブル事例等の情報提供を行います。	●ホームページやくらしの安心メール・市公式LINEなどの媒体を活用し、情報発信を行うとともに出前講座を通じて啓発を行いました。また、消費者安全確保地域協議会（地域包括ケアシステム推進総合会議・地域福祉ネットワーク会議）において地域の見守り活動を行う市民活動団体へ情報提供を行いました。	◎	●引き続き、セミナーなどを通じて啓発活動を実施します。また今後も、消費者安全確保地域協議会（地域包括ケアシステム推進総合会議・地域福祉ネットワーク会議）での情報提供を行い、高齢者が被害に遭わないよう、未然防止に努めます。
80	特殊詐欺被害の未然防止 特殊詐欺被害の未然防止に向けて、市民への啓発や注意喚起を行います。	●大阪府警察と連携し、くらしかん及び公民館（中央・庄内・螢池・千里）において最新の特殊詐欺の手口などを紹介する特殊詐欺セミナーを開催するとともに、簡易型自動録音機を参加者に配布しました。また、市内で特殊詐欺被害が多発した場合、市公式LINEなどSNSを活用し、注意喚起を行いました。	◎	●本市は大阪府下において、特殊詐欺被害件数が多いため、今後も警察との情報共有及び連携を強化し、セミナーの開催や啓発活動を行います。
81	地域の高齢者虐待の防止・早期発見 地域包括支援センターを中心に、高齢者虐待の防止、早期発見のための周知啓発などに取り組みます。 また、地域福祉ネットワーク会議（高齢部会）と地域包括ケアシステム推進総合会議（高齢部会）などを開催し、地域の様々な関係機関と連携を図ることで、虐待の早期発見と迅速な相談支援などに取り組みます。	●地域包括ケアシステム推進総合会議（高齢部会）を通じ、虐待の実態について周知を行い、今ある課題に対して各関係機関と情報共有を図りました。	◎	●引き続き、高齢部会を通じて、虐待の実情に係る周知を行い、各関係機関と情報共有を図りながら、地域包括支援センターと連携し虐待の早期発見に努めます。
82	事業者等への虐待防止に向けた支援 介護保険事業者連絡会等との連携により高齢者虐待防止に向けた基本的知識や考え方などの周知を図り、介護サービスの質の確保を図ります。 また、必要に応じて、虐待防止に向けた実地指導・立入検査などを実施し、再発防止に向けた助言・指導等を行います。 さらに、高齢者施設における虐待防止に向けた取組みを推進するとともに、虐待に関する通報等があった場合は適切な調査を実施し、再発防止に向けて助言・指導を行います。	●介護保険事業者連絡会で要護者虐待や養介護施設従事者等による虐待をテーマに研修を実施しました。 ●介護保険サービス事業者等に対して、集団指導を行いました。 ●毎年度「豊中市介護保険事業者等指導実施方針」において「高齢者の虐待防止」「身体的拘束の原則禁止」等を最重点指導事項として位置付け、運営指導を行いました。 ●虐待が疑われる事実があった場合には施設、事業所の運営状況等の指導を施設事業所指導担当課（福祉指導監査課）と虐待担当課（長寿安心課）と連携して行いました。	◎	●介護保険事業者連絡会と連携しながら、高齢者虐待防止や身体拘束等の原則禁止に関する基本的知識や考え方を周知し、事業者が提供するサービスの質の確保を図ります。 ●引き続き介護保険サービス事業者等に対する集団指導を実施していきます。 ●質の高いケアの提供ができるように事業所育成に力を入れ支援します。質の高いケアを提供するため、「高齢者の虐待防止」「身体的拘束の原則禁止」等を最重点指導事項とし、運営指導を行います。 ●施設事業所指導担当課（福祉指導監査課）と虐待担当課（長寿安心課）が必要に応じて連携を図り、虐待防止に向けて合同での運営指導、立入検査を行います。
83	虐待を受けた高齢者の緊急避難先の確保 高齢者施設との連携を図り、虐待を受けた高齢者の避難先の安定的な確保に取り組めます。	●高齢者の安全確保を優先し、本人に合った避難先を提供しました。また、市内の介護老人ホームと定期的に意見交換会を実施し施設生活での支援方針について共有しました。	◎	●日常から施設と意見交換し、緊急時に高齢者がスムーズに避難出来る体制づくりに努めます。

(3) 家族介護者への支援の充実

家族介護者が地域で孤立することなく、安心して暮らしていけるよう、介護に関する相談支援体制の拡充や労働環境の整備を図るとともに、家族介護者の身体的・経済的・心理的な負担の軽減に向けた取組みを推進します。				
No	取組み事項及びその内容	令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
84	介護者の相談支援体制の充実	●介護者からの相談は増加傾向にあります。 ●介護者の抱える悩みや希望を聞き取り、関係機関等と連携を図りながら、相談者一人ひとりに応じた対応を行っています。 ●OJTや必要に応じた研修を行い、職員のスキルアップに取り組みました。	◎	●介護者の多様な相談に対応できるよう、関係機関と連携を取るとともに、職員のスキルアップに向けた取組みを引き続き実施する必要があります。
	関係機関との連携により、介護者の相談支援体制の充実を図るとともに、相談者一人ひとりに応じた適切な対応に向けた職員のスキルアップに取り組みます。			
85	介護者への負担軽減に向けた各種事業の推進	●満30歳以上の家族介護を担う人に、市民健康診査として取扱い医療機関の訪問（往診）により受診ができる機会を提供していますが、利用実績はありませんでした。介護家族が健康に関する相談がある場合には専門職が電話等で健康相談に応じています。介護サービス事業者など関係機関とは必要に応じて情報提供・助言等、支援を実施しています。 ●介護者の負担軽減を図るため、紙おむつの給付や家族介護慰労金の支給などを行いました。	◎	●介護家族の健康管理は重要な課題であるため継続して取り組みます。 ●利用状況や国の動きを注視しながら、事業の見直しを検討します。
	介護者を対象とした各種事業（要援護高齢者短期入所事業、介護用品支給、介護家族慰労金、介護家族訪問健康診査・健康相談）の実施を通じて、介護者の負担の軽減を図ります。			
86	介護者相互の交流等の促進	●日帰りの家族介護者交流事業を実施し、家族介護者の心身のリフレッシュ及び介護者相互の交流を図りました。	◎	●宿泊を伴う家族介護者交流事業を見直し、認知症高齢者家族交流会・教室の事業へ統合します。
	日々介護を行っている介護者を対象に、心身のリフレッシュと介護者相互の交流を図るため、社会福祉協議会による家族介護者交流事業を実施するなど、老人介護者（家族）の会等への活動支援を継続するとともに、本事業の普及啓発を図ります。			
87	認知症の人の家族への支援【再掲】	【再掲】	【再掲】	【再掲】
	認知症の人を介護する家族のニーズを踏まえ、介護者の精神的負担の軽減に向けた相互交流の促進や、介護技術の向上に向けた取組みなどを推進します。			
88	地域での認知症の方の見守り体制の強化【再掲】	【再掲】	【再掲】	【再掲】
	地域での認知症の方の見守り体制を強化するために、認知症の方が徘徊した場合に早期の発見・安全確保を目的とした徘徊高齢者家族支援サービス（徘徊高齢者位置情報サービス・みまもりあいステッカー）及び認知症高齢者・障害者徘徊 SOS メールの周知啓発、利用促進を図ります。			
89	介護離職防止に向けた事業所への普及啓発	●育児と介護のダブルケアをする際の支援についての記事を掲載した勤労者ニュースを市HPで公開するなど、事業所向けに多様な働き方が実現できるよう啓発しました。介護と両立しやすい働き方を選択できるよう、時間や場所に拘束されない働き方であるフリーランスの支援を実施しました。	○	●引き続き、多様な働き方についての啓発を進めていくとともに、具体的に社内の制度を見直そうという事業所に対しては働き方アドバイザーを派遣して支援していきます。
	介護や子育て、病気の治療などにより柔軟な働き方が求められる労働者が、就労先で勤務が継続できるよう、市内事業所に対する啓発や支援を実施します。			

基本目標 4
介護保険制度の持続可能性の確保と
2040年に向けた基盤づくり

1) 介護保険制度の効果的・効率的な運営		令和 5 年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和 6 年度以降の課題・方向性
多様な介護人材の確保とともに、介護分野において、必要なサービスがより効率的に提供されるように業務改善を促進します。また、介護給付の適正化や介護サービスの質の向上を図ることで、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備に取り組みます。		●生活支援サービス従事者研修の実施や、介護の魅力を伝えるイベントである「いきていくフェス2023などにより介護人材の裾野の拡大を図りました。 ●大阪府介護給付適正化計画に基づいて介護給付適正化事業を実施しました。	○	●生活支援サービス従事者研修の参加者が増えるよう効果的な広報・周知を図るとともに、介護事業者や学校・学生、民間企業などとの連携により介護の魅力発信に資するイベントを展開します。 ●内容の充実などを図りつつ、引き続き介護給付適正化事業を実施していきます。
(1) 介護人材の育成・確保と介護現場の革新【重点的な取組み】				
多様な人材の参入・活躍の促進による介護人材のすそ野の拡大を図るとともに、新規介護人材の確保と定着支援の双方の視点に立った取り組みを促進します。 また、介護職の魅力発信や、介護現場における業務改善やデジタル技術の利活用支援等を図ることで、介護現場の革新に取り組みます。				
No	取組み事項及びその内容	令和 5 年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和 6 年度以降の課題・方向性
90	生活支援サービス従事者の養成			
	生活支援サービス従事者研修を実施し、軽度の支援を必要とする高齢者を対象とする買い物や掃除・調理などの日常生活をサポートする「生活支援サービス従事者」の育成を通じて、人材のすそ野の拡大を図ります。 また、当該研修の修了者と事業者とのマッチングを行う「お仕事説明会」を開催し、介護人材確保を進めます。	●生活支援サービス従事者研修を実施し、地域での高齢者の支え手を養成しました。研修修了者に介護保険事業者による仕事説明会を開催しました。	◎	●地域での高齢者の日常生活の支え手を増やすため、引き続き研修を実施します。研修修了者に介護事業所から業務内容の説明等、仕事説明会を行います。参加者増につながるよう効果的な広報・周知に努めます。
91	(仮称) 介護フェスの実施			
	高齢者の社会参加、多世代の参加や交流の促進、介護の仕事を広く市民に周知し、介護の魅力を伝えることを目的に「(仮称) 介護フェス」を実施します。	●「いきていくフェス2023」を豊中市介護保険事業者連絡会と共催で、地域共生センターや岡町・桜塚商店街で実施しました。(10/29開催)	◎	●引き続き、高齢者の社会参加及び福祉・介護の魅力発信に資するイベントを展開します。また、最適な広報媒体を活用するとともに、行政のみならず、介護事業者や学校・学生、民間企業などと連携して取り組みます。
92	介護人材のスキルアップ等に関する制度の周知			
	介護人材のスキルアップや負担軽減に資する国・府等の既存制度の周知広報を行います。(研修や介護福祉士実務者研修等の資格取得支援、介護従事者の負担軽減を図るためのデジタル技術導入支援等)	●取組み目的に資する、国、府等の行政機関の既存制度の周知・啓発を行うとともに、医療・介護連携、虹ねっと連絡会、職能団体などの主催研修の周知を行いました。 ●介護サービス分野への資格取得・就労応援にかかわる助成を行う資格取得・就労応援事業等について周知を行いました。	◎	●国・府・市等にかかわる様々な制度・研修・補助等にかかわる情報の周知・啓発を行います。
93	国・府との連携による介護現場の革新に向けた取組みの推進			
	文書量の削減及びデジタル技術等の活用による手続きの簡素化等により、介護現場の革新に向けた対策について国の動向を踏まえ、大阪府と連携して取組みを進めます。	●引き続き、提出書類の見直しを行い、不要な提出書類の削減を行いました。また、事業所からの制度に関する質問をWEBでの受付を行い、受付時間の拡大を図りました。さらに、新型コロナウイルス感染症対応をきっかけで取り入れたWEBでの打合わせや研修の申込や実施などについて、さらなる対応の多様化を図りました。 ●国が示している介護保険施設等運営指導マニュアルに合わせて運営指導の手法を見直し、運営指導の効率化を行いました。	◎	●デジタル申請についての取組みを進め、府内での対応状況を見ながら介護事業所の電子申請について検討し、推し進めます。 ●事業所の負担軽減に資するよう、現状の取組みに加えてさらなる運営指導の効率化を図ります。
94	求職者と介護事業所とのマッチングの推進			
	無料職業紹介事業による個別支援や面接会などを通じて、求職者と介護事業所のマッチングに取り組みます。	●市内事業所を中心に企業を訪問し、求人の開拓を行いました。また、これまでのネットワークを活用し、事業所内体験実習や面接会を実施し、企業と求職者の出会いの場を創出しました。	○	●引き続き市内事業所を中心に訪問し、企業の状況に合わせた求人の開拓を行います。また、これまでのネットワークを活用し、合同面接会を開催する等企業と求職者の出会いの場を創出していきます。
95	外国人介護人材への生活サポート			
	市内で働く外国人介護職員の人材育成及び定着のため、とよなか国際交流センターにおいて多言語による生活相談の実施や、定着定住に向けた仲間づくりを支援するなど、市内で安心して生活し働くことができるよう、生活全般をサポートします。	●介護施設で働く外国人（EPA介護福祉士候補者）向けに日本語指導を実施する市民グループ「EPA Support Toyonaka」の活動を市民協働事業の一環としてサポートをしました。	◎	●引き続き、介護施設で働く外国人（EPA介護福祉士候補者）向けに日本語指導を実施する市民グループの活動支援を実施します。

(2) 介護サービスの質の向上と介護保険制度の適正な運営

No		取組み事項及びその内容	令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
96		地域密着型サービス事業者への支援			
		地域密着型サービス事業所による地域密着型サービス運営推進会議の設置・運営等を支援するとともに、内容の充実に向けた検討を進め、提供される地域密着型サービスの質の向上につなげます。	●地域密着型サービス運営推進会議については、その実施報告から事業所の運営状況や独自の活動などを把握しました。 新たに開設した地域密着型介護老人福祉施設を含む複合施設については、運営推進会議に参加するなど初年度の状況を把握し、適切なアドバイスを行うことで、利用者やその家族の満足度向上のための取組みを実施できました。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、数年ぶりに対面で実施する一部事業所についても運営推進会議に参加し、改めて今後のあり方について考えることができました。	◎	●感染対策を実施しながら対面開催が基本となりましたが、対面実施に消極的な事業所もあり、厚生労働省や大阪府の通知を通じて実施の必要性の周知や、開催方法の助言を行うなど、事業者の運営について十分な後方支援を実施します。
97		介護保険事業者連絡会の活動支援			
		豊中市介護保険事業者連絡会への活動支援を通じて、事業者間の連携を図るとともに、質の向上などにつながる研修などに取り組みます。	●豊中市介護保険事業者連絡会の活動支援を通じて、サービス種別ごとの研修を実施しました。成年後見人制度や介護人材確保についてなど、さまざまな種類の研修を実施することで事業所のサービスの質の向上につなげました。	◎	●令和6年度以降、豊中市介護保険事業者連絡会は一般社団法人となるが、介護保険事業所のサービスの質の向上につながるよう必要に応じて活動支援を実施する。
98		介護サービス相談員派遣事業の実施			
		介護サービス相談員を派遣し、利用者からの相談に対応し、利用者と事業所との橋渡しを行い、事業所のサービスの質の向上につなげます。 また、相談員の資質向上や事業の利用促進を図ります。	●新型コロナウイルス感染症が5類に移行したため、訪問未実施事業所に訪問再開を呼びかけ、希望する事業所に訪問を行いました。訪問が難しい施設については、相談員から施設（利用者）に電話を架け状況を確認しました。相談員の資質向上のため研修（現任者研修）に参加しました（3名）。	◎	●新型コロナウイルスが5類になったことに伴い、コロナ以前の状態に戻せるよう施設に確認を行いながら相談員の派遣を行います。委託先の豊中市社会福祉協議会と連携し、相談員の増員を進めます。有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅についても派遣の検討を行います。
99		事業者に対する指導・助言の実施			
		介護保険サービス事業者及び有料老人ホームに対する指導・助言を強化し、利用者本位のサービス提供体制の確保を図ります。 また、住宅施策と福祉施策の連携を図ることで、サービス付き高齢者向け住宅への指導・助言を実施します。	●国の制度改正を受けて、豊中市有料老人ホーム設置運営指導指針を改正、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に周知を行いました。 また、事業者に対する苦情等についても、現状を把握したうえで、サービス向上のための指導・助言を実施した。 ●集団指導を実施し、適正なサービス提供体制の確保のための情報提供を行いました。 ●計画的に対象施設、事業所を選定し運営指導及び立入検査を行いました。 ●サービス付き高齢者向け住宅は、住宅課と合同で立入検査を行いました。 ●サービス付き高齢者向け住宅の立入検査について、令和元年度9件、令和3年度1件、令和4年度10件、令和5年度10件、住宅部局と福祉部局合同で実施しました。	◎	●サービス付き高齢者向け住宅を含めた高齢者が利用する社会福祉施設の位置づけや役割の整理を行い、適切なサービス提供に繋がるように、周知徹底してきます。 また、介護保険サービスと介護保険外サービスの区別を明確にするために事業者への説明と指導の強化を検討します。 ●引き続き介護保険サービス事業者等に対する集団指導を実施していきます。 ●事業所数が年々増加していく中でも、引き続き運営指導等の質の向上を図り利用者本位のサービス提供体制の確保を図ります。 ●有料老人ホーム、有料に該当するサービス付き高齢者向け住宅について立入検査を強化していきます。 ●新型コロナウイルス感染症拡大防止を念頭に置きながら、可能な限り継続的に運営指導・立入検査の件数を確保します。 ●引き続き、住宅部局と福祉部局の連携を図り、サービス付き高齢者向け住宅登録事業者に対する指導・助言を行います。
100		介護保険制度等の普及啓発			
		出前講座や地域の様々な相談活動などの場・機会、パンフレットなどの多様な媒体を活用し、介護保険制度や地域包括ケアシステム等の普及啓発を実施します。	●介護保険制度等について、「やさしい介護と予防」や「事業者ガイドブック」を発行し、公共施設に配布するとともに、出前講座を通じて介護保険制度や介護保険サービス等に関する広報活動を進めました。また、「やさしい介護と予防」に掲載している全医療機関に「やさしい介護と予防」の配布を行いました。	◎	●引き続き、介護保険制度等について、「介護と予防」や「事業者ガイドブック」を発行し、公共施設などに配布するとともに、出前講座を通じて介護保険制度や介護保険サービス等に関する広報活動を進めます。
101		介護給付適正化に向けた取組みの推進			
		介護給付適正化に向けた取組みとして、大阪府介護給付適正化計画に基づき、介護給付適正化事業（主要8事業）を実施します。	●ケアプラン点検や点検結果を踏まえた研修の実施、国保連からの提供データを活用した給付実績活用業務により事業所運営の確認・改善を行うことで介護給付適正化に向けた取組を実施しました。また、事業所からの質問と回答内容を整理してデータベース作成のためのデータ収集を行いました。 ＜要介護認定の適正化＞ ●認定審査会前の各資料（基本調査、特記事項、主治医意見書）間の内容について不整合の確認をするとともに、認定調査票に特記事項（選択の根拠、介護に手間、頻度等）が適切に記載されているかを確認しました。 ●更新及び区分変更申請に係る要介護・要支援認定調査においては、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、可能な範囲で市職員による調査（検証）を行いました。 ●認定調査員に対する研修を実施しました。 ・住宅改修の適正化 申請される住宅改修が、写真等だけでは確認できないなど疑義のある場合に、改修工事の事前または事後に、現地調査等により確認し適正化に取り組むことができました。 ・福祉用具の適正化 同じ目的で住宅改修と福祉用具の販売を実施する等、不適切な申請に対して業者を指導し、福祉用具の購入を抑制することができました。	○	●引き続きケアプラン点検や点検結果を踏まえた研修の実施、国保連からの提供データを活用した給付実績活用業務等を実施します。また、事業所からの質問と回答内容のデータベース作成準備を進めており、給付適性化知識の標準化に向けた情報発信を具体的に進めます。 ・要介護認定の適正化 ●引き続き、認定審査会前の各資料（基本調査、特記事項、主治医意見書）間の内容について不整合の確認をするとともに、認定調査票に特記事項（選択の根拠、介護に手間、頻度等）が適切に記載されているかを確認します。 ●引き続き、更新及び区分変更申請に係る要介護・要支援認定調査においては、定期的に市職員による調査（検証）を行います。 ●引き続き、認定調査員に対する研修を実施します。 ・住宅改修の適正化 事前申請後に市の承認確認を怠る事業者が依然としてあることから、事前調査を強化し、承認までに改修を実施していないか確認を行います。また、引き続き事後調査も行います。 ・福祉用具の適正化 令和6年度から貸与のみであった一部の福祉用具で、貸与と販売の選択制が導入されます。新たに購入対象となった商品を重点的に、書面のみならず実地検査により適正な給付であることを確認すると同時に、福祉用具の選定経緯や使用感について本人や家族から十分に聞き取り、効果的なものであったかの検証を行っていきます。

(3) 利用者支援の充実

利用者やその家族等が質の高いサービスを適切に選択し、安心して利用できるよう、介護保険サービスや保健福祉サービスに関する積極的な情報提供・発信や、苦情・相談体制の充実を図ります。 また、すべての人が安心して介護保険サービス等を利用できるよう、低所得者への支援や高齢者や障害のある人へのサービス向上に向けた取組みを進めます。				
No	取組み事項及びその内容	令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
102	介護保険制度・事業者等に関する情報提供の充実 「やさしい介護と予防」、「事業者ガイドブック」などの介護保険制度・事業者に関するパンフレットや、市ホームページ内のポータルサイト「医療・介護・地域資源情報ナビ」などの様々な媒体を活用したきめ細やかな情報提供を行います。	●「やさしい介護と予防」や「事業者ガイドブック」を発行をしました。事業者ガイドブックについては掲載内容を見直し、必要な情報の精査を行いました。また、市ホームページ内のポータルサイト「豊中市医療・介護・地域資源情報ナビ」にて介護サービス事業者情報等の情報提供を行いました。	○	●引き続き、「やさしい介護と予防」、「事業者ガイドブック」などの介護保険制度・事業者に関するパンフレットの内容の精査を行い、介護保険制度や事業所情報をわかりやすく情報提供します。また、「医療・介護・地域資源情報ナビ」においても必要な情報提供を行います。
103	苦情調整委員会窓口におけるサービスの質の確保【再掲】 「健康福祉サービス苦情調整委員会（愛称「話して安心、困りごと相談」）」による健康福祉サービス全般についての苦情調整を行い、介護保険サービス等に関する苦情・相談体制の充実を図ります。 また、窓口の周知・啓発を進め、市民が相談しやすい環境づくりや質の確保に努めます。	【再掲】	【再掲】	【再掲】
104	介護保険事業者連絡会の活動支援【再掲】 豊中市介護保険事業者連絡会への活動支援を通じて、事業者間の連携を図るとともに、質の向上などにつながる研修などに取組みます。	【再掲】	【再掲】	【再掲】
105	介護サービス相談員派遣事業の実施【再掲】 介護サービス相談員を派遣し、利用者からの相談に対応し、利用者と事業所との橋渡しを行い、事業所のサービスの質の向上につなげます。 また、相談員の資質向上や事業の利用促進を図ります。	【再掲】	【再掲】	【再掲】
106	低所得者への支援 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用や介護保険料の減免などを通じて低所得者への支援に取り組みます。	●市ホームページや広報誌、介護と予防の冊子等を通じて利用者および社会福祉法人に利用者負担軽減制度の周知を行い、利用促進を図りました。 ●やむを得ない事情による臨時の出費又は生活困窮により保険料の納付が特に困難である方（主たる生計維持者及び被保険者本人が住民税非課税かつ当該年中の世帯全員の収入見込が一定以下（世帯人数による）である方に限る）に対し、介護保険料の減免を行い、経済的負担の軽減を図りました。	◎	●引き続き制度の周知を図ります。 ●保険料水準の上昇に伴う低所得者対策強化や増大する介護費用の公平負担といった観点からの対策が必要です。
107	高齢で障害のある人へのサービスの充実 高齢で障害のある人が適切なサービスが受けられるよう、介護保険制度等の普及啓発を図るとともに、高齢者と障害のある人がともに利用できる共生型サービスの指定などに取組みます。	●今年度も共生型事業所の指定申請はなく、未だ指定には至っていませんが、制度の周知啓発に取り組みました。	○	●制度周知が十分でない可能性があることから、多種の媒体を活用して周知啓発を行い、指定相談に随時対応できる体制の確保に努めます。

(4) 介護サービスの整備

高齢者や介護者の状況に応じて介護サービスを提供できるよう、地域の特性に応じて介護サービスの提供基盤の整備に取り組みます。				
No	取組み事項及びその内容	令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
108	地域密着型サービスの充実	●第8期計画に基づき、地域密着型介護老人福祉施設を含む複合施設の整備を実現するため、公募及び事業者選定を行った結果、新千里北町地区での施設整備候補事業者が決定しましたが、物価高騰、地価高騰等で条件が折り合わず事業者が辞退したため、次回以降に持ち越しとなりました。	○	●府と該当予定地の整備要件について整理し、再度整備に向け検討を重ねます。
	高齢者や地域の状況を踏まえ、地域密着型サービスの整備と普及を図ります。また、地域密着型サービス運営検討部会において、サービス事業者の指定、指定基準及び介護報酬の設定、サービスの質の確保、運営評価に関する協議を行い、公正・中立で適正な運営を図ります。			
109	高齢者向け住宅等の設置状況を踏まえた介護サービス基盤の整備	●第8期計画で計画した特定施設入居者生活介護に関しては、計画通りの床数を整備することができました。	○	●第9期計画においては、今後必要になる介護サービス基盤の整備量から300床を見込んでいます。令和6年度は、適切な事業所公募の実施に努めます。
	特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者住宅の設置状況等を把握し、今後必要になる介護サービス基盤の整備量等の見込みなどに取り組みます。			

2) 2040年に備える取組みの推進		令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
2040年に向けて、現役世代などの若年層がこれからの暮らしなどへの意識・関心を持ち、健康づくり・介護予防、地域活動や社会貢献活動等に取り組めるよう、予防的アプローチを展開します。 また、デジタル技術等の新しい技術を積極的に活用し、今後の暮らしの変化に即した分野横断的な取組みを推進します。		●2040年に向けて、福祉なんでも相談窓口の通信環境の整備や、(株)ウェルモとの協定による実証事業・研修、地域ITリーダーの活動などを通じて、地域活動や介護保健事業者、市民一人ひとりのデジタル技術の利活用を支援・促進しました。	◎	●スマホ相談会を開催する地域拠点の拡大やタブレットの活用による交流・相談手法の多様化を図ります。
(1) 若年層からの予防的アプローチの展開				
これから高齢期を迎えていく現役世代などの若年層を対象に、今後の暮らしについて一人ひとりの意識・関心を高め、行動の変容を支援する情報発信・提供や場・機会づくり、そして、社会環境づくりなどの予防的アプローチを展開し、2040年への備えに取り組みます。				
No	取組み事項及びその内容	令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
110	若年層の行動変容に向けた取組みの推進	●大阪府公式健康サポートアプリ「アスマイル」を用いて、若年層へけんしん受診勧奨や、毎日の血圧測定を意識づけ、身体活動（ウォーキング）等、健康づくりを推進する取組みを実施しました。	◎	●引き続き、周知にSNSを活用するなど、アスマイル参加者獲得に向けて積極的な周知を実施します。
	若年層の利用が多い情報発信手段を積極的に活用するとともに、健康づくり、地域活動や社会貢献活動等への参加や行動変容につながる取組みを行います。			
111	ボランティア活動や市民活動等への支援の充実【再掲】	【再掲】	【再掲】	【再掲】
	ボランティア活動や地域貢献活動などを支援するため、地域福祉活動支援センターやボランティアセンター、市民活動情報サロンでの情報発信や相談支援機能の充実を図るとともに、「とよなか夢基金（市民公益活動基金）」などによる運営支援に取り組めます。 また、「とよなか地域創生塾」の取り組みを通じて、一人ひとりの興味・関心を社会参加や社会貢献活動などの実践につなげる機会・仕組みの充実を図ります。			
(2) デジタル技術の利活用の推進・促進				
急速に進展している先進的なデジタル技術等の新しい技術を積極的に利活用し、既存の手法にとらわれないサービス提供や、暮らしの変化に即した仕組み・活動の維持・拡充・創出をめざします。 また、デジタル技術等の利活用による様々なメリットを市民が享受できるよう、市民の情報リテラシーの向上やあらゆるデジタルデバインド（情報技術の利用の機会の格差）の是正・解消に取り組めます。				
No	取組み事項及びその内容	令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
112	福祉なんでも相談窓口へのデジタル技術の利活用支援	●新設の相談窓口へ通信環境の整備を行いました。	◎	●引き続き、タブレットの活用を促進することで、交流・相談手法の多様化を図ります。また、ネット回線の整備がされていない相談窓口へ環境整備を図ります。
	新しい生活様式に対応した地域福祉活動を行うため、校区拠点である「福祉なんでも相談窓口」に通信環境とタブレットを整備し、今後の新たな交流の機会や相談などのつながりづくりを進めます。			
113	介護保険事業者へのデジタル技術の利活用支援	●令和3年度に(株)ウェルモと締結した「デジタル技術を活用した介護の課題解決の取組みに関する連携協定」に基づき、下記事業を行いました。 ・居宅モニタリング実証事業 ・介護DX研修(令和5年度1回実施)	○	●居宅モニタリング実証事業の結果について検証を行います。大阪府と連携し、介護事業所への生産性向上につながる取組みを支援します。
	豊中市介護保険事業者連絡会等と連携して、デジタル技術の利活用の促進に向けた取組みを進めます。			
114	市民のデジタル利活用の推進	●地域ITリーダーによる無料相談会、講習会の実施しました。 福祉なんでも相談窓口等でのスマホ相談会、委託事業者による無料スマホ講習会の実施しました。	◎	●スマホ相談会を開催する地域拠点を拡大します。 ・福祉なんでも相談窓口でのスマホ相談会開催します。
	新たなデジタル技術の活用支援や各種講座等を通じて、市民の情報リテラシーの向上とデジタルデバインドの是正・解消を図ります。			

3) 地域デザイン機能の強化		令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
これからの保険者として、地域におけるサービスの提供体制の整備、多職種連携や地域づくりなどの地域の実情に応じた仕組みや取組みをデザインする機能（地域デザイン機能）を強化します。		●エビデンスに基づいた事業や民間事業者との連携協定などによる新しい取組みをスタートし、保険者として地域の実情にあった仕組みなどをデザインする機能の強化を図りました。	◎	●健康とくらしの調査結果を通じて、エビデンスに基づいたPDCAサイクルを推進します。また、いきてゆくウィークの開催に向けた多様な主体との連携、民間事業者との連携協定などに引き続き取り組み、それぞれの強みを活かし、地域の実情にあった施策・事業を推進します。
(1) 地域デザイン機能の強化に向けた仕組み・体制の整備・充実				
分野横断的に必要な仕組みや取組みをデザインできる体制の整備・充実に取り組むとともに、様々なデータの活用・分析によるエビデンスに基づく施策・事業等を推進し、PDCAサイクルにより、施策の充実を図ります。 また、庁内だけでなく、多様な主体のアイデアと資源を集め、2040年にめざすべき姿の実現に向けて取り組みます。				
No	取組み事項及びその内容	令和5年度主な実施状況・取組みの評価	評価	令和6年度以降の課題・方向性
115	地域共生社会の実現にむけた包括的な支援体制の構築【再掲】	【再掲】	【再掲】	【再掲】
	地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業を推進し、子ども、高齢、障害、ひきこもりなど年齢や状態像に限定されない包括的な支援の仕組みを構築します。			
116	庁内連携の推進 分野横断的な課題等に対して、庁内での連携を図り、必要な仕組みや取組みを検討します。	●高齢者分野における地域包括ケアシステムに関する全庁的な情報共有及び課題解決に向けた施策を推進するため、豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進会議を設置しました。	◎	●令和6年度についても開催を予定しており、今後も定期的に開催し、地域包括ケアシステムの深化に向け、情報共有及び課題解決など、庁内で連携を図っていきます。
117	エビデンスに基づく施策・事業の推進 日本老年学的評価研究（JAGES）プロジェクトや民間事業者等との共同による各種行政・オープンデータを活用した介護予防・生活支援データなど、様々なデータの活用・分析を積極的に進め、エビデンスに基づくPDCAサイクルの確立と推進をめざします。	●健康とくらしの調査で口腔機能低下者の割合が高い結果となっており、医療と介護の一体的実施のテーマに口腔機能に関する取組みに加え、調査結果を活用いたしました。	◎	●第10期高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画策定に向け、調査結果を活用するとともに、第9期計画の進捗管理にも活用していきます。
118	多様な主体との連携による施策推進 市民、公益活動団体、民間事業者、大学、他自治体など、多様な主体による連携・協働・ネットワークの強化や、それぞれの強みやアイデアを活かした取り組みを推進し、地域包括ケアシステム・豊中モデルの実現に向けた課題の解決を図ります。	●いきてゆくフェス2023の開催 高齢者の社会参加及び福祉・介護の魅力発信に資するイベントとして、行政のみならず、介護事業者や学校・学生、民間企業などと連携して開催しました。	◎	●いきてゆくフェス 引き続き、介護事業者や学校・学生、民間企業等と連携して取り組みます。

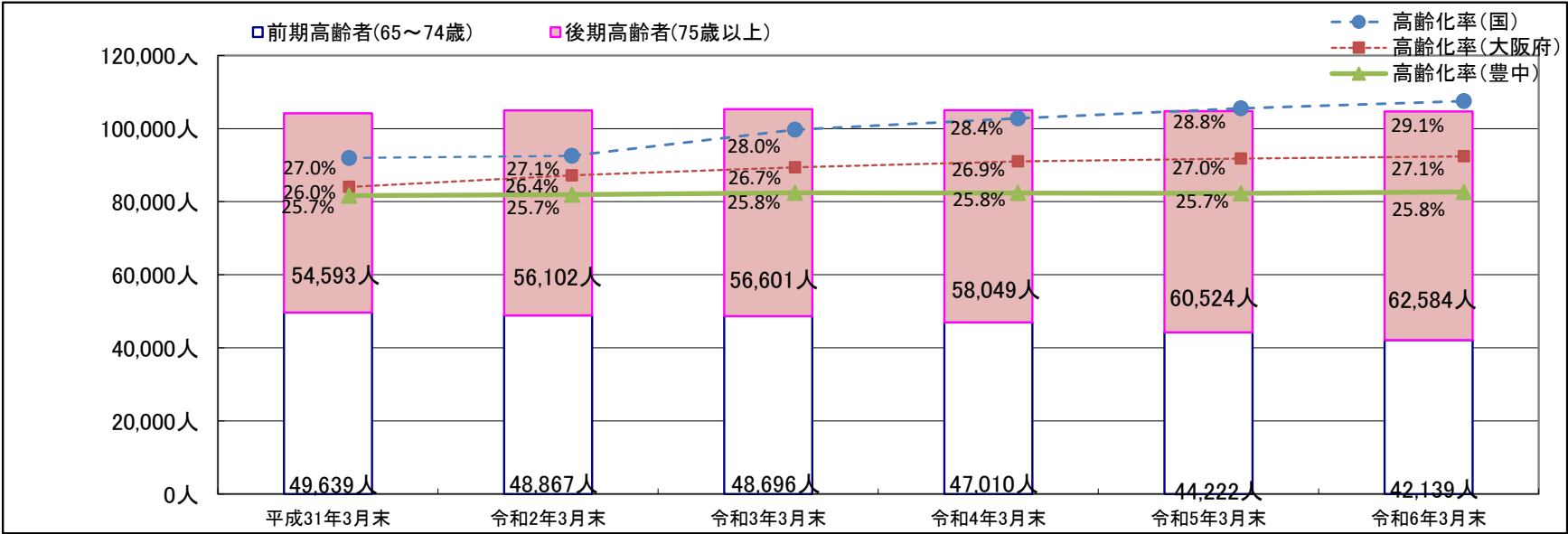
豊中市介護保険事業等の現況

□	高齢者人口、要介護者等の状況	P. 2
□	相談の状況	P. 6
□	介護保険サービスの利用状況	P. 8
□	令和5年度保険料の賦課状況	P. 12
□	市内のサービス事業所数	P. 13

〇高齢者人口の推移

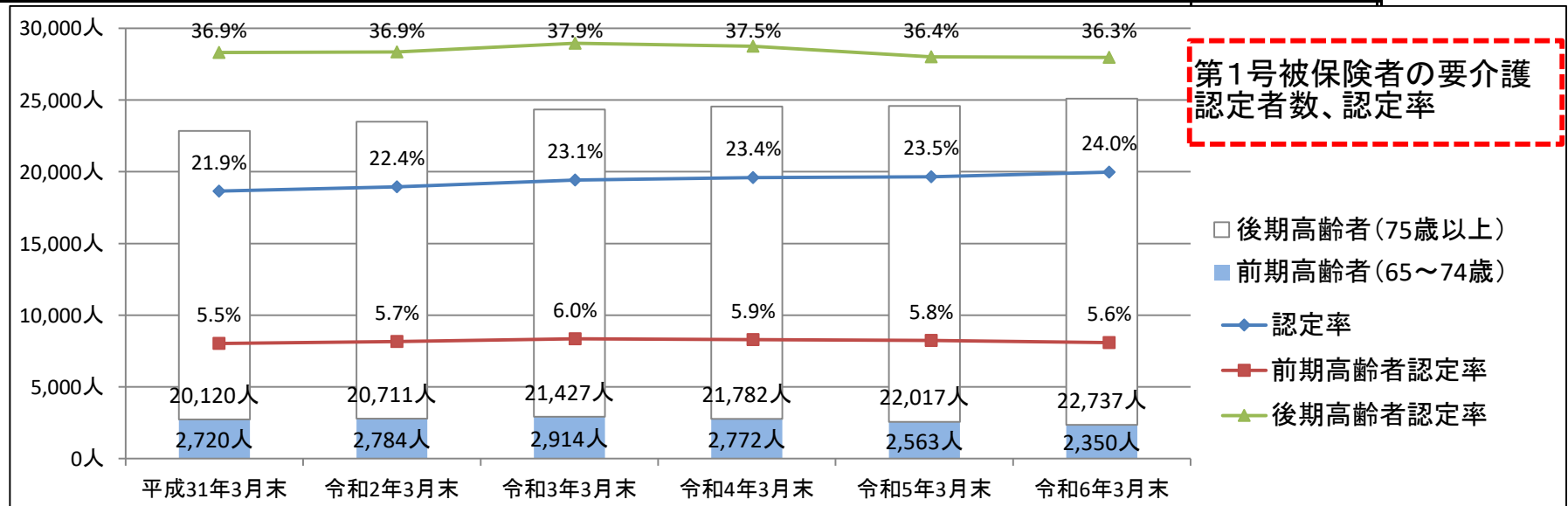
	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	ひとり暮らし高齢者数	
総人口	406,155人	408,514人	408,731人	407,854人	406,922人	405,982人	平成22年	18,993人
第1号被保険者数	104,232人	104,969人	105,297人	105,059人	104,746人	104,723人	平成27年	22,849人
前期高齢者(65～74歳)	49,639人	48,867人	48,696人	47,010人	44,222人	42,139人	令和2年	25,642人
後期高齢者(75歳以上)	54,593人	56,102人	56,601人	58,049人	60,524人	62,584人	* 国勢調査結果	
第1号被保険者数/総人口 (高齢化率)	25.7%	25.7%	25.8%	25.8%	25.7%	25.8%		
要介護認定者	23,232人	23,879人	24,728人	24,935人	24,973人	25,476人		
第1号被保険者	22,840人	23,495人	24,341人	24,554人	24,580人	25,087人		
前期高齢者(65～74歳)	2,720人	2,784人	2,914人	2,772人	2,563人	2,350人		
後期高齢者(75歳以上)	20,120人	20,711人	21,427人	21,782人	22,017人	22,737人		
第2号被保険者	392人	384人	387人	381人	393人	389人		
第1号被保険者/第1号被保険者総数 (認定率)	21.9%	22.4%	23.1%	23.4%	23.5%	24.0%		
前期高齢者認定率	5.5%	5.7%	6.0%	5.9%	5.8%	5.6%		
後期高齢者認定率	36.9%	36.9%	37.9%	37.5%	36.4%	36.3%		
認知症高齢者数	11,576人	12,057人	11,845人	12,348人	13,283人	13,594人		

* 総人口は住民基本台帳人口と外国人登録数の合計人数
 * 認知症高齢者数は要介護認定者数のうち、認知症自立度Ⅱa以上の人数



□要介護認定者数の推移

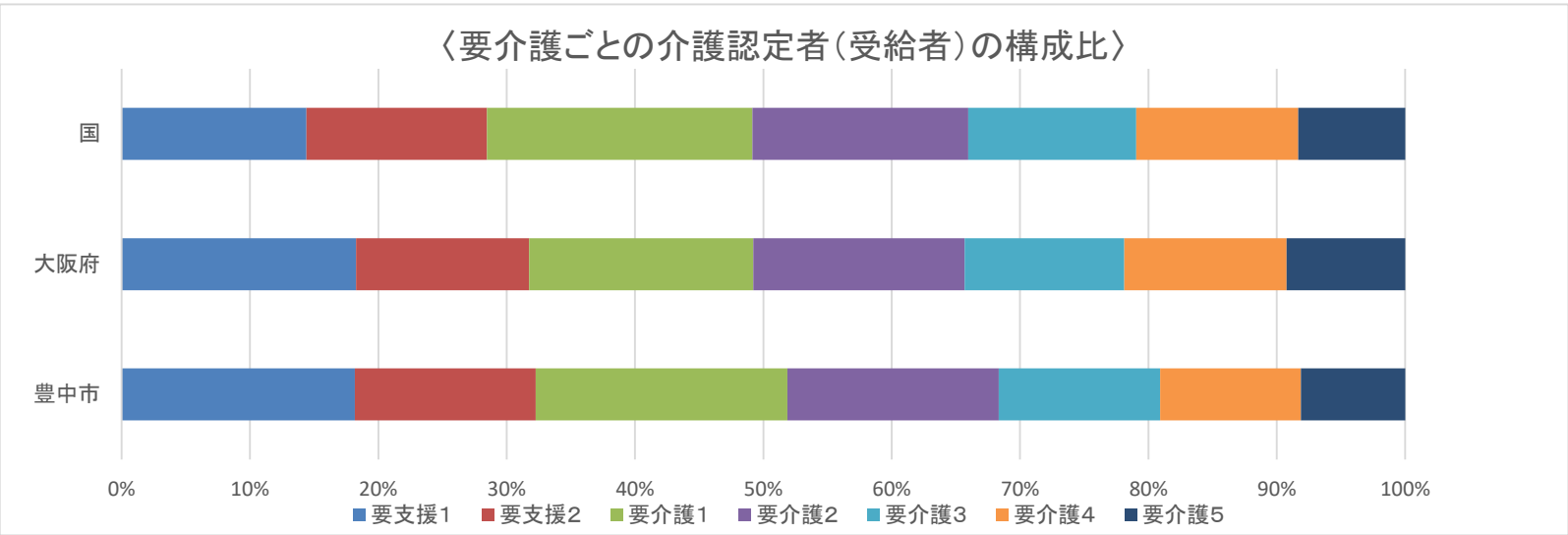
	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	構成比
要介護認定者数	23,232人	23,879人	24,728人	24,935人	24,973人	25,476人	100%
要支援1	4,361人	4,355人	4,620人	4,531人	4,469人	4,632人	18.2%
要支援2	3,616人	3,578人	3,600人	3,586人	3,486人	3,584人	14.1%
要介護1	4,238人	4,538人	4,831人	4,919人	4,969人	4,999人	19.6%
要介護2	4,027人	4,128人	4,139人	4,172人	4,143人	4,194人	16.5%
要介護3	2,798人	2,970人	3,053人	3,080人	3,094人	3,202人	12.6%
要介護4	2,321人	2,385人	2,550人	2,612人	2,695人	2,799人	11.0%
要介護5	1,871人	1,925人	1,935人	2,035人	2,117人	2,066人	8.1%
第1号被保険者	22,840人	23,495人	24,341人	24,554人	24,580人	25,087人	
前期高齢者(65～74歳)	2,720人	2,784人	2,914人	2,772人	2,563人	2,350人	
後期高齢者(75歳以上)	20,120人	20,711人	21,427人	21,782人	22,017人	22,737人	
第2号被保険者	392人	384人	387人	381人	393人	389人	
要介護認定の新規申請件数 (累計)	平成30年度 6,422人	令和元年度 6,340人	令和2年度 6,514人	令和3年度 6,750人	令和4年度 7,301人	令和5年度 7,275人	



□要介護認定状況の国・府との比較

* 要支援・要介護認定者数は第2号被保険者を含む。

区 分		豊中市(令和6年3月末現在)		大阪府(令和6年3月末現在)		国(令和6年3月末現在)	
		認定者数	構成比	認定者数	構成比	認定者数	構成比
要支援1		4,632人	18.2%	103,912人	18.3%	1,020,247人	14.4%
要支援2		3,584人	14.1%	76,691人	13.5%	996,151人	14.1%
要介護1		4,999人	19.6%	99,405人	17.5%	1,464,074人	20.7%
要介護2		4,194人	16.5%	93,627人	16.5%	1,191,037人	16.8%
要介護3		3,202人	12.6%	70,714人	12.4%	927,231人	13.1%
要介護4		2,799人	11.0%	71,939人	12.6%	894,589人	12.6%
要介護5		2,066人	8.1%	52,523人	9.2%	589,907人	8.3%
合 計		25,476人	100.0%	568,811人	100.0%	7,083,236人	100.0%
第1号被保険者数	認定率	104,723人	24.0%	2,359,870人	22.8%	35,890,590人	18.9%



要介護認定者数の実績と計画の比較

	H31	R2	R3	R4	R5	R6
要支援1	4,250	4,417	4,467	4,496	4,584	4,603
要支援2	3,582	3,630	3,579	3,632	3,579	3,626
要介護1	4,303	4,515	4,724	4,900	4,946	4,952
要介護2	3,965	4,063	4,122	4,183	4,214	4,145
要介護3	2,761	2,869	2,980	3,060	3,077	3,201
要介護4	2,344	2,352	2,510	2,600	2,707	2,719
要介護5	1,877	1,928	1,994	2,002	2,136	2,089
実績値	23,082	23,774	24,376	24,873	25,243	25,335
認定者伸び率	2.14%	3.00%	2.53%	2.04%	1.49%	0.36%
計画値	23,596	24,387	25,082	24,078	23,850	24,562
実績値と計画値の差	-514	-613	-706	795	1,393	773

※各年度10月1日時点

前期・後期被保険者数

	H31	R2	R3	R4	R5	R6
65歳～74歳	49,639	48,867	48,696	47,010	44,222	42,139
75歳以上	54,593	56,102	56,601	58,049	60,524	62,584
計	104,232	104,969	105,297	105,059	104,746	104,723

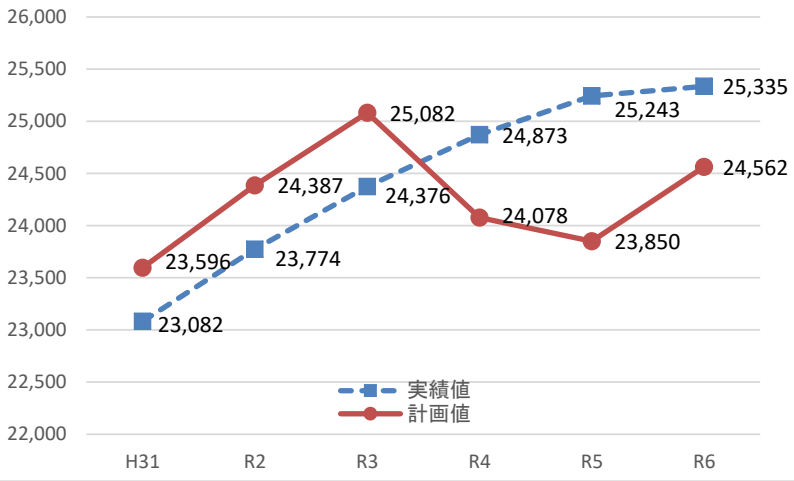
※各年度末時点

【参考】1号被保険者認定者数の実績と計画の比較

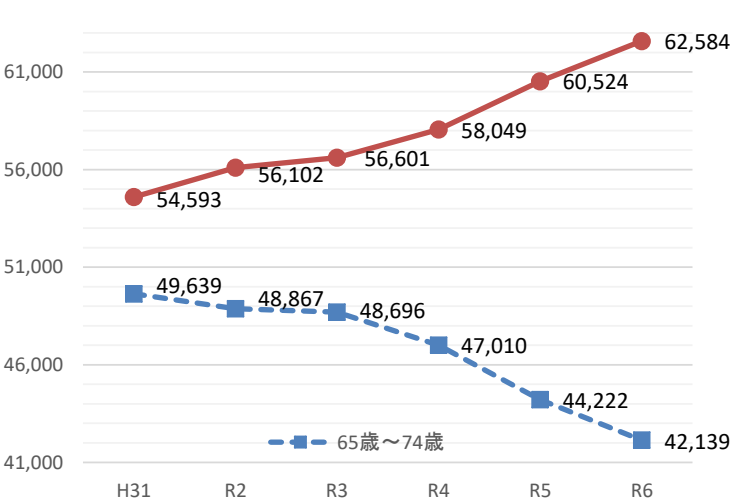
	実績値	計画値	差
要支援1	4,562	3,686	876
要支援2	3,570	2,958	612
要介護1	4,883	4,935	-52
要介護2	4,074	4,475	-401
要介護3	3,162	3,261	-99
要介護4	2,670	2,750	-80
要介護5	2,032	2,125	-93
合計	24,953	24,190	763

※令和5年10月1日時点

要介護認定者数の実績と計画の比較



前期・後期被保険者数



相談の状況

1. 相談の受付件数(令和5年4月～令和6年3月末)

※長寿社会政策課受付分

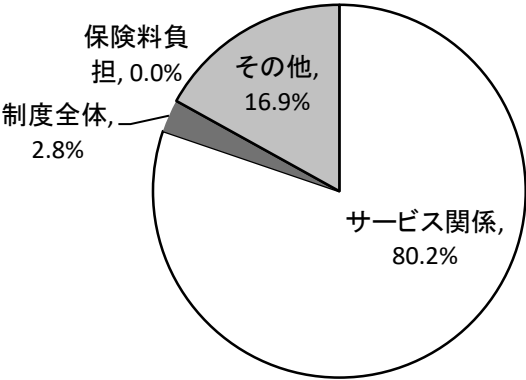
区分	サービス関係	要介護認定	制度全体	保険料負担	サービス利用料	その他	計
受付件数	142件	0件	5件	0件	0件	30件	177件
構成比	80.2%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	16.9%	100.0%
令和4年度件数	88件	0件	0件	1件	0件	12件	101件
前年度との差	54件	0件	5件	-1件	0件	18件	76件

2. 相談の対応状況(令和5年4月～令和6年3月末)

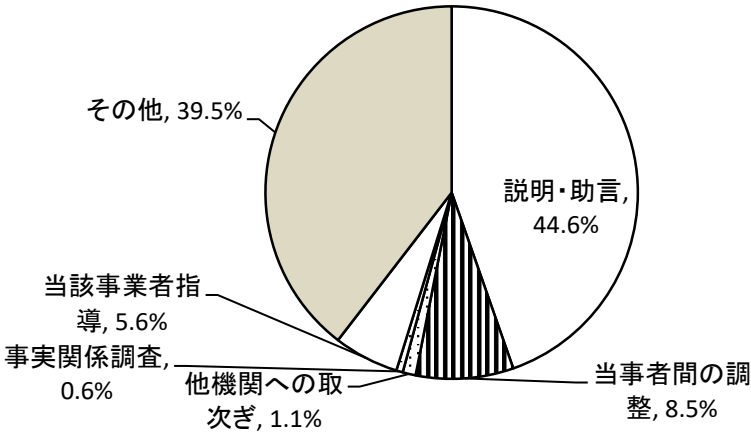
※長寿社会政策課受付分

区分	説明・助言	当事者間の調整	他機関への取次ぎ	事実関係調査	当該事業者指導	その他	計
受付件数	79件	15件	2件	1件	10件	70件	177件
構成比	44.6%	8.5%	1.1%	0.6%	5.6%	39.5%	100.0%
令和4年度件数	43件	10件	2件	7件	20件	19件	101件
前年度との差	36件	5件	0件	-6件	-10件	51件	76件

＜令和5年度相談の内容＞

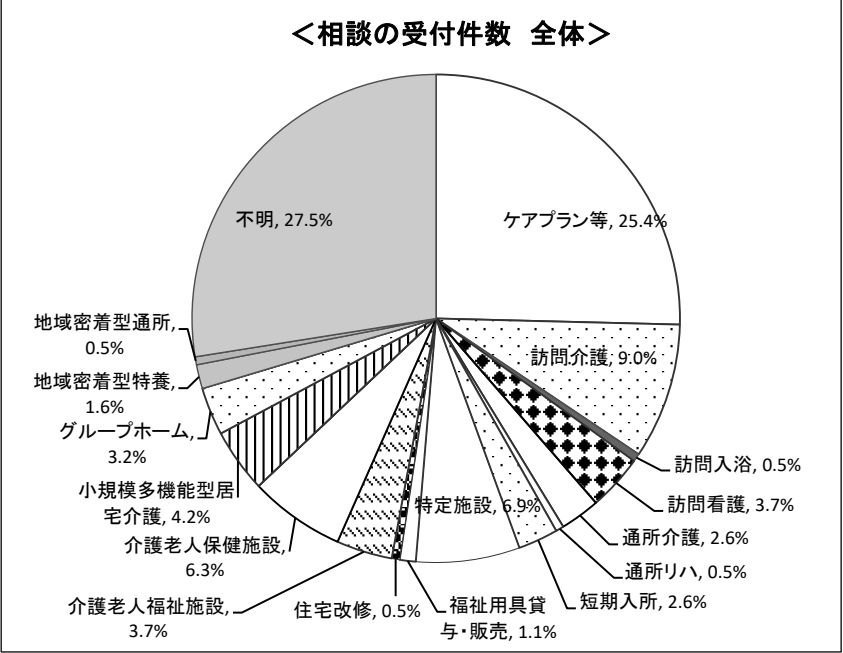


＜令和5年度相談の対応状況＞



3. サービス関係の相談の内訳(令和5年4月～令和6年3月末)

区 分			居宅サービス											施設サービス			地域密着型サービス							不明	合計		
			ケアプラン等	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	通所介護	通所リハ	短期入所	特定施設	福祉用具貸与・販売	住宅改修	居宅療養管理指導	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	グループホーム	定期巡回・随時対応型訪問看護看護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型特養			地域密着型通所	
長寿社会政策課			受付件数	46件	17件	1件	6件	0件	5件	1件	4件	11件	2件	0件	0件	5件	12件	0件	0件	7件	5件	0件	0件	3件	1件	51件	177件
			構成比	26.0%	9.6%	0.6%	3.4%	0.0%	2.8%	0.6%	2.3%	6.2%	1.1%	0.0%	0.0%	2.8%	6.8%	0.0%	0.0%	4.0%	2.8%	0.0%	0.0%	1.7%	0.6%	28.8%	100.0%
健康福祉サービス 苦情調整委員会	相談件数 (申立件数含)	受付件数	2件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	2件	0件	1件	0件	2件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	12件	
		構成比	16.7%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	16.7%	0.0%	8.3%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	100.0%	
	申立件数	受付件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
		構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	#DIV/0!	
全 体			受付件数	48件	17件	1件	7件	0件	5件	1件	5件	13件	2件	1件	0件	7件	12件	0件	0件	8件	6件	0件	0件	3件	1件	52件	189件
			構成比	25.4%	9.0%	0.5%	3.7%	0.0%	2.6%	0.5%	2.6%	6.9%	1.1%	0.5%	0.0%	3.7%	6.3%	0.0%	0.0%	4.2%	3.2%	0.0%	0.0%	1.6%	0.5%	27.5%	100.0%



口介護保険サービスの利用者数

<介護サービス> 要介護1～5の利用者数

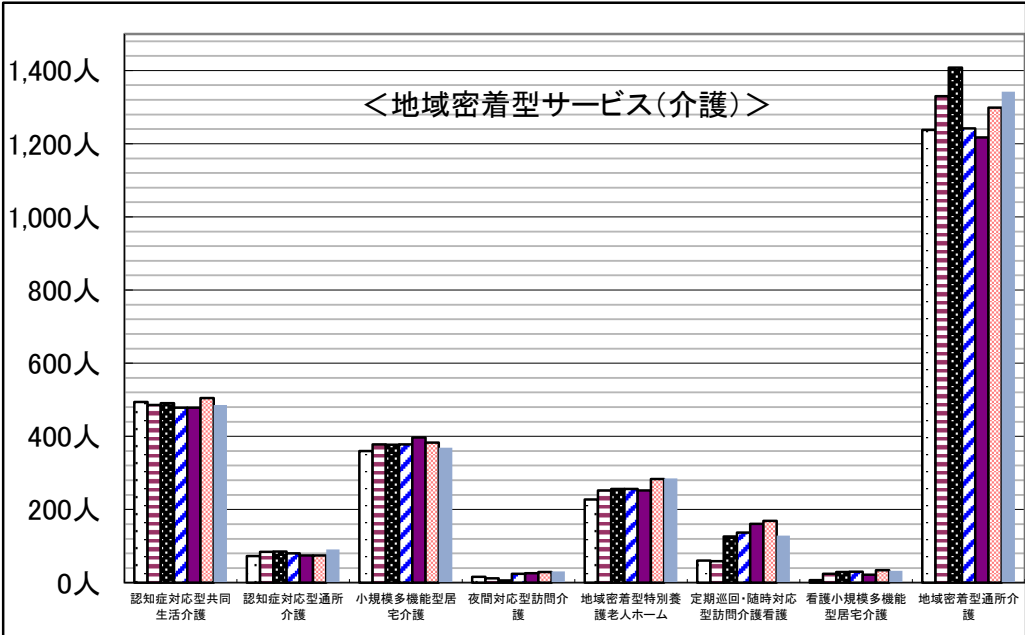
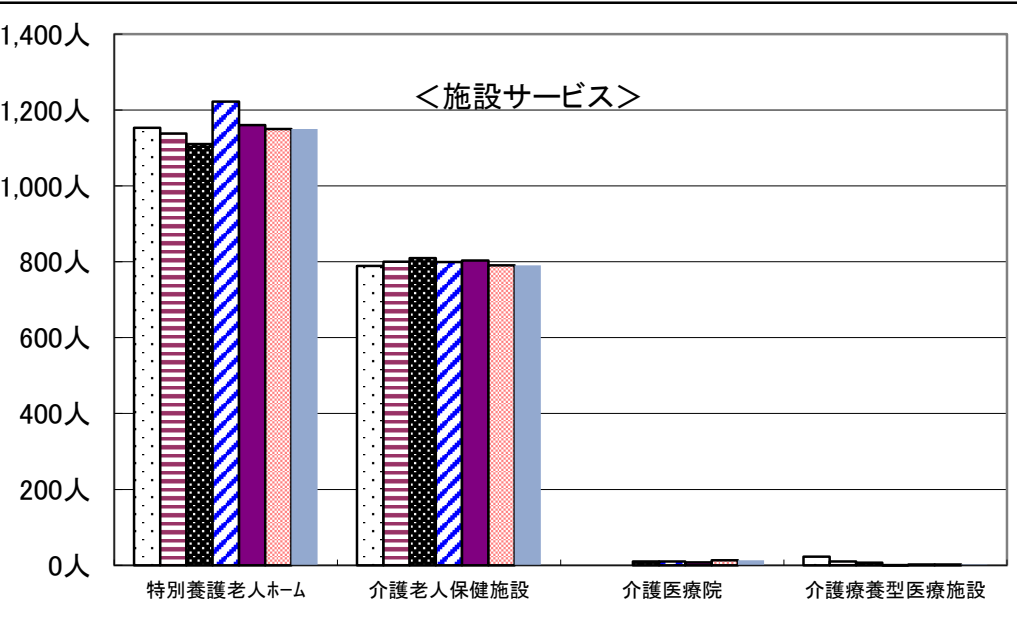
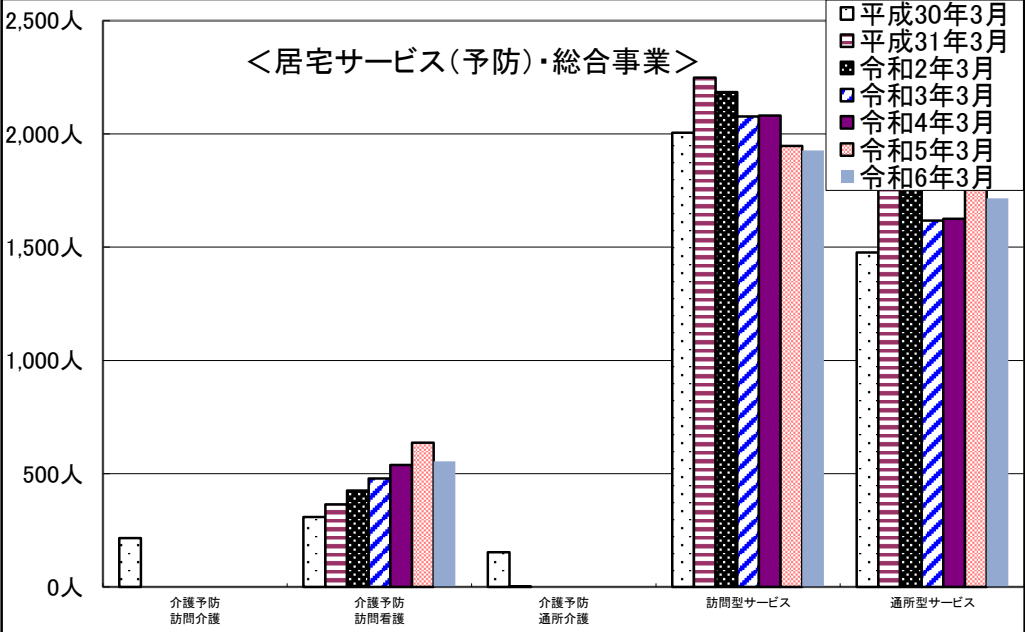
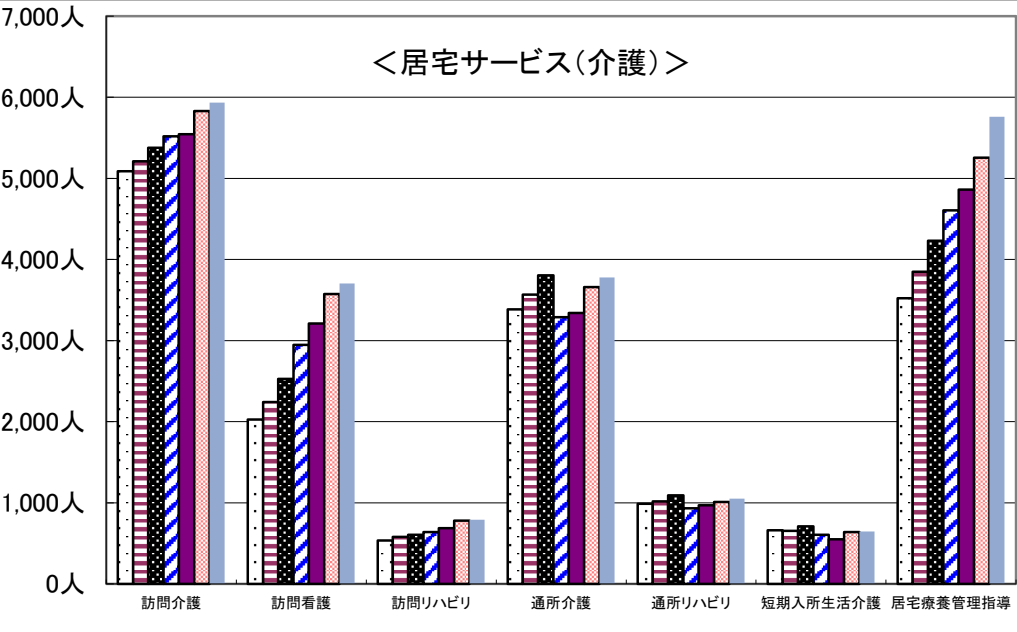
		平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
居宅介護支援		9,155人	9,483人	10,011人	10,350人	10,604人	11,092人	11,170人
居宅サービス	訪問介護	5,088人	5,210人	5,379人	5,517人	5,546人	5,829人	5,933人
	訪問入浴	205人	177人	197人	219人	240人	253人	238人
	訪問看護	2,028人	2,244人	2,527人	2,947人	3,212人	3,574人	3,703人
	訪問リハビリ	536人	581人	604人	639人	689人	782人	793人
	通所介護	3,384人	3,567人	3,806人	3,290人	3,342人	3,659人	3,779人
	通所リハビリ	987人	1,018人	1,091人	931人	970人	1,009人	1,052人
	福祉用具貸与	6,347人	6,662人	7,153人	7,555人	7,817人	8,222人	8,222人
	短期入所生活介護	661人	655人	711人	606人	550人	640人	645人
	短期入所療養介護	94人	96人	87人	76人	67人	92人	106人
	居宅療養管理指導	3,524人	3,849人	4,231人	4,607人	4,863人	5,255人	5,761人
	特定施設入居者生活介護	801人	809人	848人	835人	778人	802人	925人
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	494人	486人	491人	478人	478人	505人	486人
	認知症対応型通所介護	73人	84人	85人	80人	74人	74人	91人
	小規模多機能型居宅介護	360人	378人	377人	378人	397人	383人	369人
	夜間対応型訪問介護	16人	12人	6人	24人	26人	29人	31人
	地域密着型特別養護老人ホーム	227人	252人	256人	256人	252人	283人	285人
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	60人	59人	126人	137人	161人	169人	129人
	看護小規模多機能型居宅介護	7人	24人	29人	30人	22人	34人	32人
	地域密着型通所介護	1,238人	1,330人	1,408人	1,242人	1,217人	1,299人	1,342人
施設	特別養護老人ホーム	1,153人	1,138人	1,110人	1,222人	1,160人	1,150人	1,199人
	介護老人保健施設	789人	800人	810人	799人	803人	791人	788人
	介護医療院			10人	10人	8人	13人	9人
	介護療養型医療施設	23人	10人	7人	1人	2人	2人	1人

<介護予防サービス> 要支援1、2の利用者数

		平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月
介護予防支援		2,285人	2,299人	2,476人	2,590人	2,791人	2,911人	3,089人
居宅サービス	介護予防訪問介護	215人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	介護予防訪問入浴	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	介護予防訪問看護	309人	364人	426人	478人	538人	554人	637人
	介護予防訪問リハビリ	97人	116人	113人	112人	143人	158人	177人
	介護予防通所介護	153人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
	介護予防通所リハビリ	294人	325人	419人	381人	430人	443人	519人
	介護予防福祉用具貸与	1,598人	1,815人	1,851人	2,003人	2,118人	2,180人	2,327人
	介護予防短期入所生活介護	6人	9人	6人	5人	6人	3人	2人
	介護予防短期入所療養介護	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	介護予防居宅療養管理指導	211人	238人	242人	265人	276人	334人	389人
	介護予防特定施設入居者生活介護	103人	112人	107人	107人	111人	103人	114人
	地域密着型							
地域密着型	介護予防認知症対応型共同生活介護	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人
	介護予防認知症対応型通所介護	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	介護予防小規模多機能型居宅介護	33人	38人	29人	22人	14人	18人	15人

総合事業	訪問型サービス	2,006人	2,249人	2,185人	2,077人	2,081人	1,927人	1,947人
	通所型サービス	1,476人	1,861人	1,838人	1,617人	1,626人	1,716人	1,889人
	介護予防ケアマネジメント	1,995人	2,271人	2,180人	1,984人	1,922人	1,970人	1,989人

介護保険サービス利用者数の推移



□要介護度別のサービス利用状況 [令和6年3月]

<要支援・要介護認定者数>令和6年3月末

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4,632人	3,584人	4,999人	4,194人	3,202人	2,799人	2,066人	25,476人

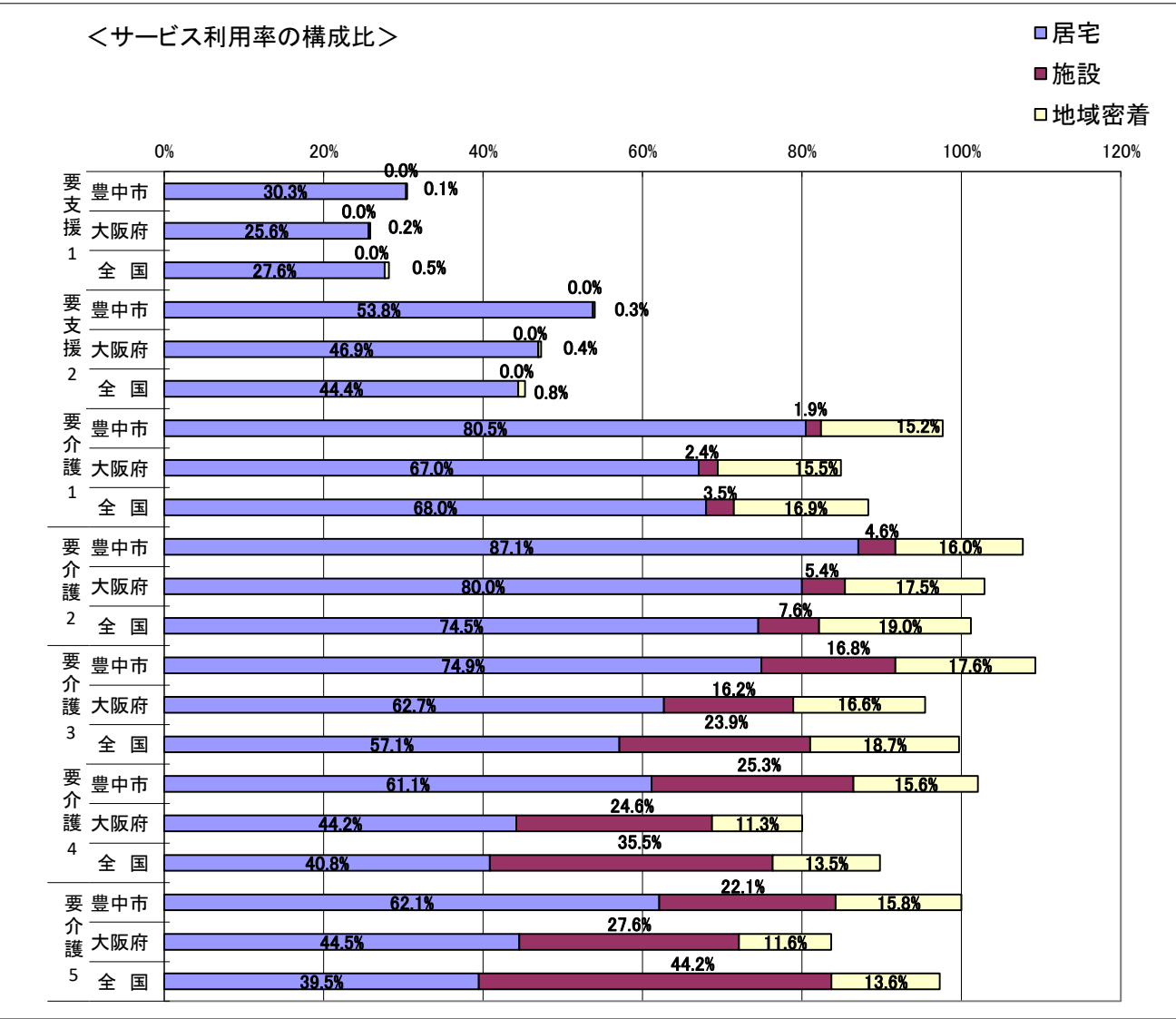
<要介護度別サービス利用者数(下段は利用率)>

	サービス			介護度別計
	居宅	施設	地域密着	
要支援1	1,405人	0人	6人	1,411人
	30.3%	0.0%	0.1%	30.5%
要支援2	1,927人	0人	9人	1,936人
	53.8%	0.0%	0.3%	54.0%
要介護1	4,023人	96人	762人	4,881人
	80.5%	1.9%	15.2%	97.6%
要介護2	3,652人	195人	670人	4,517人
	87.1%	4.6%	16.0%	107.7%
要介護3	2,399人	538人	562人	3,499人
	74.9%	16.8%	17.6%	109.3%
要介護4	1,711人	709人	437人	2,857人
	61.1%	25.3%	15.6%	102.1%
要介護5	1,283人	457人	326人	2,066人
	62.1%	22.1%	15.8%	100.0%
サービス別計	16,400人	1,995人	2,772人	21,167人
	64.4%	7.8%	10.9%	83.1%

※総合事業の利用者は除く

※同月中に居宅・施設・地域密着型サービスを併用した場合などは複数計上

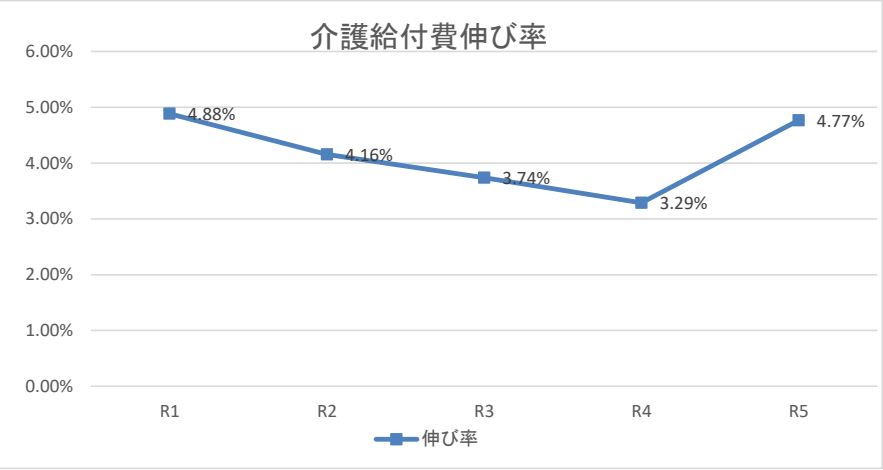
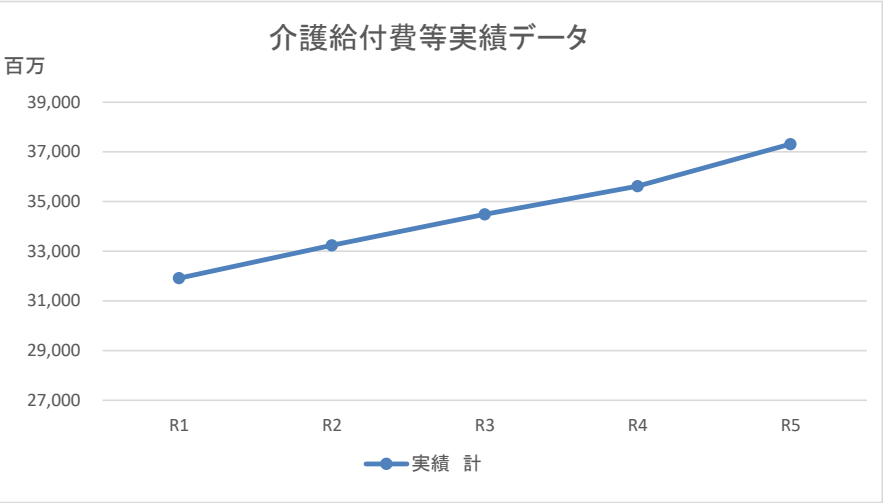
<サービス利用率の構成比>



介護給付費等実績データ

単位:円

	R1	R2	R3	R4	R5
居宅介護サービス給付費	16,109,654,349	16,936,827,897	17,857,138,634	18,669,382,130	20,071,640,785
特例居宅介護サービス給付費	2,062,335	0	0	0	0
地域密着型介護サービス給付費	4,769,870,280	4,903,997,364	5,011,612,201	5,235,341,030	5,243,911,596
特例地域密着型介護サービス給付費	0	0	0	0	0
居宅介護福祉用具購入費	45,725,340	47,553,221	48,556,406	50,450,446	49,967,529
居宅介護住宅改修費	64,400,323	63,556,351	66,520,922	67,088,441	58,573,392
居宅介護サービス計画給付費	1,752,472,214	1,850,136,879	1,976,239,191	2,065,437,616	2,133,657,671
特例居宅介護サービス計画給付費	0	0	0	0	0
施設介護サービス給付費	6,497,683,749	6,664,464,531	6,801,653,245	6,845,374,714	6,926,443,614
計(介護サービス等諸費)	29,241,868,590	30,466,536,243	31,761,720,599	32,933,074,377	34,484,194,587
介護予防サービス給付費	604,317,603	620,687,085	680,760,349	726,645,744	796,117,043
特例介護予防サービス給付費	0	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス給付費	28,895,490	21,644,956	14,687,030	13,406,589	13,823,378
特例地域密着型介護予防サービス給付費	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具購入費	13,852,905	14,152,394	13,794,216	15,626,637	14,984,306
介護予防住宅改修費	47,354,606	52,178,086	49,568,740	49,479,270	45,734,500
介護予防サービス計画給付費	139,997,419	145,350,930	162,217,367	173,592,336	182,065,700
特例介護予防サービス計画給付費	0	0	0	0	0
計(介護予防サービス等諸費)	834,418,023	854,013,451	921,027,702	978,750,576	1,052,724,927
高額介護サービス費	949,253,393	1,027,985,221	1,046,467,660	1,037,243,773	1,096,173,513
高額介護予防サービス費	1,093,240	1,032,706	1,135,144	613,957	856,751
高額医療合算介護サービス費	132,229,794	132,510,777	130,212,795	134,749,425	145,026,975
高額医療合算介護予防サービス費	1,183,052	1,193,705	982,026	1,132,102	553,514
高額介護サービス等費	1,083,759,479	1,162,722,409	1,178,797,625	1,173,739,257	1,242,610,753
特定入所者介護サービス費	725,745,999	727,935,537	591,238,043	499,284,625	501,770,837
特例特定入所者介護サービス費	0	0	0	0	0
特定入所者介護予防サービス費	237,702	48,832	62,734	34,946	72,517
特例特定入所者介護予防サービス費	0	0	0	0	0
特定入所者介護サービス等費	725,983,701	727,984,369	591,300,777	499,319,571	501,843,354
審査支払手数料	29,064,347	30,430,173	31,961,366	33,500,388	35,149,019
実績 計	31,915,094,140	33,241,686,645	34,484,808,069	35,618,384,169	37,316,522,640
伸び率	4.88%	4.16%	3.74%	3.29%	4.77%
介護予防・生活支援サービス事業費	1,227,373,327	1,126,216,189	1,166,444,660	1,234,446,081	1,260,095,580
伸び率	1.35%	-8.24%	3.57%	5.83%	2.08%



令和5年度保険料の賦課状況

(令和6年3月末現在)

区 分 (月額保険料)	対象者		人 数	構成比	調定見込額	
第1段階 (1,910円)	市 民 税 非 課 税 世 帯	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の人	23,268人	22.2%		
第2段階 (3,024円)		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万超120万円以下の人	9,768人	9.3%		
第3段階 (4,457円)		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が120万円を超える人	9,021人	8.6%		
第4段階 (5,571円)	市 本 民 人 税 が 非 課 税	本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の人	10,858人	10.3%		
第5段階[基準額] (6,367円)		本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超える人	10,151人	9.7%		
第6段階 (7,195円)	市 民 税 課 税 世 帯	本 人 が 市 民 税 課 税	本人の合計所得金額が120万円未満の人	11,860人		11.3%
第7段階 (7,227円)			本人の合計所得金額が120万円以上125万円未満の人	972人		0.9%
第8段階 (8,054円)			本人の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	11,224人		10.7%
第9段階 (8,118円)			本人の合計所得金額が190万円以上210万円未満の人	2,063人		2.0%
第10段階 (9,646円)			本人の合計所得金額が210万円以上290万円未満の人	5,436人		5.2%
第11段階 (9,710円)			本人の合計所得金額が290万円以上320万円未満の人	1,303人		1.2%
第12段階 (11,301円)			本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	2,541人		2.4%
第13段階 (12,907円)			本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	2,563人		2.4%
第14段階 (12,734円)			本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1,033人		1.0%
第15段階 (14,007円)			本人の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の人	645人		0.6%
第16段階 (15,918円)			本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	846人		0.8%
第17段階 (17,828円)			本人の合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満	684人	0.7%	
第18段階 (19,738円)	本人の合計所得金額が2,500万円以上の人	683人	0.7%			
合計			104,919人	100.0%	7,658,975,833円	

〇市内のサービス事業所数

		令和4年4月1日		令和5年4月1日		令和6年4月1日	
区分		事業所数	定員数	事業所数	定員数	事業所数	定員数
居宅サービス	介護予防支援	7		7		7	
	居宅介護支援	152		146		148	
	訪問介護	191		196		191	
	訪問看護(みなし指定を除く)	66		75		80	
	訪問入浴介護	5		5		5	
	訪問リハビリテーション(みなし指定を除く)	5		5		6	
	通所介護	63	2,072	66	2,117	66	2,117
	通所リハビリテーション(みなし指定を除く)	15	496	15	516	15	516
	福祉用具貸与	35		33		33	
	特定福祉用具販売	34		32		33	
	短期入所生活介護 * 1	23	641	23	661	23	661
	短期入所療養介護	10		10		10	
	特定施設入居者生活介護 * 2	18	1,288	18	1,288	20	1,468
施設サービス	介護老人福祉施設	14	1,182	14	1,182	14	1,190
	介護老人保健施設	10	809	10	809	10	809
	介護療養型医療施設	0		0		0	
	介護医療院	0		0		0	

* 1 短期入所生活介護の定員数には、介護老人福祉施設の空床を含む
* 2 特定施設入居者生活介護には、養護老人ホームの特定枠30床を含む
* 3 軽費老人ホームのうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は()で表示〔 () 内の数値は特定施設入居者生活介護の数値と重複〕
* 4 有料老人ホーム定員数には、介護付有料老人ホームの自立入所枠を含む

		令和4年4月1日		令和5年4月1日		令和6年4月1日	
区分		事業所数	定員数	事業所数	定員数	事業所数	定員数
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	30	529	30	529	30	529
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0		0		0	
	地域密着型介護老人福祉施設	10	290	10	290	10	290
	小規模多機能型居宅介護	20		20		20	
	夜間対応型訪問介護	1		1		1	
	認知症対応型通所介護	8	63	8	63	8	63
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4		4		3	
	看護小規模多機能型居宅介護	1		2		2	
	地域密着型通所介護	53	681	50	647	49	647
総合事業	訪問介護相当サービス	168		173		165	
	訪問型サービスA	98		89		78	
	通所介護相当サービス	112		109		104	
	通所型サービスA	25		23		16	
住まい	軽費老人ホーム * 3	3(2)	220(150)	3(2)	220(150)	3(2)	220(150)
	有料老人ホーム * 4	36	1,605	42	2,852	41	2,728
	サービス付き高齢者向け住宅	37	1,532	38	1,575	38	1,529

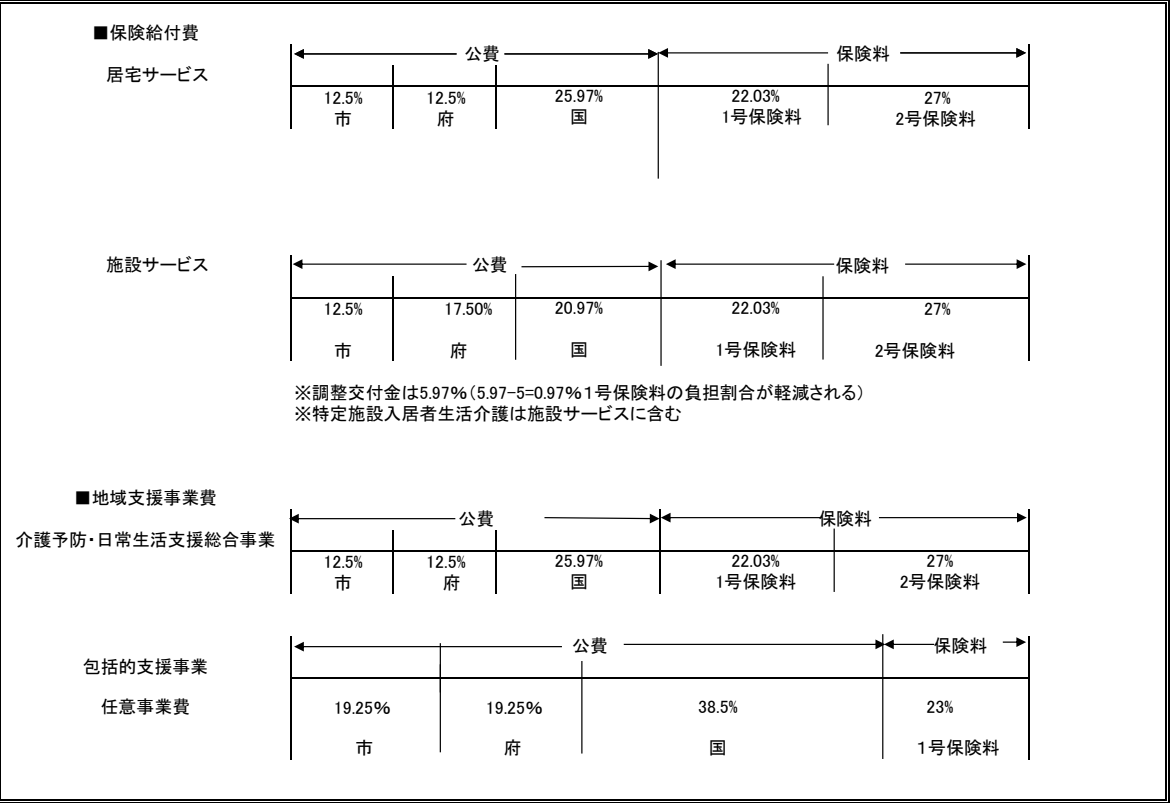
令和5年度 介護保険事業特別会計の決算見込み

単位:円

	款	NO.	費目	R4予算(補正後)A	R4決算B	R5予算(補正後)C	R5決算見込額D	収入率(D/C)	差引き(C-D)	対前年比 ((D-B)/B)
歳入	保険料	1	第1号被保険者保険料	7,297,100,000	7,505,085,176	7,643,225,000	7,512,623,573	98.3%	130,601,427	0.10%
	使用料及び手数料	2	総務手数料	2,884,000	2,388,400	2,836,000	2,670,200	94.2%	165,800	11.80%
	国庫支出金	3	介護給付費国庫負担金	7,055,629,000	7,063,494,884	7,457,327,000	7,342,135,050	98.5%	115,191,950	3.94%
			調整交付金	2,176,376,000	2,004,416,000	2,372,804,000	2,198,807,000	92.7%	173,997,000	9.70%
			地域支援事業交付金(総合事業)	395,553,000	329,275,907	412,001,000	339,876,025	82.5%	72,124,975	3.22%
			地域支援事業交付金(包括・任意)	75,437,000	66,754,653	78,389,000	75,803,357	96.7%	2,585,643	13.56%
			介護保険災害等臨時特例補助金	0	0	0	0	-	0	-
			介護保険事業費国庫補助金	3,500,000	1,776,000	3,500,000	6,500,000	185.7%	▲ 3,000,000	265.99%
			保険者機能強化推進交付金	48,310,000	50,261,000	50,261,000	39,116,000	77.8%	11,145,000	-22.17%
			介護保険保険者努力支援交付金	46,439,000	50,587,000	50,587,000	50,906,000	100.6%	▲ 319,000	0.63%
			国庫支出金(計)	9,801,244,000	9,566,565,444	10,424,869,000	10,053,143,432	96.4%	371,725,568	5.09%
	支払基金交付金	4	介護給付費交付金	10,044,813,000	9,603,147,000	10,602,775,000	10,059,539,403	94.9%	543,235,597	4.75%
			地域支援事業支援交付金	437,277,000	371,262,000	454,637,000	432,509,000	95.1%	22,128,000	16.50%
			支払基金交付金(計)	10,482,090,000	9,974,409,000	11,057,412,000	10,492,048,403	94.9%	565,363,597	5.19%
	府支出金	5	介護給付費府負担金	5,035,352,000	4,946,025,258	5,289,136,000	5,158,158,031	97.5%	130,977,969	4.29%
			地域支援事業交付金(総合事業)	191,275,000	160,710,567	197,697,000	163,106,265	82.5%	34,590,735	1.49%
			地域支援事業交付金(包括・任意)	37,717,000	33,377,326	39,194,000	37,901,678	96.7%	1,292,322	13.56%
			総務費府補助金	0	0	4,395,000	0	0.0%	4,395,000	-
			府支出金(計)	5,264,344,000	5,140,113,151	5,530,422,000	5,359,165,974	96.9%	171,256,026	4.26%
	財産収入	6	利子及び配当金	2,760,000	718,446	2,683,000	653,779	24.4%	2,029,221	-9.00%
	繰入金(一般会計)	7	介護給付費繰入金	4,650,136,000	4,452,107,594	4,902,124,000	4,664,254,137	95.1%	237,869,863	4.77%
			地域支援事業繰入金(総合事業)	191,275,000	156,795,377	197,697,000	161,597,376	81.7%	36,099,624	3.06%
			地域支援事業繰入金(包括・任意)	37,717,000	30,792,188	39,194,000	33,634,009	85.8%	5,559,991	9.23%
			その他一般会計繰入金	717,057,000	741,722,315	818,718,000	681,465,298	83.2%	137,252,702	-8.12%
			低所得者保険料軽減繰入金	575,452,000	572,464,880	572,972,000	576,946,117	100.7%	▲ 3,974,117	0.78%
			繰入金(一般会計)(計)	6,171,637,000	5,953,882,354	6,530,705,000	6,117,896,937	93.7%	412,808,063	2.75%
	基金繰入金	8	介護給付費準備基金繰入金	811,518,000	500,000,000	845,274,000	700,000,000	82.8%	145,274,000	0.00%
	繰越金	9	繰越金	793,098,000	886,806,826	703,944,000	897,685,182	127.5%	▲ 193,741,182	1.23%
	諸収入	10	延滞金、加算金及び過料	301,000	359,726	301,000	495,435	164.6%	▲ 194,435	37.73%
			預金利子	1,000	0	1,000	0	0.0%	1,000	0.00%
			雑入	1,707,000	3,248,336	2,061,000	4,822,525	234.0%	▲ 2,761,525	48.46%
			諸収入(計)	2,009,000	3,608,062	2,363,000	5,317,960	225.1%	▲ 2,954,960	47.39%
総合計			40,628,684,000	39,533,576,859	42,743,733,000	41,141,205,440	96.3%	1,602,527,560	4.07%	

	款	NO.	費目	R4予算(補正後)A	R4決算B	R5予算(補正後)C	R5決算見込額D	執行率(D/C)	差引き(C-D)	対前年比 ((D-B)/B)
歳出	総務費	11	総務管理費	452,210,978	420,609,942	479,872,252	402,643,673	83.9%	77,228,579	-4.27%
			徴収費	45,904,022	40,008,903	44,237,000	39,092,171	88.4%	5,144,829	-2.29%
			介護認定審査会費	325,264,000	285,363,924	305,571,748	249,955,316	81.8%	55,616,432	-12.41%
			趣旨普及費	1,059,000	1,015,520	915,000	768,680	84.0%	146,320	-24.31%
			総務費(計)	824,438,000	746,998,289	830,596,000	692,459,840	83.4%	138,136,160	-7.30%
	保険給付費	12	居宅介護サービス給付費	19,024,030,612	18,669,382,130	20,085,630,000	20,071,640,785	99.9%	13,989,215	7.51%
			特例居宅介護サービス給付費	1,000	0	1,000	0	0.0%	1,000	0.00%
			地域密着型介護サービス給付費	6,000,000,000	5,235,341,030	6,763,429,000	5,243,911,596	77.5%	1,519,517,404	0.16%
			特例地域密着型介護サービス費	1,000	0	1,000	0	0.0%	1,000	0.00%
			施設介護サービス給付費	6,902,562,000	6,845,374,714	7,132,924,000	6,926,443,614	97.1%	206,480,386	1.18%
			居宅介護福祉用具購入費	55,178,000	50,450,446	55,147,000	49,967,529	90.6%	5,179,471	-0.96%
			居宅介護住宅改修費	74,107,000	67,088,441	67,000,000	58,573,392	87.4%	8,426,608	-12.69%
			居宅介護サービス計画給付費	2,070,533,000	2,065,437,616	2,161,000,000	2,133,657,671	98.7%	27,342,329	3.30%
			特例居宅介護サービス計画給付費	1,000	0	1,000	0	0.0%	1,000	0.00%
			介護サービス等諸費(小計)	34,126,413,612	32,933,074,377	36,265,133,000	34,484,194,587	95.1%	1,780,938,413	4.71%
		13	介護予防サービス給付費	749,535,664	726,645,744	802,658,000	796,117,043	99.2%	6,540,957	9.56%
			特例介護予防サービス給付費	1,000	0	1,000	0	0.0%	1,000	0.00%
			地域密着型介護予防サービス給付費	25,000,000	13,406,589	20,203,000	13,823,378	68.4%	6,379,622	3.11%
			特例地域密着型介護予防サービス給付費	1,000	0	1,000	0	0.0%	1,000	0.00%
			介護予防福祉用具購入費	16,631,000	15,626,637	17,100,000	14,984,306	87.6%	2,115,694	-4.11%
			介護予防住宅改修費	65,000,000	49,479,270	60,000,000	45,734,500	76.2%	14,265,500	-7.57%
			介護予防サービス計画給付費	173,592,336	173,592,336	191,000,000	182,065,700	95.3%	8,934,300	4.88%
			特例介護予防サービス計画給付費	1,000	0	1,000	0	0.0%	1,000	0.00%
			介護予防サービス等諸費(小計)	1,029,762,000	978,750,576	1,090,964,000	1,052,724,927	96.5%	38,239,073	7.56%
		14	審査支払手数料	33,500,388	33,500,388	36,000,000	35,149,019	97.6%	850,981	4.92%
			高額介護サービス費	1,076,553,000	1,037,243,773	1,096,173,513	1,096,173,513	100.0%	0	5.68%
			高額介護予防サービス費	1,591,000	613,957	1,010,000	856,751	84.8%	153,249	39.55%
			特定入所者介護サービス費	796,670,000	499,284,625	583,826,487	501,770,837	85.9%	82,055,650	0.50%
			特例特定入所者介護サービス費	1,000	0	1,000	0	0.0%	1,000	0.00%
			特定入所者介護予防サービス費	261,000	34,946	88,000	72,517	82.4%	15,483	107.51%
			特例特定入所者介護予防サービス費	1,000	0	1,000	0	0.0%	1,000	0.00%
			高額医療合算介護サービス費	137,142,000	134,749,425	145,141,991	145,026,975	99.9%	115,016	7.63%
			高額医療合算介護予防サービス費	1,134,000	1,132,102	1,558,009	553,514	35.5%	1,004,495	-51.11%
			保険給付費(計)	37,203,029,000	35,618,384,169	39,219,897,000	37,316,522,640	95.1%	1,903,374,360	4.77%
	地域支援事業費	15	一般介護予防事業費	28,064,404	19,916,936	40,716,009	32,683,427	80.3%	8,032,582	64.10%
			一般介護予防事業費(小計)	28,064,404	19,916,936	40,716,009	32,683,427	80.3%	8,032,582	64.10%
			介護予防・生活支援サービス事業費	1,348,782,000	1,112,789,971	1,379,003,000	1,136,363,300	82.4%	242,639,700	2.12%
			介護予防ケアマネジメント事業費	149,246,000	118,415,753	156,708,000	120,449,797	76.9%	36,258,203	1.72%
			審査支払手数料	4,142,000	3,240,357	4,349,000	3,282,483	75.5%	1,066,517	1.30%
			介護予防・生活支援サービス事業費(小計)	1,502,170,000	1,234,446,081	1,540,060,000	1,260,095,580	81.8%	279,964,420	2.08%
		16	任意事業費	148,657,596	126,716,477	146,135,991	124,321,580	85.1%	21,814,411	-1.89%
			認知症総合支援事業費	17,350,000	16,296,151	18,908,000	17,904,685	94.7%	1,003,315	9.87%
			在宅医療・介護連携推進事業費	25,683,575	14,946,708	32,002,000	22,301,411	69.7%	9,700,589	49.21%
			地域ケア会議推進事業費	4,669,425	2,267,983	7,907,000	7,647,058	96.7%	259,942	237.17%
			包括十任意事業(小計)	196,360,596	160,227,319	204,952,991	172,174,734	84.0%	32,778,257	7.46%
			地域支援事業費(計)	1,726,595,000	1,414,590,336	1,785,729,000	1,464,953,741	82.0%	320,775,259	3.56%
	基金積立金	17	介護給付費準備基金積立金	224,435,000	222,392,557	256,633,000	254,603,450	99.2%	2,029,550	14.48%
	諸支出金	18	償還金及び還付加算金	488,010,000	484,267,228	479,190,000	475,209,087	99.2%	3,980,913	-1.87%
		19	繰出金	162,177,000	149,259,098	171,688,000	155,585,121	90.6%	16,102,879	4.24%
	総合計			40,628,684,000	38,635,891,677	42,743,733,000	40,359,333,879	94.4%	2,384,399,121	4.46%

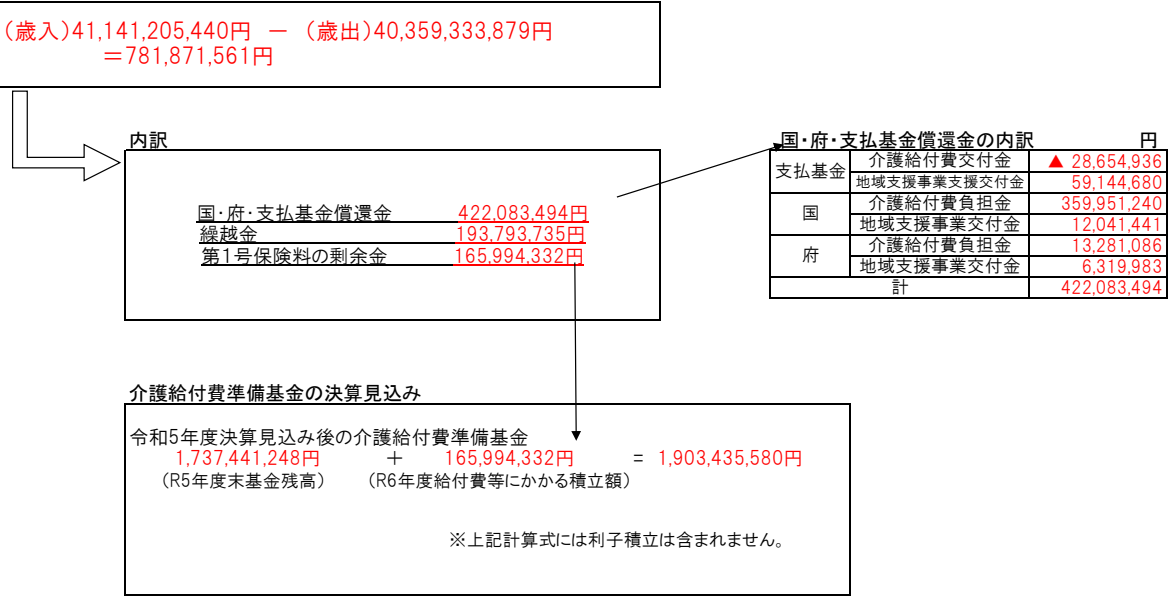
豊中市における介護保険の財源負担割合(令和5年度)



保険給付費の状況

保険給付費の執行率は、令和5年度 95.1%となっている（令和4年度 95.7% 令和3年度 96.6%）。
保険給付費の状況としては、訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・居宅療養管理指導・看護小規模多機能型居宅介護などの医療系サービスの給付費が前年度と比べて伸びており、医療のニーズが増えていると考えられる。

介護保険事業特別会計の決算見込み



令和5年度 一般会計決算見込(重層的支援体制整備事業)

<一般会計歳入>

単位:円

款	目	費目	令和5年度	令和5年度
			予算(補正後)	決算見込額
諸収入	雑入	雑入	0	75,070
		(計)	0	75,070

<一般会計歳出>

単位:円

款	目	費目	令和5年度	令和5年度
			予算(補正後)	決算見込額
民生費	社会福祉総務費	重層的支援体制整備事業(介護予防センター公益的事業分)	10,554,000	10,544,000
		重層的支援体制整備事業(生きがいづくり事業分)	4,875,000	3,705,801
		重層的支援体制整備事業(介護予防事業分)	87,149,907	75,792,005
		重層的支援体制整備事業(地域包括支援センター運営支援・管理業務分)	453,713,000	425,471,735
		重層的支援体制整備事業(生活支援体制整備事業)	36,842,000	36,632,944
		重層的支援体制整備事業(権利擁護事業)	18,663,295	13,115,723
		民生費(計)	611,797,202	565,262,208

※諸収入は重層的支援体制整備事業に関わるもののみ記載

令和5年度におけるサービス別の保険給付費の状況(介護給付、予防給付)

単位:円

区 分		令和4年度	令和5年度						
		決算	決算見込み	対前年度増加額	前年度 伸率	寄与度	寄与率	計画値	計画値-決算見込み
居 宅	訪問介護	7,003,397,953	7,540,025,176	536,627,223	7.7%	1.5%	31.6%	7,141,408,557	▲ 398,616,619
	介護予防訪問介護	16,587	0	▲ 16,587	-100.0%	0.0%	0.0%	0	0
	訪問入浴	183,762,608	192,154,237	8,391,629	4.6%	0.0%	0.5%	166,884,216	▲ 25,270,021
	介護予防訪問入浴	29,141	64,057	34,916	119.8%	0.0%	0.0%	0	▲ 64,057
	訪問看護	1,865,833,825	2,008,386,229	142,552,404	7.6%	0.4%	8.4%	1,780,020,208	▲ 228,366,021
	介護予防訪問看護	196,190,632	225,069,472	28,878,840	14.7%	0.1%	1.7%	221,650,185	▲ 3,419,287
	訪問リハビリ	368,495,347	402,893,395	34,398,048	9.3%	0.1%	2.0%	349,148,954	▲ 53,744,441
	介護予防訪問リハビリ	61,283,946	62,321,267	1,037,321	1.7%	0.0%	0.1%	51,236,426	▲ 11,084,841
	通所介護	3,124,354,422	3,318,004,287	193,649,865	6.2%	0.5%	11.4%	3,651,239,942	333,235,655
	介護予防通所介護	31,784	0	▲ 31,784	-100.0%	0.0%	0.0%	0	0
	通所リハビリ	776,143,528	812,108,159	35,964,631	4.6%	0.1%	2.1%	1,029,384,091	217,275,932
	介護予防通所リハビリ	179,908,162	196,468,076	16,559,914	9.2%	0.0%	1.0%	202,505,828	6,037,752
	福祉用具貸与	1,402,139,000	1,469,448,936	67,309,936	4.8%	0.2%	4.0%	1,462,752,258	▲ 6,696,678
	介護予防福祉用具貸与	152,223,966	159,845,840	7,621,874	5.0%	0.0%	0.4%	159,446,426	▲ 399,414
	短期入所生活介護	892,109,378	895,644,060	3,534,682	0.4%	0.0%	0.2%	1,146,272,017	250,627,957
	介護予防短期入所生活介護	2,474,288	2,047,717	▲ 426,571	-17.2%	0.0%	0.0%	3,843,616	1,795,899
	短期入所療養介護	109,240,502	105,431,624	▲ 3,808,878	-3.5%	0.0%	-0.2%	123,685,450	18,253,826
	介護予防短期入所療養介護	438,309	388,265	▲ 50,044	-11.4%	0.0%	0.0%	0	▲ 388,265
	特定施設入居者生活介護	1,960,819,077	2,214,422,021	253,602,944	12.9%	0.7%	14.9%	2,341,461,769	127,039,748
	介護予防特定施設入居者生活介護	92,874,280	97,981,339	5,107,059	5.5%	0.0%	0.3%	106,385,141	8,403,802
	居宅療養管理指導	984,809,893	1,115,378,330	130,568,437	13.3%	0.4%	7.7%	1,027,875,325	▲ 87,503,005
	介護予防居宅療養管理指導	39,451,246	49,675,341	10,224,095	25.9%	0.0%	0.6%	40,472,081	▲ 9,203,260
	福祉用具購入費	51,054,762	49,967,529	▲ 1,087,233	-2.1%	0.0%	-0.1%	55,692,031	5,724,502
	介護予防福祉用具購入費	15,037,171	14,984,306	▲ 52,865	-0.4%	0.0%	0.0%	17,243,756	2,259,450
	住宅改修費	68,367,168	58,573,392	▲ 9,793,776	-14.3%	0.0%	-0.6%	65,080,916	6,507,524
	介護予防住宅改修費	48,200,543	45,734,500	▲ 2,466,043	-5.1%	0.0%	-0.1%	77,228,801	31,494,301
	居宅介護支援	2,065,584,211	2,133,951,985	68,367,774	3.3%	0.2%	4.0%	2,130,825,371	▲ 3,126,614
	介護予防支援	173,445,741	181,771,386	8,325,645	4.8%	0.0%	0.5%	171,381,226	▲ 10,390,160
	小 計	21,817,717,470	23,352,740,926	1,535,023,456	7.0%	4.3%	90.4%	23,523,124,591	170,383,665
地 域 密 着 型	認知症対応型共同生活介護	1,604,368,933	1,626,877,441	22,508,508	1.4%	0.1%	1.3%	1,812,621,259	185,743,818
	介護予防認知症対応型共同生活介護	569,147	935,772	366,625	0.0%	0.0%	0.0%	0	▲ 935,772
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	371,284,567	330,894,710	▲ 40,389,857	-10.9%	-0.1%	-2.4%	596,500,667	265,605,957
	夜間対応型訪問介護	9,974,914	10,426,055	451,141	4.5%	0.0%	0.0%	13,030,524	2,604,469
	小規模多機能型居宅介護	1,077,209,473	1,054,752,013	▲ 22,457,460	-2.1%	-0.1%	-1.3%	1,414,902,980	360,150,967
	介護予防小規模多機能型居宅介護	12,745,148	12,804,799	59,651	0.5%	0.0%	0.0%	32,267,789	19,462,990
	認知症対応型通所介護	106,686,580	119,906,111	13,219,531	12.4%	0.0%	0.8%	159,998,832	40,092,721
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,074,543,775	1,113,824,706	39,280,931	3.7%	0.1%	2.3%	1,227,985,710	114,161,004
	看護小規模多機能型居宅介護	68,173,112	97,840,666	29,667,554	43.5%	0.1%	1.7%	255,750,912	157,910,246
	地域密着型通所介護	923,191,970	889,472,701	▲ 33,719,269	-3.7%	-0.1%	-2.0%	1,248,434,836	358,962,135
	小 計	5,248,747,619	5,257,734,974	8,987,355	0.2%	0.0%	0.5%	6,761,493,509	1,503,758,535
施 設	介護老人福祉施設	3,830,231,349	3,968,117,905	137,886,556	3.60%	0.39%	8.12%	3,953,269,764	▲ 14,848,141
	介護老人保健施設	2,966,480,841	2,913,340,223	▲ 53,140,618	-1.8%	-0.1%	-3.1%	2,940,022,598	26,682,375
	介護療養型医療施設	7,582,333	2,695,217	▲ 4,887,116	-64.5%	0.0%	-0.3%	14,378,718	11,683,501
	介護医療院	40,906,304	42,290,269	1,383,965	3.4%	0.0%	0.1%	93,979,735	51,689,466
	小 計	6,845,200,827	6,926,443,614	81,242,787	1.2%	0.2%	4.8%	7,001,650,815	75,207,201
そ の 他	高額介護(予防)サービス費	1,037,857,730	1,097,030,264	59,172,534	5.7%	0.2%	3.5%	940,455,224	▲ 156,575,040
	特定入所者介護(予防)サービス費	499,319,571	501,843,354	2,523,783	0.5%	0.0%	0.1%	828,545,017	326,701,663
	高額医療合算介護(予防)サービス費	135,881,527	145,580,489	9,698,962	7.1%	0.0%	0.6%	132,857,384	▲ 12,723,105
	審査支払手数料	33,500,388	35,149,019	1,648,631	4.9%	0.0%	0.1%	31,770,460	▲ 3,378,559
	小 計	1,706,559,216	1,779,603,126	73,043,910	4.3%	0.2%	4.3%	1,933,628,085	154,024,959
保 険 給 付 費 総 合 計		35,618,225,132	37,316,522,640	1,698,297,508	4.8%	4.8%	100.0%	39,219,897,000	1,903,374,360
サ ー ビ ス 予 防 費	訪問介護相当サービス	369,049,148	362,917,032	▲ 6,132,116	-1.7%	-3.5%	-17.0%	483,050,901	120,133,869
	訪問型サービスA	47,923,402	44,033,499	▲ 3,889,903	-8.1%	-2.2%	-10.8%	60,041,601	16,008,102
	通所介護相当サービス	579,770,499	628,522,579	48,752,080	8.4%	28.1%	135.5%	688,783,133	60,260,554
	通所型サービスA	16,273,626	13,531,795	▲ 2,741,831	-16.8%	-1.6%	-7.6%	29,901,003	16,369,208
	介護予防サービス事業費合計	1,013,016,675	1,049,004,905	35,988,230	3.6%	20.7%	100.0%	1,261,776,638	212,771,733

令和5年度におけるサービス別の保険給付費の状況(全体)

単位:円

区 分		令和4年度	令和5年度						
		決算	決算見込み	対前年差引額	前年度 伸率	寄与度	寄与率	計画値	計画値-決算見込み
居宅	訪問介護	7,003,414,540	7,540,025,176	536,610,636	7.7%	1.5%	31.6%	7,141,408,557	▲ 398,616,619
	訪問入浴介護	183,791,749	192,218,294	8,426,545	4.6%	0.0%	0.5%	166,884,216	▲ 25,334,078
	訪問看護	2,062,024,457	2,233,455,701	171,431,244	8.3%	0.5%	10.1%	2,001,670,393	▲ 231,785,308
	訪問リハビリテーション	429,779,293	465,214,662	35,435,369	8.2%	0.1%	2.1%	400,385,380	▲ 64,829,282
	通所介護	3,124,386,206	3,318,004,287	193,618,081	6.2%	0.5%	11.4%	3,651,239,942	333,235,655
	通所リハビリテーション	956,051,690	1,008,576,235	52,524,545	5.5%	0.1%	3.1%	1,231,889,919	223,313,684
	福祉用具貸与	1,554,362,966	1,629,294,776	74,931,810	4.8%	0.2%	4.4%	1,622,198,684	▲ 7,096,092
	短期入所生活介護	894,583,666	897,691,777	3,108,111	0.3%	0.0%	0.2%	1,150,115,633	252,423,856
	短期入所療養介護	109,678,811	105,819,889	▲ 3,858,922	-3.5%	0.0%	-0.2%	123,685,450	17,865,561
	特定施設入居者生活介護	2,053,693,357	2,312,403,360	258,710,003	12.6%	0.7%	15.2%	2,447,846,910	135,443,550
	居宅療養管理指導	1,024,261,139	1,165,053,671	140,792,532	13.7%	0.4%	8.3%	1,068,347,406	▲ 96,706,265
	福祉用具購入費	66,091,933	64,951,835	▲ 1,140,098	-1.7%	0.0%	-0.1%	72,935,787	7,983,952
	住宅改修費	116,567,711	104,307,892	▲ 12,259,819	-10.5%	0.0%	-0.7%	142,309,717	38,001,825
	居宅介護・介護予防支援	2,239,029,952	2,315,723,371	76,693,419	3.4%	0.2%	4.5%	2,302,206,597	▲ 13,516,774
	小 計	21,817,717,470	23,352,740,926	1,535,023,456	7.0%	4.3%	90.4%	23,523,124,591	170,383,665
地域 密着型	認知症対応型共同生活介護	1,604,938,080	1,627,813,213	22,875,133	1.4%	0.1%	1.3%	1,812,621,259	184,808,046
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	371,284,567	330,894,710	▲ 40,389,857	-10.9%	-0.1%	-2.4%	596,500,667	265,605,957
	夜間対応型訪問介護	9,974,914	10,426,055	451,141	4.5%	0.0%	0.0%	13,030,524	2,604,469
	小規模多機能型居宅介護	1,089,954,621	1,067,556,812	▲ 22,397,809	-2.1%	-0.1%	-1.3%	1,447,170,769	379,613,957
	認知症対応型通所介護	106,686,580	119,906,111	13,219,531	12.4%	0.0%	0.8%	159,998,832	40,092,721
	地域密着型介護老人福祉施設	1,074,543,775	1,113,824,706	39,280,931	3.7%	0.1%	2.3%	1,227,985,710	114,161,004
	看護小規模多機能型居宅介護	68,173,112	97,840,666	29,667,554	43.5%	0.1%	1.7%	255,750,912	157,910,246
	地域密着型通所介護	923,191,970	889,472,701	▲ 33,719,269	-3.7%	-0.1%	-2.0%	1,248,434,836	358,962,135
	小 計	5,248,747,619	5,257,734,974	8,987,355	0.2%	0.0%	0.5%	6,761,493,509	1,503,758,535
施設	介護老人福祉施設	3,830,231,349	3,968,117,905	137,886,556	3.60%	0.4%	8.1%	3,953,269,764	▲ 14,848,141
	介護老人保健施設	2,966,480,841	2,913,340,223	▲ 53,140,618	-1.8%	-0.1%	-3.1%	2,940,022,598	26,682,375
	介護療養型医療施設	7,582,333	2,695,217	▲ 4,887,116	-64.5%	0.0%	-0.3%	14,378,718	11,683,501
	介護医療院	40,906,304	42,290,269	1,383,965	3.4%	0.0%	0.1%	93,979,735	51,689,466
	小 計	6,845,200,827	6,926,443,614	81,242,787	1.2%	0.2%	4.8%	7,001,650,815	75,207,201
その他	高額介護(予防)サービス費	1,037,857,730	1,097,030,264	59,172,534	5.7%	0.2%	3.5%	940,455,224	▲ 156,575,040
	特定入所者介護(予防)サービス費	499,319,571	501,843,354	2,523,783	0.5%	0.0%	0.1%	828,545,017	326,701,663
	高額医療合算介護(予防)サービス費	135,881,527	145,580,489	9,698,962	7.1%	0.0%	0.6%	132,857,384	▲ 12,723,105
	審査支払手数料	33,500,388	35,149,019	1,648,631	4.9%	0.0%	0.1%	31,770,460	▲ 3,378,559
	小 計	1,706,559,216	1,779,603,126	73,043,910	4.3%	0.2%	4.3%	1,933,628,085	154,024,959
総 合 計		35,618,225,132	37,316,522,640	1,698,297,508	4.8%	4.8%	100.0%	39,219,897,000	1,903,374,360

令和6年度 介護保険事業特別会計予算

<歳入>

単位:千円

款	費目	令和5年度	令和6年度		増減
		当初予算 A	当初予算 B	前年度伸率	R6予算－R5予算 (B－A)
保険料	第1号被保険者保険料	7,643,225	8,303,887	8.64%	660,662
使用料及び手数料	総務手数料	2,836	2,828	-0.28%	▲ 8
国庫支出金	介護給付費国庫負担金	7,457,327	7,564,478	1.44%	107,151
	調整交付金	2,372,804	2,207,482	-6.97%	▲ 165,322
	保険者機能強化推進交付金	50,261	24,551	-51.15%	▲ 25,710
	介護保険保険者努力支援交付金	50,587	54,578	7.89%	3,991
	介護保険事業国庫補助金	3,500	6,500	85.71%	3,000
	地域支援事業交付金(総合事業)	412,001	348,027	-15.53%	▲ 63,974
	地域支援事業交付金(総合事業以外)	78,389	78,222	-0.21%	▲ 167
支払基金交付金	介護給付費交付金	10,589,370	10,719,790	1.23%	130,420
	地域支援事業交付金	454,637	390,366	-14.14%	▲ 64,271
府支出金	介護給付費負担金	5,289,136	5,338,974	0.94%	49,838
	地域支援事業交付金(総合事業)	197,697	170,200	-13.91%	▲ 27,497
	地域支援事業交付金(総合事業以外)	39,194	39,112	-0.21%	▲ 82
	総務費府補助金	4,395	0	皆減	▲ 4,395
財産収入	利子及び配当金	2,683	2,437	-9.17%	▲ 246
繰入金	介護給付費繰入金	4,902,124	4,962,625	1.23%	60,501
	低所得者保険料軽減繰入金	572,972	500,337	-12.68%	▲ 72,635
	その他一般会計繰入金	817,625	878,487	7.44%	60,862
	地域支援事業繰入金(総合事業)	197,697	170,200	-13.91%	▲ 27,497
	地域支援事業繰入金(総合事業以外)	39,194	39,112	-0.21%	▲ 82
	介護給付費準備基金繰入金	845,274	534,194	-36.80%	▲ 311,080
繰越金	繰越金	1	1	0.00%	0
諸収入	延滞金、加算金及び過料	301	601	99.67%	300
	預金利子	1	1	0.00%	0
	雑入	2,061	2,232	8.30%	171
総合計		42,025,292	42,339,222	0.75%	313,930

令和6年度 財源負担割合

■保険給付費 居宅サービス	公費			保険料	
	12.5% 市	12.5% 府	※25.56% 国	22.44% 1号保険料	27% 2号保険料
施設サービス	公費			保険料	
	12.5% 市	17.5% 府	※22.56% 国	22.44% 1号保険料	27% 2号保険料
■地域支援事業費 介護予防費・日常生活支援総合事業	公費			保険料	
	12.5% 市	12.5% 府	※25.56% 国	22.44% 1号保険料	27% 2号保険料
包括的支援事業 任意事業費	公費			保険料	
	19.25% 市	19.25% 府	38.5% 国	23% 1号保険料	

※保険給付費及び地域支援事業費(総合事業)の国の負担割合には、調整交付金の令和6年度交付割合見込み(5.56%)を含んでいます。

<歳出>

単位:千円

款	費目	令和5年度	令和6年度		増減	
		当初予算 A	当初予算 B	前年度伸率	R5予算－R4予算 (B－A)	
総務費	一般管理費	481,410	530,775	10.25%	49,365	
	賦課徴收費	44,237	47,475	7.32%	3,238	
	介護認定審査会費	70,225	61,739	-12.08%	▲ 8,486	
	認定調査等費	232,966	248,610	6.72%	15,644	
	趣旨普及費	915	835	-8.74%	▲ 80	
	総務費(計)	829,753	889,434	7.19%	59,681	
保険給付費	居宅介護サービス給付費	20,096,630	21,527,696	7.12%	1,431,066	
	特例居宅介護サービス給付費	1	1	0.00%	0	
	地域密着型介護サービス給付費	6,763,429	5,770,521	-14.68%	▲ 992,908	
	特例地域密着型介護サービス給付費	1	1	0.00%	0	
	施設介護サービス給付費	7,132,924	7,010,237	-1.72%	▲ 122,687	
	居宅介護福祉用具購入費	55,147	60,182	9.13%	5,035	
	居宅介護住宅改修費	67,000	73,046	9.02%	6,046	
	居宅介護サービス計画給付費	2,161,000	2,267,658	4.94%	106,658	
	特例居宅介護サービス計画費	1	1	0.00%	0	
	介護サービス等諸費(小計)	36,276,133	36,709,343	1.19%	433,210	
	介護予防サービス給付費	802,658	829,377	3.33%	26,719	
	特例介護予防サービス給付費	1	1	0.00%	0	
	地域密着型介護予防サービス給付費	20,203	18,506	-8.40%	▲ 1,697	
	特例地域密着型介護予防サービス給付費	1	1	0.00%	0	
	介護予防福祉用具購入費	17,100	15,021	-12.16%	▲ 2,079	
	介護予防住宅改修費	60,000	53,479	-10.87%	▲ 6,521	
	介護予防サービス計画給付費	191,000	194,209	1.68%	3,209	
	特例介護予防サービス計画給付費	1	1	0.00%	0	
	介護予防サービス等諸費(小計)	1,090,964	1,110,595	1.80%	19,631	
	高額介護サービス費	1,080,000	1,179,383	9.20%	99,383	
	高額介護予防サービス費	1,010	1,181	16.93%	171	
	高額介護サービス費等(小計)	1,081,010	1,180,564	9.21%	99,554	
	特定入所者介護サービス費	600,000	511,801	-14.70%	▲ 88,199	
	特例特定入所者介護サービス費	1	1	0.00%	0	
	特定入所者介護予防サービス費	88	112	27.27%	24	
	特例特定入所者介護予防サービス費	1	1	0.00%	0	
	特定入所者介護サービス等費(小計)	600,090	511,915	-14.69%	▲ 88,175	
	高額医療合算介護サービス費	134,000	151,470	13.04%	17,470	
	高額医療合算介護予防サービス費	1,700	1,530	-10.00%	▲ 170	
	高額医療合算介護サービス等費(小計)	135,700	153,000	12.75%	17,300	
	審査支払手数料	36,000	37,524	4.23%	1,524	
	保険給付費 計		39,219,897	39,702,941	1.23%	483,044
地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業	一般介護予防事業費	41,511	38,805	-6.52%	▲ 2,706
		一般介護予防事業費(小計)	41,511	38,805	-6.52%	▲ 2,706
		介護予防・生活支援サービス事業費	1,379,003	1,184,975	-14.07%	▲ 194,028
		介護予防ケアマネジメント事業費	156,708	134,500	-14.17%	▲ 22,208
		審査支払手数料	4,349	3,319	-23.68%	▲ 1,030
		介護予防・生活支援サービス事業費(小計)	1,540,060	1,322,794	-14.11%	▲ 217,266
	包括・任意	任意事業費	145,091	140,961	-2.85%	▲ 4,130
		認知症総合支援事業費	18,908	30,982	63.86%	12,074
		在宅医療・介護連携推進事業費	32,002	31,602	-1.25%	▲ 400
		地域ケア会議推進事業費	7,907	0	皆減	▲ 7,907
		包括的支援事業・任意事業費(小計)	203,908	203,545	-0.18%	▲ 363
		地域支援事業費 計	1,785,479	1,565,144	-12.34%	▲ 220,335
	基金積立金	介護給付費準備基金積立金	2,683	2,437	-9.17%	▲ 246
諸支出金	償還金及び還付加算金	15,792	16,576	4.96%	784	
繰出金	他会計繰出金	171,688	162,690	-5.24%	▲ 8,998	
総合計		42,025,292	42,339,222	0.75%	313,930	

令和6年度 一般会計予算(重層的支援体制整備事業)

<歳入>

単位:千円

款	費目	令和5年度	令和6年度		増減
		当初予算 A	当初予算 B	前年度伸率	R4予算－R3予算 (B－A)
7	雑入	130	130	0.00%	0
	総務費(計)	130	130	0.00%	0

<歳出>

単位:千円

款	費目	令和5年度	令和6年度		増減
		当初予算 A	当初予算 B	前年度伸率	R4予算－R3予算 (B－A)
民生費	重層的支援体制整備事業(介護予防センター公益の事業)	10,554	10,554	0.00%	0
	重層的支援体制整備事業(生きがいづくり事業分)	4,875	60,647	1144.04%	55,772
	重層的支援体制整備事業(介護予防事業分)	86,839	0	皆減	▲ 86,839
	重層的支援体制整備事業 (地域包括支援センター運営支援・管理業務分)	455,293	451,863	-0.75%	▲ 3,430
	重層的支援体制整備事業(権利擁護事業)	18,528	19,764	6.67%	1,236
	重層的支援体制整備事業(生活支援体制整備事業)	36,842	36,975	0.36%	133
	総務費(計)	612,931	579,803	-5.40%	▲ 33,128

各 部 会 取 組 み 報 告

1. 地域密着型サービス運営検討部会【資料 5-1】 2 P
2. 地域包括支援センター運営協議会【資料 5-2】 3 P
3. 生活支援サービス部会【資料 5-3】 4 P

令和 6 年度地域密着型サービス運営検討部会について（概要）

令和 6 年(2024 年)5 月 10 日(金)に第 1 回豊中市地域密着型サービス等運営検討部会（以下「部会」という。）が開催されました。概要は以下のとおりです。

1. 地域密着型サービス事業者の新規指定について

サービス種類		事業所名	所在地	圏域	指定年月日
①	地域密着型通所介護	コスモス刀根山	豊中市刀根山三丁目 5 番 10 号	北西部	令和 6 年 6 月 1 日

上記の事業者について申請内容を報告し、指定の了承が得られましたので、令和 6 年 6 月 1 日付で指定を行うことといたしました。

2. その他案件**地域密着型サービス事業者の指定更新について**

地域密着型通所介護 6 事業所、認知症対応型共同生活介護 2 事業所、小規模多機能型居宅介護 1 事業所の指定更新について報告を行いました。こちらも更新申請手続きに際して、書類審査やヒアリングを実施した結果、特段の支障が見受けられなかったため指定更新を行いました。

豊中市地域密着型サービス等運営検討部会設置要綱の改正について

豊中市地域密着型サービス等運営検討部会設置要綱については、介護保険法改正に伴う介護予防支援指定に関する案件を当部会の取扱いに追加する旨改正を行いました。要綱の改正について報告し、了承を得られました。

令和 5 年度第 2 回・令和 6 年度第 1 回 地域包括支援センター運営協議会 概要報告

○令和 5 年度第 2 回（2 月 19 日開催）標記会議の主な内容は以下のとおりです。

- 1) 令和 5 年度の地域包括支援センターの外部評価について
 - ・各地域包括支援センターの外部評価（特徴的な取組内容およびさらなる質の向上の余地がある点など）の報告を行い、審議した結果、承認されました。

○令和 6 年度第 1 回（6 月 18 日開催）標記会議の主な内容は以下のとおりです。

- 1) 令和 5 年度地域包括支援センター事業報告及び令和 6 年度地域包括支援センター事業計画について
 - ・令和 5 年度地域包括支援センター事業（地域包括支援センターの運営状況など）の報告を行い、承認されました。
 - ・令和 6 年度地域包括支援センター事業計画（課題および目標など）についての報告を行い、審議の結果、承認されました。
- 2) 令和 5 年度認知症初期集中支援チーム事業報告及び令和 6 年度認知症初期集中支援チーム事業計画について
 - ・令和 5 年度認知症初期集中支援チーム事業（認知症初期集中支援チームの運営状況など）の報告を行い、承認されました。
 - ・令和 6 年度認知症初期集中支援チーム事業計画（課題および目標など）についての報告を行い、審議の結果、承認されました。
- 3) 令和 6 年度地域包括支援センター評価の手引きについて
 - ・令和 6 年度の評価方法案（評価方法および今後の評価の流れなど）の報告を行い、承認されました。
- 4) 令和 6 年度地域包括支援センター関係業務の進捗状況について
介護保険制度改正（地域包括支援センター部分）の情報提供など

令和 5 年度第 2 回豊中市生活支援サービス部会について（概要）

令和 6 年（2024 年）2 月 14 日（水）、令和 5 年度第 2 回豊中市生活支援サービス部会を開催しました。
概要は以下のとおりです。

1. 生活支援コーディネーター活動報告について

○令和 5 年 9 月～12 月の生活支援コーディネーター事業報告

・第一層（豊中市全域）での主な実施内容

- ・介護予防・生活支援フォーラムの開催（R5.10.28）参加人数 74 名（兼 第一層協議体・安心サポーター研修会・とよなか地域ささえ愛ポイント事業研修会）
- ・敬老の集い 地域活動等の啓発（R5.9.16 9.17）4 年ぶりに敬老の集いを市内 39 カ所で開催。ケーブルテレビ、全戸配布の広報紙も活用して、啓発を実施。75 歳以上の高齢者 約 2 万人が参加。
- ・福祉なんでも相談 現任研修（R5.11.14 ①13：30～②15：15～）
- ・フェイスブック、びーの×マルシェの運営 など

・第二層（日常生活圏域）での主な実施内容

- ・安心サポーター養成研修、福祉お針箱の活動、介護予防講座、スマホ講座等を各地域福祉活動支援センターで実施。
- ・認知症高齢者の居場所づくりとして民家・保育園等でおれんじカフェの開催。

・第三層（小学校区）での主な実施内容

- ・ぐんぐん元気塾はコロナ前の状態に戻り 36 校区で実施。
- ・各地域の事情に応じ、キッチンカー・移動販売等の実施
- ・ふれあいサロンでの高齢者とこどもの交流

○今後の課題

外出支援の活動については、社会福祉法人の社会貢献活動の一環としてスタートしているが、一事業所では負担が大きく、また利用の促進については依然として課題が残っている。

2. 令和6年度生活支援コーディネーター活動計画（案）について

前年度の生活支援コーディネーターの取組み状況及び来年度の計画について事務局から報告し、審議の結果、了承されました。

令和6年度（2024年度）生活支援コーディネーター活動計画（案）の概要

<令和6年度（2024年度）に重点的に取り組むこと>

- 住民主体ささえあい活動（ぐんぐん元気塾、福祉便利屋）の全校区での取り組み実施
すでに取り組みを実施している校区で活動を継続できる支援のあり方の検討
- 地域マネジメント
地域課題の抽出・分析・解決プロセス、手法の検討
地域ケア個別会議との連携強化
各種団体等と連携したプロジェクトの設置など
- 多様な供給主体の創出
民間事業者・支援団体・NPO との情報共有・情報交換・連携
モデル事業の実施（移送サービス・移動販売・畑の提供など）
- 情報発信と共有
SNS 等の活用

3. 第9期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画における生活支援体制整備事業実施計画について

資料 5-3 別紙を参照

生活支援体制整備事業実施計画（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度））資料3

「生活支援体制整備事業実施計画」は、豊中市の高齢分野における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、生活支援コーディネーターによる「地域における支え合いの体制づくり」を推進するための取組みの方向性を整理し、地域住民、市及び関係団体間で共有するために策定するものです。

なお、「生活支援体制整備事業実施計画」については、「豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の計画期間にあわせた3年間の基本目標（めざすべき姿）を以下のように設定しています。

	平成30年度～平成32年度 (2018年度～2020年度)	令和3年度～令和5年度 (2021年度～2023年度)	令和6年度～令和8年度 (2024年度～2026年度)
豊中市地域包括 ケアシステム 推進基本方針	平成29年度(2017年度)～ 「地域包括ケアシステム・豊中モデル」の実現 ⇒		地域共生社会
介護保険事業計画	第7期計画	第8期計画	第9期計画
	豊中市の高齢者分野における地域包括ケアシステム		の深化・推進
生活支援体制整備 事業実施計画	地域における支え合いの体制づくり		の推進
基本目標 (めざすべき姿)	「住民意識の醸成」 地域共生社会の一員である という意識を育む	「多様な住民主体による 活動の創出」 地域共生社会の一員として 支え合い活動に 参加及び自ら創出する	「住民主体の展開」 地域共生社会の一員として 主体的に活動を展開する

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）の3年間では、「住民主体の展開」を基本目標に設定し、「地域人材の育成・組織化」「地域の課題解決力の強化」の2つを取組みの柱として、「地域における支え合いの体制づくり」に関連する取組みを推進します。特に、コロナ禍で住民活動が抑えられたため、前期の基本目標「多様な住民主体による活動の創出」については、今期も合わせて推進し、住民主体活動や多様な社会参加の場の拡充の方策について引き続き検討、実践していきます。

なお、「地域における支え合いの体制づくり」に関連する取組みについては、これまで同様、以下に示す「第1層（市全体）」「第2層（生活圏域）」「第3層（小学校区）」の3階層で、それぞれの特性に応じた取組みを展開していきます。

階層	相談窓口	ニーズ把握	担い手づくり・支援活動
第1層 (市全体)	社会福祉協議会 ※全市的な相談窓口	匿名性が高いニーズ 専門性が高いニーズ	全市的な活動 ※広域全市統一の活動
第2層 (生活圏域)	地域福祉活動支援センター ※身近な相談窓口	地域とのつながりの薄い人・ 匿名性のあるニーズ	生活圏域での活動 ※安心サポーター等校区に 関わりの少ない人等
第3層 (小学校区)	校区福祉委員会、 なんでも相談窓口 ※地域密着の窓口	ローラー作戦や 小地域ネットワークによる 潜在的なニーズの把握	小地域ネットワーク ※地域密着型の活動

■取組みの展開

●地域人材の育成・組織化

これまで実施してきた取組みを踏襲しながら、「離れていてもつながろう」をコンセプトに集まることなくつながりをつづけることができるように、様々な媒体を活用して取組みを展開していきます。

また、前期に引き続き、「支えられていた人が支え手に」という視点に立ち、多様な人材育成のメニュー・プログラム、社会参加の場・機会づくりを実施します。

【主な取組み】

- とよなか地域ささえ愛ポイントの普及啓発、介護予防お助けバンクの運営、安心サポーター・お針箱サポーターの養成、マンションサミットでのコミュニティづくり等により人材育成及び地域における組織化を図ります。
- 集まって実施するだけでなく、オンライン等集まらずに実施できるプログラムを提供します。
- 多様な社会参加の場の創出に向けた取組み（教養講座・認知症カフェ等）をすすめます。高齢者だけでなく地域共生社会の視点からこども・障害者等との取組みをすすめます。
- 生活支援コーディネーターニュースの発行やフェイスブック等の SNS での情報発信の充実を図ります。

●地域課題解決力の強化

「第1層（市全体）」「第2層（生活圏域）」「第3層（小学校区）」の各階層での課題解決に向けた具体的な取組みを展開するとともに、地域の多様な主体による課題の把握・共有や解決策の検討の場である協議体を運営します。

【主な取組み】

- ライフセーフティネットの構築、家族介護者のグループの育成支援、移送サービスの実施など課題ごとのプロジェクトの実施により、地域課題の解決に取り組めます。
- 住民主体ささえあい活動のぐんぐん元気塾については、校区福祉委員会で全校区の実施と参加者増を図ります。
- 福祉便利屋事業については、人材育成も含めたニーズ・シーズ調査を実施するほか、依頼内容に応じて訪問せずにニーズに対応する取組み（福祉お針箱等）を展開します。
- 事業者との情報共有・情報交換やその他の支援団体、NPO、民間事業所等との連携を図ります。

■活動指標

以下の項目を豊中市生活支援体制整備事業実施計画（令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度））の活動指標に設定します。

- ①福祉便利屋事業（訪問型）の設置校区数、コーディネーター配置校区数、対応件数、担い手の登録者数
- ②ぐんぐん元気塾（通所型）の設置校区数と延べ参加者数
- ③新しく開発した地域資源の種類と年間延べ活動回数

なお、詳細については、第9期豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本目標2-2）-（1）地域での支え合い・助け合い機能の強化 の活動指標を参照ください。

指標の内容		令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
住民主体ささえあい活動 福祉便利屋事業(訪問型)	校区数(校区)	20	27	34
	コーディネーター配置 校区数(校区)	18	24	30
	対応件数(件)	250	300	350
	担い手の登録者(人)	800	850	900
住民主体ささえあい活動 ぐんぐん元気塾(通所型)	校区数(校区)	39	39	39
	延べ参加者数(人)	40,000	43,000	45,000
新しく開発した地域資源	種類(種類)	1	1	1
	年間延べ活動回数(回)	36	36	36

豊中市介護保険事業運営委員会委員 部会構成委員(案)

当日資料

(敬称略) 令和6年(2024年)8月5日現在									
区 分	就任委員			委嘱日	部会名称				
	機関名・役職等		氏名		生活支援 サービス部会	地域包括支援センター 運営協議会	介護保険施設等 事業者候補選定委員会	地域密着型サービス 運営検討部会	介護人材対策部会
学識経験者 (豊中市介護保険事業運営委員会規則第2条第1項第1号に規定する委員)	桃山学院大学	教授	小野 達也	令和6年7月1日	◎				
	大阪人間科学大学	教授	大野 まどか	令和6年7月1日	○			◎	
	大阪大谷大学	教授	秦 康宏	令和6年7月1日		◎	◎		◎
保健医療又は福祉の 関係団体の代表 (第2号委員)	(一社)豊中市医師会	会長	辻 毅嗣	令和6年7月1日		○			
	(一社)豊中市歯科医師会	会長	近藤 篤	令和6年7月1日					
	(一社)豊中市薬剤師会	会長	芦田 康宏	令和6年7月1日					
	(社福)豊中市社会福祉協議会	常務理事	今井 誠	令和6年7月1日	○			○	
	豊中市民生・児童委員協議会連合会	評議員	東 紀代子	令和6年7月1日		○			
介護サービス事業所の代表 (第3号委員)	(一社)豊中市介護保険事業者連絡会	代表理事	村上 功	令和6年7月1日		○		○	
	(一社)豊中市介護保険事業者連絡会	副代表理事	亀井 公央	令和6年7月1日				○	
	(一社)豊中市介護保険事業者連絡会	副代表理事	小林 恵美子	令和6年7月1日	○			○	
被用者保険の保険者の代表 (第4号委員)	健康保険組合連合会大阪連合会	事務局長	西本 大輔	令和6年7月1日					
被保険者 (第5号委員)	第1号被保険者(市民公募委員)		中根 慎治	令和6年7月1日				○	
	第1号被保険者(市民公募委員)		加島 喜代美	令和6年7月1日		○		○	
	第2号被保険者(市民公募委員)		當内 和子	令和6年7月1日	○			○	
専門委員	関西学院大学	准教授	飯田 匡	令和6年6月1日			○		
	大阪府社会福祉協議会 総務企画部第三者評価室	外部評価 調査員	堀川 世津子	令和6年6月1日			○		
	特定社会保険労務士		廣井 典子	令和6年5月1日			○		○
	税理士		古川 誠直	令和6年6月1日			○		
	(一社)豊中市介護保険事業者連絡会	監事	野津 昭久	令和6年7月1日				○	
	(一社)豊中市介護保険事業者連絡会	通所部会長	田中 信	令和6年7月1日				○	
	(一社)豊中市介護保険事業者連絡会	入所部会長	牧野 辰也	令和6年7月1日				○	
	(一社)豊中市介護保険事業者連絡会	居宅部会長	松永 裕貴	令和6年7月1日	○				
	(一社)豊中市介護保険事業者連絡会	訪問部会長	田代 静香	令和6年7月1日		○			
	日本政策金融公庫 十三支店	支店長	馬場 真二	令和6年5月1日					○
	(公社)大阪介護福祉士会	会長	浅野 幸子	令和6年5月1日					○

◎=部会長 ○=部会員